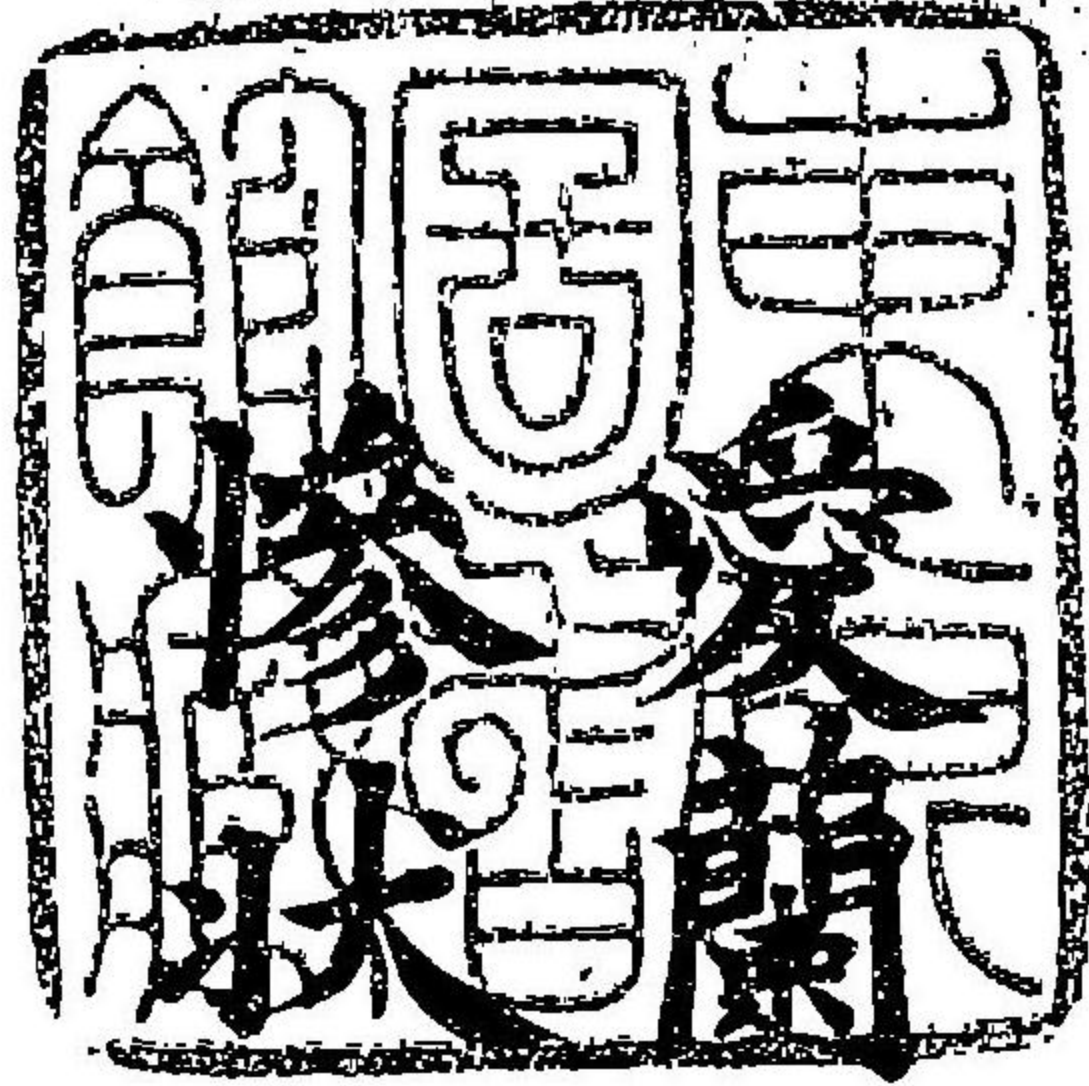
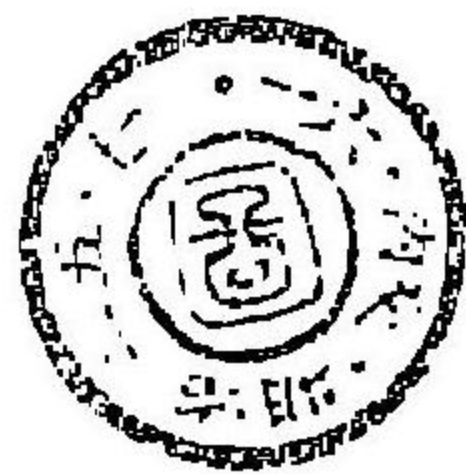


1047/xxv



經世偉略



愛蘭經世偉略序

東西萬里、古今三千年。英雄豪傑素より其人
に乏しからずと雖も、大抵皆あ僥倖にして風雲
に際會せるもの、其實力を角すれば、未だ必しも
一世の智勇を推倒するに足れるに非ざるなり。故
に其言行未だ遠かに敬服す可らざるもの多し。無
冠王パー子ル氏に至ては則ち然らず。深沈剛

毅の姿を以て、愛蘭の偏隅に蹶起し、君主の知遇、顯達の推挽に頼らず、獨智獨勇を以て、當世の英豪を壓倒すると十有餘年。善謀善斷、遂に具翁を擒にして、愛蘭一千萬の蒼生をして、幾と塗炭の苦域を超脱せしめんとしたり。惜らくは、一婦人の故を以て、其末路を誤ると雖も、其意思の堅剛なる、其謀略の奇警なる、其膽智の勇邁

なる、古往今來匹儔なしと云て可なり。世人若し之を疑はば、請ふ此書を讀め。

壬辰四月

學堂居士

自序

余愛蘭土史を讀んで其の慘狀を悲み、涕泗の滂沱たるを覺へず、
而して其の國の志士、苦心慘憺の跡を思ふ毎に感嘆措く能はず、
更に其の國の無耻奸猾の徒が節を濫して大事を誤るを見るや、
劍を抜き案を研る屢あり、此書は實に以上の三者を叙述せんこ
とを勉めたり。

稿成りて客に示す、客一誦通讀、忽ち之れを座に抛ちて曰く、これ
悉く藉りて以て當代の我國を慨せる不平文字、宜しく秦火に付
すべしと、余曰く此硯碎くべく此筆折るべし然れども猶ほ吾に
三寸の舌あり、客曰く善し、汝を坑にせんのみと、余曰く坑固とよ
り恐るゝ所にあらず、然れども終に斯神洲を如何せん、客遽か
に容を斂め謝して曰く、前言は聊か戯るゝ耳、噫、斯神洲を如何せ

んど相見て慨然たり。
客去り夜正に寂寥、乃ち獨り孤燈に對し此の文を草し、以て此書の序となし敢て讀者に示す、知らず讀者の感如何。

壬辰五月

嬌堂 對馬健之助

愛蘭 慘狀 經世偉略

目次

第一章	緒言	一頁
第二章	愛土問題の起原	四
第三章	愛人一片の正氣	十二
第四章	無耻漢國を賣る	十六
第五章	無冠王、オ、コン、ナル、氏	二十四
第六章	大饑饉の前年	三十五
第七章	大饑饉	四十三
第八章	大饑饉の後年	五十五
第九章	愛土二黨の反目	六十一
第十章	惡漢、コ、氏	六十六
第十一章	愛國者の處刑	七十九

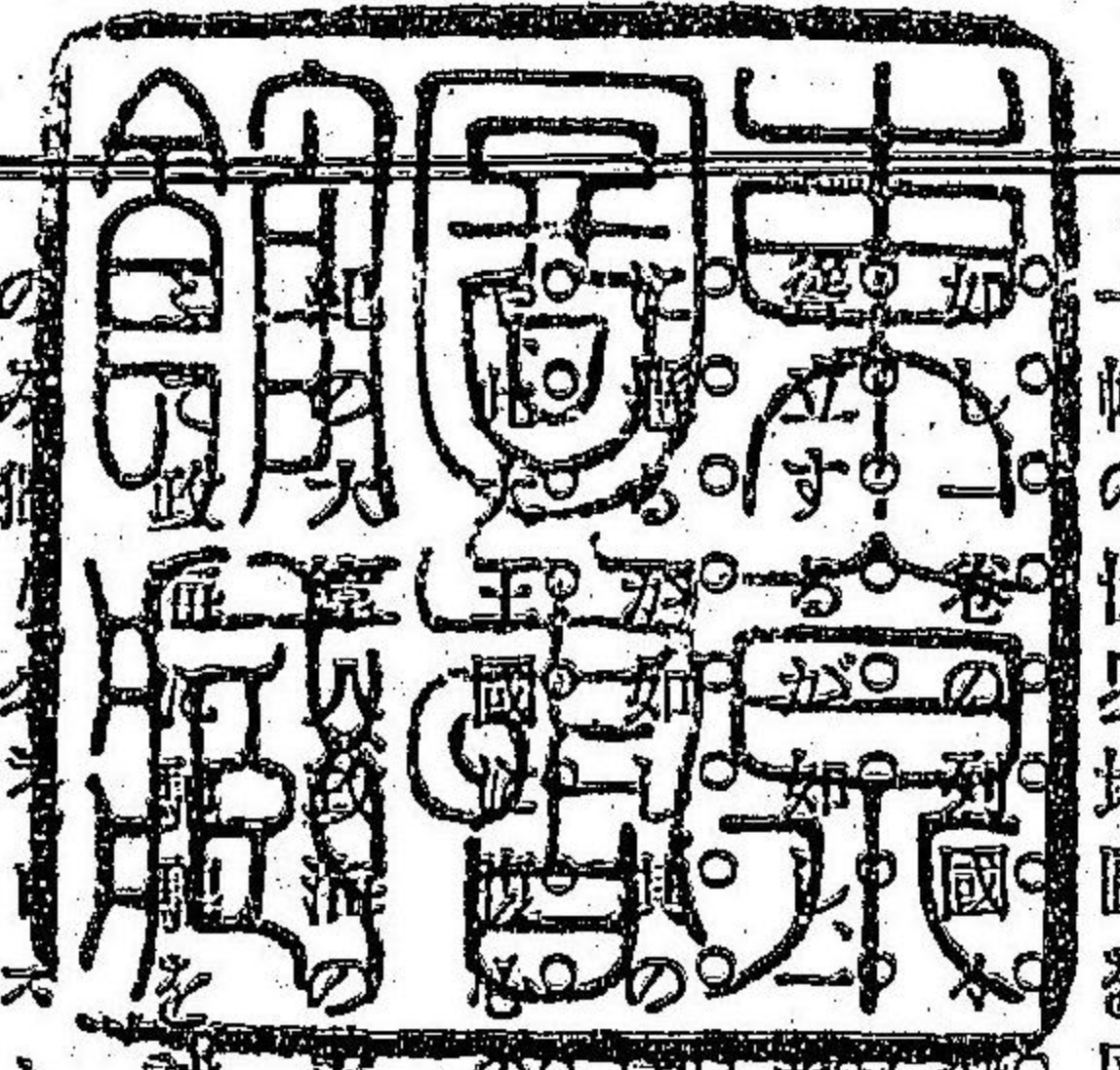
第十二章	「バット」氏及波寧流氏	八十五
第十三章	土地同盟黨成る	九十九
第十四章	同盟脅迫手段	百〇八
第十五章	鎮壓案討議及土地法改正	百十六
第十六章	鎮壓令實施の結果とキルメイニハム媾和條約	百三十
第十七章	波寧流黨と保守黨との聯合	百三十九
第十八章	愛土自治案	百四十五
第十九章	波氏審問事件及其の晩年	百五十六
第二十章	結論	百六十八

愛蘭 經世偉略 目次終

愛蘭 經世偉略

第一章 緒言

對馬健之助編著



一、幅の世界地圖を展ぶれば、英國の屬地東西南北に基布散在して、晴空暗夜の銀河の如く、一帯を縋れば、英國の國勢獨り列國を壓して、高嶽の宇宙を衝て、立するが如く、一帯の政治史を讀めば、英國の立憲代議政治煥然として、天日の大空を照らすの如く、一帯の富強にして、政の整然たる天下比なしと稱す、然るに豈圖らん、瘡疾ありて、最劇たる愛蘭土同民族の中に宿らんとは、第十九世紀の大難關也。泰ヨグラドストン氏、八十餘歳の高齢に達して、今も尙ほ禿頭を振るのみ、推して、トストン氏のみならず、「ビート」ラッセル、「ビール」ヂスレリの諸大政治家は、皆な愛蘭土を平穩に治めんと欲して、非常に苦心せるなり、英國政治界古來俊傑に富む、然るに尙ほ且つ僅々一千萬に満たざる愛蘭土人を支配し得ざるは、抑も何ぞや。

蓋し英國人の局量偏小にして公明正大ならざるに在り。

愛蘭土人の言語風俗習慣は英人と大差なし、唯た宗教に於て異なれり、英人は耶蘇新教を信し、愛蘭土人は羅馬舊教を奉ぜり、善し舊教自由は遂に許されたるにせよ、是を以ての故に愛蘭土人は英人に蛇蝎視せられ、壓制せらるゝなり、換言せば此一事を以ての故に英人の感情平かなる能はず、彼等をして偏僻ならしむ、夫の言語風俗慣習、人種宗教を異にする東印度人若しくは埃及人の英人に瞞せられて、遂に虐待せらるゝもの、豈故なしとせんや。

愛蘭土人民が英政府に虐待せられたる状態は、天下の志士を泣かしむるもの多し、愛蘭土人民は古來より或は獨立と呼び、或は自治と叫び、而して此間に於て愛國の士前後踵を接して起り、内人民を鼓舞し、外政府と争ひ、其の苦心と經營の慘憺なるは、亦實に天下の志士を感せしむるに足るもの多し、オ、イ、コン、ナル、アイ、ザック、バット、パー、ナル等の諸氏は、愛蘭土首領中の俊傑にして、一時は皆な英國政海の羅針盤となり、以て内閣の一起一倒を其の掌上に弄し得るの勢力を有せり、然るに彼等は尙ほ自國人民を濟ひて自由の民たらしむる能はず、愛蘭土人は依然として英政府の下に呻吟するは、

は抑何ぞや、オ、イ、コン、ナル氏の温厚に過ぎたるも、バット氏の縦横の奇策に乏しきも、パー、ナル氏の憐むべき末路とは其の目的を遂げ得ざりし一原因なるは、固より争ふべからずと雖ども、詳かに之れを察すれば、職として愛蘭土人民が一致結合の力に乏しく、區々として小事に争ひ、屑々として自家一身の利害を考慮し、敢て國民全體の休戚に留意するもの少なきに由る、蓋し兄弟蕭牆の中に、関くの時、は即ち奸猾の徒が其の私利を貪るの好時機なり。

英政府無謀の處置と、愛人が經營慘憺の状は、章を趁ふて之れを陳べん。

第二章 愛蘭土問題の起源

愛蘭土の慘狀其の淵源するや久し、曠昔に溯りて之をみるに、實に今を去ること七百年前、英人の愛蘭土を征服せしに始る。先於是、ノルマン人の英蘭土を侵略するや、ヘンリー二世に至り、進んで愛蘭土を征服せんことを謀る。當時愛蘭土の僧侶、基督教を信仰せしも、羅馬法皇權を承認せざりしが故に、法皇アドリッマン四世は、僧侶及人民を羅馬教に歸服せしむべしとの約束を以て、王の企圖を認許するに至る。是に於て乎、王親ら兵を率ひて愛蘭土に迫り、遂に之を征伏し終れり。實にこれ西曆千七百七十一年なり。當時は尙ほ野蠻の時代にして、暴力即ち獸力は、天下を制する唯一の權力なるの時なれば、強剛者の意思は、即ち法律にて、ノルマン人の狂暴に至らざるなし。故を以て、愛蘭土人民は、幾度か干戈を執り之に抗せしも、南風遂に競はず、回瀾の事業全く成らず。空しく千秋の恨を呑んで、ノルマン人の奴僕とはなりぬ。下つて千三百六十七年、英政府の愛蘭土に施行せし法律の如き、蠻貞紛々殆んど堪ゆべからず。今試に其の二三を示さん。

英蘭土殖民ニシテ愛蘭土ノ婦ヲ娶ル者ハ斬罪ニ處ス。
 英蘭土婦人ニシテ其ノ子ヲ愛蘭土人ノ養子ニ遣ル者ハ嚴刑ニ處ス。

英蘭土人ニシテ愛蘭土語ヲ用井又ハ其ノ習慣風俗ニ倣フ者ハ嚴刑ニ處ス。

英國王は又、ダブリン、キルデア、メイス、ルイスの諸洲を英人領として嚴重に區劃し、愛蘭土人にて領内に足を容るゝものをば、斬罪の刑に處して、聊かも假借する所なし。若夫斯の如きの嚴法、酷刑、愛蘭土の人民、宗教、國語、習慣、風俗、自由、獨立を殲滅せん爲めなるを知らば、愛人たるもの誰か憤慨せざるを得んや。

下つて、ヘンリー八世の時に及び、千四百九十三年九月十一日、王は第二子、ヘンリーを愛蘭土太守に、ロード、ポインティングスを副太守に任ぜり。副太守は愛蘭土に議會を設立して立法の權を之に委ねしも、議會は唯た是れ當時の社會を吹き荒したる野蠻的法律を餘す所なく、制定するの一機關たるに過ぎざるのみ。加之當時愛蘭土人民の耕地を沒收すると頻にして、人民飢餓の厄難漸く頭上に墜落し來り、英土貴族等が愛蘭土耕地の強奪は、恰も一種の流行病となりて、更に其の底止する所を知らず。愛蘭土各地問題の萌芽實に茲にありと謂ふべし。若し能く此問題にして一たび満足に氷解せられなば、愛蘭土問題は決して世人の口頭に上らざるべく、又英國政治家の苦心もこれなかるべきなり。抑も土地問題は、獨り愛蘭土に止まらず、英土に歐洲諸國に米洲に於ける難

問題にして、又將に予輩の脚下に起らんとする難問題なり、嗚呼如何にして土地を一般人民に回收せしむべきか、土地彼自身さへ知らざるべし、唯知るものは、それ全知全能の神のみなる歟。

嘗て「メタハルト」ミル氏曰く、「ヘンリー二世の征服以前には、愛土人民は未だ土地の所有權を解せず、土地は全支族の有にて、間々地主あるも、僅少にして言ふに足らざりしなり、封建思想は征服と共に入りしかど、人民の徳義心に承認せられざりきと、又千八百七十年、上院にて愛土々地法の討議中、「ロード、クランプトン」曰く、愛土の地主制度は、合法上の盜奪に由りて成れりと、又同年十月十一日、「ベルミンハム」の「タウン、ホール」に於て、「ブライト」氏曰く、愛土に於ける土地所有權は、概ね沒收に由りて創設せられたるものなりと、其の他有名の人物にして、此の類の言を爲せしもの少なからず、夫れ征服者の最大主眼は、土地の所有權を奪ふにあると、世界を通じて異とするに足らざれども、愛土慘狀の實に茲に起因せるを思へば、亦誰か悚然たらざるものあらんや。

「メアレン」女皇は、愛土人と同じく、羅馬舊教の信者なるも、其の愛土の土地を沒收することに於ては、暴虐を極め、今日王領女皇領と稱ふる「レイニスター」の大部分は、此の女

皇の沒收せしものなり、又英國にて、温良の聞へ今も尚ほ芳しき「ヒース」女皇の在位時代は、愛土人殲滅策尤も暴虐にして、舊教の跡を絶たん爲め、其信者を、塵殺せんとは、女皇の一大目的なりしと、云ふ、當時英土の歩兵にして、愛土に移住する者には、各百二十「エーケル」(一エーケルは我が國の四反十八歩強に當る)騎兵には各二百「エーケル」を分與せり、爲めに英兵の土地を得んとて、愛土に移住するもの非常に夥しく、遂に未曾有の大殺戮起るに到れり、當時の狀況に就て、「ホレンツシューード」氏の記する所に依れば、英人の行く／＼、俘者を殺戮するや、老少の嫌なく、糞糞にあるものさへ容赦せず、南「レンリック」より、東「ウツナル」「フョルト」に至る百二十哩間は、全く赤地と化し、一愛土人、一畜類、一穀物たも見るを得ざるに至り、偶、劍槍の難を避け得るも、到底餓死を免れ難かりしと、氏又曰く、飢饉に追れるものは、恰かも幽靈の如く、顔に生色なく、其の喘ぐや氣息斷々自ら耐へざるものに似たり、是等の飢民食を得んが爲め、眼々踰々として、東西南北に彷徨し、牛馬なり、犬猶なり、甚しきは同胞の屍なり、見當り次第に噛み付きて、殘す所なしと、氏又曰く、昨日までは炊烟盛に擧り、鶏犬の聲四方に呼應せし地方も、朝たには修羅の巷と變じ、夕べには漠々たる荒野と化し、滿目の光景、慘として見るに忍びずと、李華句あり、曰く

鳥無聲兮山寂々、夜正長兮風漸々、魂魄結兮天沈々、鬼神聚兮雲霽々、日光寒兮草短、月色苦兮霜白、傷心慘目有如是耶。

藉りて以て當時愛土慘慘の状を寫すべし、嗚呼愛土人誰か這般の事を唯た過去の不幸として雲烟に附するものあらんや、假令海疆り山崩るゝも此恨は永く忘るべからざるなり、愛土の英國腹心の病たる、豈夫れ故なしとせんや。

「チェームス」一世の債を倫敦の諸會社に負ふや、之が辨償に途なく、愛土の耕地を沒收して其の償却に充てしもの少なからず、今左に其の表を示さん。

ドウバルス會社	二七、一四〇、エーケル
メルシルス會社	二二、一七〇、エーケル
アイロンモンガルス會社	一一、二一三、エーケル
グロックスルス會社	一一、六七八、エーケル
クロサルス會社	一〇、二六七、エーケル
スチンナタールス會社	五、〇六二、エーケル
總合計	一二七、七七〇、エーケル

此沒收の爲め、五十萬の人口は悉く西南荒蕪の瘠地に放逐せられたり、然れども、是れ未だ慘狀の甚しきものにあらず、更に驚悸に堪へざるものあり、乞ふ試に語らん、愛土史中最も悲哀なるものは、英國共和政治の時にてあるなり、此時更に又百七十萬エーケルの土地を沒收し、加之、フーロンロー將軍は、政府の命を奉じて、一日の間にニュー市の近傍にて七萬人を戮殺し、又西メリス及びロングフォールドにて、一人を残さず暴殺し盡し、暴殺を避けんとて山深く逃れたる者ありしに、アルサル、ロフタスは、逐ふて山を圍み火を放ちて焼き盡せり、當時愛土人民の暴殺せられしもの、無慮六十一萬六千人なりしと云ふ、其の慘狀想ふべし、予輩外人之を聞くたも尙ほ戰栗の情に堪へず、况んや戮殺せられたるもの、子孫に於てをや、共和政府轉覆して「スチェオド」家王位に即きしも、英土の愛土に對する政略は依然として舊の如く、國王の變更内閣の交迭は、愛土には無關係にして、愛人は絶へず、掠奪に憚み殆んど五百年間、愛土は英土貴族の犠牲に供せられて、六合に冷ぬき、天日も獨り、愛土を照らさざるの觀ありき、千六百七十五年に不完全なからず土地法規定せられて、總計千百萬エーケル打量せられし内、新教信者の所有に係はる、四百萬エーケルを除きたる殘餘は、左の如く分與せられ

たり。

新教徒ニ(内譯ハ之ヲ略ス)

四、六〇八、六五三、エー、クル

舊教徒ニ(内譯ハ之ヲ略ス)

二、三二二、八五九、エー、クル

是れ有名なる果斷の處置なるも未だ十五年を経ざるに、ウエレフ、三世の時、千六百八十八年復た舊教徒の所領百五十萬エー、クルを沒收して、英人十五人に頒與せり、細表ハ零ス、殲滅の策尙ほも熄まず、千六百九十一年に及び、更に苛法を布きて、愛蘭土政府をば全く愛人の手より引き去りて、英人の手に取り、國會より愛人を放逐して、三百の議員を新教徒より撰出せしめ、諸公廳より愛人を退け、加之愛人の兵士たることを許さざるのみならず、目的の如何に關らず、一切武器を所有することを禁じ、且つ又舊教徒の土地を購ふを許さず、贈物として受納するるときは、禁せられ、一頭五磅以上の馬をも所有することを得ざるのみならず、舊教徒の子にして、新教信者なる場合には、父母の財産を奪ふて之を路頭に迷はしむるも、法律上其の罪を問はざるべしと規定せり、後ち六年更に一法を制して、愛土内にて新教徒の舊教徒と結婚するを禁せり、蓋し英土貴族即ち愛土地主唯一の目的は、英愛二族の區劃を明にして、愛人を殲滅し盡さ

んとするにあり。

英人の愛人を害むるの極實に前述せる如しと雖ども、茲に奇異の一現象あり、愛土毛業の繁昌せること、是れなり、愛土の人民は、東西古今未曾有の暴政に壓せられしにも、關はず、獨り毛業商は、十七世紀の終りには、益々繁昌を極め、歐洲諸國に輸出する額夥しく、常に英商を壓倒せしかば、英人は卑劣にも嫉妬の心を起し、遂に千六百九十九年、英政府は愛土毛業商に、英土、ウエ、ル、ス、外に輸出するを禁止し、又殖民地より一切の物品を、愛土に向けて輸出するを差止め、加之愛土の毛類は、一度之を英土に輸送し、ヨルク、シヤ、ン、にて紡織せる以上にあざれば、愛土内にて製作するを禁じ、紡織して後ち重税を課して、愛土に再輸出を許せしむ、愛土より英土に輸出する場合には、唯パ、ル、ン、ス、タ、プ、ル、の一港を限り、斯かる非常の干渉を嚴行せしを以て、一朝にして、愛土の毛業商も、廢絶の不幸を見るに至れり、嗚呼、同一國民の爲めに、政治上に商業上に、社交上に、斯く迄壓制されたるもの、一愛土を除かば、天下又他に見るべからず。

第三章 愛人一片の正氣

愛人○萎靡○疲弊○せりと雖○豈○一片○の正氣○なしとせんや○積年○鬱勃○の氣當○に爆發○すべき○の機○至れり○千七百八十二年は英土に在りては國歩艱難時事容易ならざるの時なりしかども愛土に取りては千載の好時機とも言ふべき時なりしなり先於是英政府が多年北米人民に對せる殘忍酷薄の結果千七百七十五年に至り遂に北米獨立戦争破裂の大變となれり當時英土の困迫實に甚しく全力を傾倒するも尙ほ此大破綻を編織し難く顧みて愛土の天を望めば正氣鬱々乎として雲蒸し國民の協同團結愈堅く完備せる五萬の義勇兵を組織するに至れり愛人は成るべく穩和の手段を以て諸般の干渉を斐除せんと決心せしも萬已むを得ざる場合には流血漂杵の慘状を見るも斷して自由を得んと誓ひ遂巡躊躇の色なく旗色整然たりき今や愛土にて自由を呼ぶの聲は恰かも萬雷の一時に轟くが如く山に響き谷に應へて東に西に南に北に國を擧げて皆な將に來らんとする自由を歡べり加ふるに英土の新聞紙が北米獨立戦争を論述して人民少數なりと雖满腔の熱血自由の精靈に由りて凝結するときは天下能く争ひ得べきの敵なしと言へる一語は端なくも愛人を鼓舞激厲して益々回天の

策を畫籌するに熱中せしめたり當時愛人の舉動を評して叛逆の所爲なりとの非議ありしも愛人の舉動は正理公道を歩めるものにして予輩は一點の議すべきものを見ず愛人の舉動の如きは實に世界の據にして人類社會の名譽と云ふべし

千七百八十二年二月愛人は義旗を擧げ同月十五日にワルスタール地方百四十三の義勇團隊よりの委員ダンガンソンの寺院に集會して誓約條を議定せり其重なる個條は左の如し

市民ハ武器ノ操縱法ヲ知ルガ爲ニ一切ノ權利ヲ害セラザル事
 千四百九十三年、ロード、ポイニングノ法律ヲ憲法違反ト認ムル事
 愛土ノ諸港何處ナリトモ英國ト交戰國ナラザル諸外國ト開港スル事并ニ愛土國會ノミニニテ定メタル諸般ノ負擔ヲ憲法違反ト認ムル事

宗教ハ信仰ノ自由ニ任スル事
 以上の個條を愛土上下兩院内の少數の愛國者に通告し且つ附するに左の數言を以てす

親愛ナル貴籍諸君子輩ハ諸君ガ憲法上ニ商業上ニ多年辛苦經營シテ保護ノ地位

ニ立ヲレタル勞ヲ謹謝ス、諸君ノ言論ハ人民ノ輿論ト符合セリ、諸君ハ今百尺ノ竿頭更ニ一步ヲ進メテ、人民ノ輿論ヲ擴張セザルベカラズ、予輩ハ國王ニ對シテ忠義ヲ盡スベキ義務アルヲ知ルト同時ニ、自己ノ權利ヲモ熟知シテ自由トナルベキヲ決心セリ、予輩ハ自己ノ權利ハ外更ニ多キヲ望ムモノニアラズ、予輩ハ既ニ正理公道ヲ歩ムヲ運動ス、而シテ成功ヲ危ムハ是レ神ヲ疑フモノナリ。

同年四月九日國王は英土國會に愛土問題を商議すべきことを命ぜしに國會は五月十七日議決して從來の干渉を除きて法律の文字上よりは愛土を自由の邦土となせり、千七百七十八年英政府は北米戦争は善し結局英國の敗北とならざるにもせよ到底容易に其の局を見る可らざるを悟りて愛土に對し再び多少讓與せざるべからざるに至り、此年二大件を讓與せり、愛土と諸殖民地間の通商を許可せる其の一なり、愛土の綿布を英土の諸港に輸入するを許可せる其の二なり、斯くの如くにして愛土は政治上に商業上に英政府の干渉を除き去りて一個の喜ぶべき自由の天地となりて、其の生産業再び勃興せり、翌千七百八十九年十月十一日愛土國會は國王に諸外國との通商を自由にせん事を請願せしに、同年十二月十三日請願許可せられたり、今は愛人

汲々として富國の策を講じ、諸般の事業を起し、忽ちにして英人を驚動するまでに發達して、諸殖民地は勿論、諸外國及英土の市場にてさへ愛土の製造品は英品を壓倒せしかば、英商は醜くも再び猜忌嫉妬の念を起し、「マンチエスタ」人民は十二萬人の連署にて愛土麻布の英土に無制限に輸出するを禁すべき請願書を上院に呈出せり、愛土當時の發達に就て千七百九十八年「ロード、シレー」驚嘆して言へり、地球上何處の人民も千七百八十二年より千七百八十九年に至る僅々八十年の間に愛土の如く教育上、農業上、及び製造上に同一の短期間に斯かる進歩をなせしものなしと、又「ロード、フランケット」曰へり、愛土は僅に人口四五百萬を有する學大の一小島嶼に過ぎざるも、愛土人民の如く敢爲の氣象に富みて、富國に熱心なるは、他に類例を見るべからず、八年間の進歩は、愛土人民自身にさへ驚くべき進歩ならん、亦以て當時愛土の發達を想ふべし、而して之が原因は、愛土は英政府の干渉を免れたるにあり、換言せば愛土の自治を許せるにあり、嗚呼、自治なる哉、自治なる哉、愛土を治むる夫れ唯た自治にあり、矣、彼の徒らに干渉を試みて、意外の騷擾を醸し、終に治め難きに苦しむもの、深く茲に鑑みなば、必ず餘師あらん。

第四章 無耻漢國を賣る

千七百八十二年以後十六年間の愛土の進歩は英人の嫉ましく思ひ居りし所なるは、マンチエスラー市民の舉動にても既に明瞭なるか、英政府は北米の獨立戰爭に敗衄して、其の獨立を承認せし時より再び愛土に向つて、壓制の鋒鋷を磨き初めたり、右の十六年間に、英國王は尙ほ舊教徒に公權及政治上の權利を與ふるとを拒み居りしが、北地の新教徒は愛土の獨立を請願せしも、容れられざりしを憤り、彼の舊教徒と聯合して、合衆愛黨を組織し、兩派とも信仰上の僻心を去り、最も親密に結托せしかば、英政府の驚愕一方ならず、今は百方奇策を運らして兩派を離間し、隙に乗じて愛土の自由を蹂躪し、并せて其の繁盛をも蕩盡せんことを務めたりしに、卑劣の離間策計らずも、的中し、ヒーパー、オデュー、ボイス會、後ち、オレンツマンサイラーと改稱せる一團、漸く勢力を得るに至れり、此會の主眼とする所は、國王及政府に味方して、愛土内の舊教徒を殲滅するにあり、北地の舊教徒にして、同會の威嚇に恐れ、南西の地方に脱走せしもの尠ならずりしと云ふ、マン氏曰く、千七百九十七年の四月一日より、六月二十四日に至る、三ヶ月間に愛人の被りし災難は、月を費やすも尙ほ言ひ盡し難しと、以て英

政府の愛土に對する政略の、漸く苛酷に赴きしを察すべし、當時英政府の秘密探偵至る所に、出沒し、種々の訛説を流布せり、北地に於て、彼等は舊教徒團結して、云々の殺戮を企て居れりとか、又は新教徒の寺院を破壊せん爲め、徒黨を結べり、杯と根も葉もなき浮説を傳へ、西南の地方にても、同様の構造説を流布せしめ、只管新舊兩教徒間に憤怨の念を興さしめんとを計れり、英政府の奸策、茲に止まらず、尙ほ英人の愛人に對する感情を傷け、且つ愛人を曲者の地位に立たしめんと爲め、種々の捏造説を蒐集して、一冊子を編製し、之を諸方に回送せり、ロード、モイラ其の一本を購寫し、携へて上院に到り、一々記述の事件を論駁し、是れ盡く構造説なりと斷言して、痛く政府の處置を誹議せしに、大法官は之を眞確の事實なりと諍ひしかば、モイラ氏應へて曰く、大法官は元來、此書が英政府の今日まで、愛土に施行せる處置を辯護せん爲めに、構造せられたることを熟知し居るも、政府の囑托に依り、餘儀なく、茲に其の眞偽を争ふものならん、と短刀直入、胸間に迫れりと謂ふべし、嗚呼、悲ひかな、今や愛人、英政府の奸策に陥りて、遂に紛擾を極めたり、此に於て、政府は時至れりと爲し、口を鎖撫に藉りて、殲滅の實を行はんとせり、時の提督、ロード、カルハ

ノアトンは政府の奸策詭計は紛擾を鎮むるの功なく却つて益紛擾を煽動するの危険あらんと公言し其の職を辭せしかば、アパルクロンペー將軍代りて後任を襲きしも自ら肩とせず數日にして辭任せり、バントン氏其の後任者の舉動と當時の狀勢とを論じて曰く、鐵撫軍は騷擾を挑撥せんことを内訓せられ、良民に無實の服罪を強ひ、之れを虐遇せしが故に、流石の良民も終に狂暴を働くに至り、紛擾に紛擾を重ねて英兵は得意の殲滅策を嚴行せりと、斯くして英政府の策略は豫期せし如く其の圖に中れり、千七百九十八年三月には英兵の愛土に駐在せるもの十三萬人の多きに上れるも、尙ほ不充分にて、四月廿三日更に二聯隊の傭兵(ヘセア)人より成る者を派遣せり、兵士の暴行、日増に激烈を加ふるに従つて、人民の憤情愈高まり、恰かも傷を負へる野猪の如く荒れ廻りしも、疲弊と武器の不完全なるは、精銳の英兵に敵し難く、容易に鎮定せられたり、嗚呼當時愛人の痛恨如何計りなりしや、想ふて茲に至れば斷腸の情に堪へず。

其の頃の愛土國會は三百の議員より成立せし、も舊教徒は政治に與かり得ざるが故に、政權は少數者の專有にて、五十三名の貴族は百二十三名を指して、外に十名を管理し、五十名の地主は九十一名を指定して、外に四名を管理せり、斯くして三百議員中二百二十八名は僅々百八名の權内に屬し、殘數七十二名のみ新教徒より撰出せられしなり、而して愛人は一般に舊教徒なれば愛土國會の常に多數人民に不利なるは言ふ迄もなけれど、尙ほ之を英土國會に合するに勝れるなり、英愛二土國會合同論は千七百九十九年愛土國會に提出せられしも、當時の國會は之を否決せり、元來合同論は事大黨即ち英國派の黨與間には稍や熾なりしかども、國會にては容易に贊成すべき模様もなければ、ロード、カッスルレーは合同論を飽く迄も實行せんと欲し、罪深くも、資金を以て議員の多數を籠絡せんとして、左の如き内約書を作れり。

第一條 議員一名ノ議席ヲ一萬五千磅(我カ九萬圓位)ニテ買フ。

第二條 議席ヲ賣リタル人々ハ英國大藏省ヨリ其ノ代價ヲ拂フベシ。

第三條 議員ニシテ合同ノ爲メ損害ヲ蒙リタルモノハ相當ノ報酬ヲ受クルヲ得ベシ。

第四條 前條ノ事ヲ行ハンガ爲メ豫算額百五十萬磅ハ愛人ヨリ徵收スル。

是れ實に前代未聞の賄賂策にして、眞にこれ醜の又醜穢の又穢、嗚呼予輩亦た之を多

言するに忍びざるなり、賄賂策は恐嚇政略と相俟つて功を奏し、千八百〇八年八月二日、合同論可決して、翌千八百〇一年一月より實施と定まりたり、而して是れが爲め、愛土より英土國會の下院に百名、上院に三十二名の議員を出すとはなりぬ、當時愛人の誹難、謗議甚しく、二十七洲七十萬七千人は連署して、合同論の可決を尤め、而して其の可決に同意せるものは僅に三千人に過ぎざりしと云ふ、合同論を賛成して、爲めに報酬を得し者の、人名及金額に就きて、細表あるも煩雜なれば、左に其の畧表を示さん。

- 貴族ニ叙セラレ、且ツ四萬五千磅我が二十四萬圓ヲ受クシモノ 五名
- 貴族ニ叙セラレ、且ツ終身年金千三百磅我が七千八百圓ヲ受クシモノ 七名
- 貴族ニ叙セラレ、且ツ七千五百磅我が四萬五千圓ヲ受クシモノ 一名
- 一萬五千磅我が八萬圓ヲ受クシモノ 一名
- 五千磅我が三萬圓ヲ受クシモノ 二名
- 三萬三千磅我が一萬九千八百圓ヲ受クシモノ 八名
- 一千二百磅我が七千二百圓ヲ受クシモノ 一名
- 六百磅三千六百圓ヲ受クシモノ 十五名

- 五百磅三千圓ヲ受クシモノ 二名
- 四百磅二千四百圓ヲ受クシモノ 二名
- 三百磅一千八百圓ヲ受クシモノ 三名
- 貴族ニ叙セラレシモノ 二十名
- 判事ニ任セラレシモノ 十名
- 高僧ニ拜命セラレシモノ 七名

此の表を讀むもの、唯れか、當時愛土にて、銅臭紛々、節義地を掃ふて、空しきを慨せざるもの、あらんや、夫れ道徳心の消長は、邦家の隆替興亡に關するや、實に大なり、愛國の士、時に及んで、綢繆の計をなさずんば、臍を噛むの悔あらん。

英政府縦横の奸詐と、賣國奴萬機の醜態とは、尙ほ記すべきものありと雖も、余は最早や筆硯を汚すに忍びざれば、是れより、合同以後の愛土の狀態を記さん、に愛土の立法廳一度、以英京倫敦に移轉せしより、愛都ダンリン府の繁華も、權花一朝の榮と消え失せて、復た見るべからず、合同以前には、タフリン府に九十六の愛土貴族の金殿玉樓、華を競ひ美を争ふて、時ならぬ花を咲かせしも、合同後は僅かに二十八家に減し、處々

に落々として廢垣殘礎の跡を遺せしのみ、又従前の三百議員中、唯た五名を殘して、餘は盡く倫敦府に轉住せり、且つ千七百九十二年には、二百四十萬磅なりし府民の公債額は千八百四年には、一躍して四百三十萬磅の多額に上れり、而して愛土全般に及ぼせし影響は左の如し。

租稅	千七百九十八年	千八百四十年
「ダブリン」府ノ商人	二五〇〇〇〇〇	六、五〇〇〇〇〇
「ダブリン」府ノ傭使者	五、六二〇〇	三、〇〇〇
「ダブリン」府織機	二四、〇〇〇	一、〇〇〇
毛業商	四、〇〇〇	一、〇〇〇
「コ、ク、リ」洲ノ織機	一、〇〇	六
「カリック、オ、ス、ウ、イ、ア」ノ織機	七、〇〇	無
「チルク、ニ」ノ毛布織匠	四、〇〇	七
「バ、ン、デ、ン」ノ綿布織匠	六、〇〇	五

算し去り算し來れば、愛土衰頹の有様驚くに堪えたり、嗚呼、是れ一に賣國奴の罪なり、予輩をして不幸にも、愛土の人民たらしめば、彼の三族を磔殺するも、尙ほ甘心する能はず。

第五章 無冠王オーコンネル氏

英愛の二國會合同して愛土の人民は、全く疲弊衰弱の底に沈淪し、其の慘憺悽愴たる
狀況、志士をして血涙の飛ぐを禁ずる能はざらしむ。是れ一に賣國奴の罪、今更ら之を
如何ともすること難く、唯英材非凡の大人物出て、此國民を導き、光明の天地に達せ
しむるを、俟つの外なきなり。然りと雖ども、愛土國民たるもの、如何んぞ拱手して、邦家
の衰頹を坐視し、英政府の虐政と、地主の專横とに黙従するに忍びんや。假令國民は、個
々分裂して一統する所なきも、彼等は決して、唯自家の福利を是れ祈りて、國を忘れ同
胞を棄つるものあらざるなり。

愛民中、十分の八は舊教徒にして、新教を奉ずるものは僅に其二に過ぎず、而して新教
徒專横横斷の振舞は、一般愛人の、常に切齒扼腕する所にして、舊教自由は彼等の熱愛
せる少女たりしなり、合同の成るや、ビット氏の如きは、舊教自由論に加擔せし位なる
も、デョーイッ三世は、絶對的の反對者なれば、到底此論は行はるべくもあらず、後ちデョ
ーイッ四世に至りて、舊教自由論の勢力、全愛土を風靡し、千八百二十四年の始めに當り、
舊教徒の團體四方に起り、遂に合同して、一大舊教黨を組織せり。先是、千八百十二年の

頃より、舊教自由論は内閣の議に上り、カンニング氏の如きは、之か爲めに盡力する所
少なからず、遂に千八百二十五年の國會に於て下院を通過するに至れり。然れども、惜
いかな、上院に於て否決せられ、其の實行の運びに至らざり。千八百二十九年に至りて、舊
教自由の論愈々勢力を得、多年有力の反對者たりし、ピール氏の旗下も漸く散佚し、舊
教黨の説に賛成するもの、續々踵を接し、千里一瀉の疾勢を以て、同年四月十日、難なく
上下兩院を通過せり。實に愛民の期望茲に至りて成れりと謂ふべし、而して舊教自由
の爲め、粉骨碎身して盡力せる領袖、オーコンネル氏は、愛土教主の稱賛を受け、愛人に
歡迎せられ、又英人よりは、愛土無冠王と呼ばれて畏敬せらるゝに至れり。後年、ジャッ
ドストン氏、オ氏を贊して曰く、

彼ハ、彼ナキ身ヲ以テ、勝テ平和ノ戰場ニ得タリ、恰カモ、摩西ガ、イスラエルノ子孫ヲ、
「サイナ」ノ山下ニ導キタルガ如ク、彼ハ、其ノ一身ノ力ヲ以テ、愛蘭土ヲ導キ、聖徒ス
ラフニンノ許ニ到ランメタリ。

と、然れども、舊教自由を渴望するの餘り、四十シロウングの家宅、所有主の參政權を十
分、に上せたるは、蓋し、非常の失策にして、是れより、地主共、法律の範圍内にて、土地取揚

を嚴酷に行ひ爲めに細民の困難舊に倍するに至れり加之十分一税新教派の寺院を維持する爲めの税依然として存し其徵收の方法亦酷なりしかば暴徒所々に起り徵税吏に抗して往々殺伐の悲劇を演し人心恟々危機目前に迫るの觀あり是に於て千八百三十二年英政府は遂に騷擾の地方に鎮壓令なるものを施行して集會を禁し言論を制止せり事態已に斯の如し愛民の安息未だ容易に得べからざれば首領オニコソナル氏は愛土を救済する唯一の方策は合同律を取消して愛人をして舊の如く自治制の下に立たしむるに在りと思ひ此より合同律廢止を主張せんことを人民に勸告せり氏は機智に富み辨才に長し而して一たび事に當るや奇鋒銳利向ふ所前に播なし其演壇に上りて口を開くや雄辨滔滔々として疾風の如く急雨の如く聽者の神を奪ひて又一個のオニコソナルたらしむ小人は罵りて奸物憐惡者煽動者と呼ぶも氏は實に着實温厚の首領たりしなり唯憾むらくは百年の前途を洞看するの明識なきとを然れども其一身を愛土の犧牲に供し毫も私情に曲けらるゝなきは眞に欽すべし氏初め愛土の慘狀を憂へ奮然袂を投じて起ちしより愛人其の旗下に蟻集して聲固なる一團を作し其の勢力の及ぶ所終に内閣の一起一倒も一に氏が方寸の中に存

ずるに至れり千八百三十五年力を自由黨に藉して保守黨内閣を顛覆せり新内閣は「オニコソナル」氏に酬ゆるに地方制度の改正を以てし稍奮激者をして政權に參與せしむ氏も亦愛都ダブリン府の知事に擢舉せられたり然れどもダブリン府の法官任免を國王に一任せる爲め狡猾にして專横なる法官の一擧手一投足は氏及愛土の運命を左右するに及び其非計なりしを悟れるも亦追ふ可からず地方制度の改正其目的を遂げしより氏は諸般の改革をも成し得べしと信じ一方に於ては首相「ロイド」メルポールン」を説き他方に於ては人民の結合力をして益々鞏固ならしめたるも自由黨の勢力漸く衰へ愛土改革論の強敵「ロバート」ピール」氏最多數を引率して内閣を組織せしかば「オニコソナル」氏の目的愛民の期望茲に蹉躓せり實に是れ千八百四十一年なり嗚呼時機未だ熟せざるに由るか抑も亦天の愛人に福せざるに由る乎。

然りと雖も「オニコソナル」氏は黙して徒に時機を待つものにあらざ今は益々合同律廢止を唱へダブリン府に委員會を開きて之を評議せしが此會にて氏の提出案は十五に對する四十五の大多數を以て容易に可決せられたり當時氏の議論は最も巧妙なるものにて嚴正なる批評家すら氏一生間の最大議論を以て之を許し後年愛土自

治論に關はる問題には、常に引用せられし程なりと云ふ、廢止案可決の報響の如く全
土に傳はりて、人民を鼓舞刺激せること甚しく、運動費の寄附金、雲の如く集まり、其勢
滔々として天を浸し山を崩し、今や合同律廢止論は、オ氏に支配せられずして、却て氏
を支配するに至れり。

千八百四十三年ハ、合同律ヲ廢止スルノ年ナリ、否、廢止ノ年ナラザルベカラズ。

とは、是れ當時、オ・イ・エ・ソ・ネル氏の疾呼せる所にして、又人民の絶叫する所なりしなり、
人民は各所に集會して、示威運動を試み、終に千八百四十三年八月十五日、老幼相提携
して、カラの原野に集まるもの五十萬人を起ゆ、會者相唱へて言ふ、明且大に勝たざん
ば願くは快く死なんと、正に是れ當年意氣欲凌雲、快馬東馳不見山の概あり、時の首相
ピール氏は、此等の運動を叛逆と認め、怒りて曰く、
已ムナクシバ、鮮血ヲ以テ廢止論ヲ沒溺セシメン

と、又曰く、

準備已ニ整ヒ、マリ予ハ我大英國ノ分裂ヲ防ガン爲メニハ、戰爭ト雖亦何ツ辭セ
ン、英人は愛人の我儘を罵り、愛人は英政府の傲慢無禮を怒り、妖雲暗嶂として英愛の

海峡を閉ざし、腥風颯然として來るの時間變を容れず、此時に當り、能く大勢を左右す
るに足る者、獨り、オ・イ・エ・ソ・ネル氏あるのみ、されば萬目は悉く氏の一身に集まり、愛人
の生死は、一に其手に係れり、古來政黨の首領にして、當時氏の如く、重大なる責任を負
へるもの、殆んど稀なり、前を望めば、英國の鐵馬風に嘶き、劍戟空に閃々たり、後を顧み
れば、愛人の激昂其極度に上り、斃れて而して後已まんとす、オ氏にして一たび戰を挑
まんか、三萬五千の執紼立ち所に愛土に迫り、其の全岸艦隊の封鎖する所となるや、明
らけし、戰はんか、手に利器なく、腰に糧食なし、戰はざらんか、人民の激昂を鎮制し、自由
を得る能はざるを如何せん、嗚呼、オ氏、今や怒濤狂瀾の間に立てり、誰と共にか心事を
語りて相談らん、氏、嗚然として嘆じて曰く、

神ヨ神ヨ嗚呼予ハ此同胞ヲ如何セ
ン、當時の心事想ふべきなり。

人民の激昂、斯くも烈しき時に當り、之を慰撫して、數十萬人の心を撓すとなく、靜穩に
飯せしむるは、到底人力の及ぶ所にあらざるに似たり、然りと雖も、人民の、オ氏を信
する神の如し、氏は國法奉せざるべからず、愛土の自由は鮮血を以て購ふべからずと

諭せしかば、一警官を屠るとなくして、一同無事に退散せり、以て氏が當時の名望の赫々として天日の如きを見るに足れり、タラの大集會に次ぎ、各所の小集會又た踵を接して起れり、オ氏は常に詭激を避けて、着實の方針を執り、以て合同律廢止の説を稱道したりしに、尙ほ屢々、ピール氏の侮辱を受けしかば、遂に之に激し粗暴の言を吐くに至れり、就中マローの集會に於ける演説は、最も世人の注意を引けるものなり、其の言に曰く、

紳士諸君ヨ、吾人ハ、奴隷トナリテ、餘命ヲ食ランカ、將タ自由ノ保護者トナリテ死ヲ守ランカ、二者必ズ其ノ一ヲ擇ハザルベカラズ、嗚呼諸君ヨ、天ハ自由ヲ取テ斯民ニ與ヘタリ、諸君ハ充分ニ自家ノ權利ヲ伸張シ、并セテ其敵ノ非ナルコトヲ天下ニ明カニスルニアラズンバ、諸君ハ實ニ自由ノ保護者ニアラザルナリ、余ヲ以テ之ヲ按ズルニ、吾人ノ敵ハ、吾人ノ同胞ヲ陷穽ニ陥レント務ムルモノ、如シ、彼等ハ寧靜平穩ノ時ダニモ、尙ホ兵士ヲ以テ神聖ナル我が愛土ヲ汚セリ、余ハ今日落手セル新聞紙ヲ見ルニ、過ル土曜日、内閣ハ愛土ヲシテ靜穩ナラシムルノ方法ヲ議セズシテ、却テ如何ニシテ愛土ニ抵抗スベキヤヲ議セシノ一報ヲ得タリ、英政府ノ商議スル所

已ニ斯ノ如シ、吾人今何ヲ爲シテ可ナルカ、然リト雖トモ紳士諸君ヨ、彼等憲法ヲ破ラザル間ハ、吾人モ亦憲法ヲ守ラザルベカラズ、彼等一法一令ヲ襲如セザル間ハ、吾人モ亦法令ヲ輕ンズベカラズ、吾人ハ、吾人ノ敵ヲ暗殺スルガ如キ粗暴ノ行爲ハ、斷ツテ爲サルベシ、然レモ諸君ヨ、他人英人モ亦タ吾カ同胞ヲ害セザルベシト思ハ、是レ實ニ誤タルハ甚シキモノナリ、此ノ時予輩ハ彼等ト戰ハシメ用意セリト叫ブモノアリ、余ハ信ズ、諸君ハ決シテ怯漢劣夫ハ徒ニ非ズ、唯義ノ爲メニハ死ダモ尙ホ避ケザルノ勇士ナルヲ。

演説將に終らんとするに臨み、更に聲を厲まして曰く、
愛土民ハ、抑モ如何ナル人民ナルヤ、吾人同胞ハ、自由平等ヲ嫌惡スルハ人民ナル乎、吾人同胞ハ、奴隷ト呼バシ英人ニ蹴ラル、モ尙ホ黙シテ之ニ從フハ人民ナル乎、彼等英人ハ、吾同胞ヲ蹴ル、ナカカルベシ、否、否ト呼ブ、然レモ予ハ斷言ス、彼等ハ生ケル吾同胞ヲ蹴ル、ナカザルベキモ、彼等ハ先ヅ我同胞ヲ殺シ、而シテ後チ其ハ鮮血ニ染メル屍ヲ蹴ルナラン。

と、温厚着實の、オーコンナル氏をして、斯かる詭激煽動的の言を爲すに至らしめたる

も必竟するに當時の事極めて不可なるものあればなり然りと雖、苟も一國民の首領たる者深く言論を慎まざれば不測の災難を醸して遂に良民を誤るとあるに至らん戒めざるべけんや。

同年十月五日(日曜日)再びクロンターフに大會を開くべきことを豫告せり而して英政府は保安上結局は兵力を藉るも断然解散せしめんと一決せり然るに人民は恰も江河の一たび決せるが如く猛然としてクロンターフに聚り密雲團々凝りて雨となるか將た散じて青天となるべきか大事正に瞬間に迫れり集會の前日(土曜日)の正午に至り集まる者已に二十五萬人餘なり而して未だ政府より何等の命令なし一時に及んで命令なし二時に及んで命令なし漸く三時を過ぐるに及んで騎使馳せ來りて集會を停止すべきの令を傳ふオイコンナル氏は之を聞きて無念遣る方なくは思へども國法背くに由なければ直ちに狂せる會者に停止令を遵守すべしと諭告せしにオ氏の言誰か敢て背くものあらんや各穩かに退散せり斯くして氏外は政府の爲めに運動を羈束せられ内は愛土青年黨の過激主義と相容れずして遂に國民分裂の大不幸に遭逢せり後年青年黨員「ジョン・メッチル」氏はクロンターフ大集會の當時オ氏の

當に執るべかりし處置を左の如く記せり、

「オイコンナル」氏ハ大事ヲ成サンガ爲メ、人民ヲ招集セシヤ疑フベカラズ、而シテ人民モ全ク一身ヲ捧クテ、氏ノ命ヲ待チシヤ又疑フベカラズ、當時國民八百五十萬、内飢餓ニ迫リシ者少ナカラズト雖モ、未タ今日ノ如ク、國民擧グテ食ヲキニ苦ムノ甚シキニ至ラザリシナリ、其ノ集會者ノ如キハ勇悍ニシテ、且ツ多少武器操縦ノ練習ヲ積ミタルモノナリ、加之國民ノ激昂ハ、其ノ頂上ニ達セル折ナレバ、干戈一たび相交ハルノ時ハ、英政府其ノ全カヲ傾瀉スルモ到底征伐ノ功ヲ奏シ難キヤ明カナリ、氏ニシテ若シ此果斷ノ處置ヲ執リシナレバ、數百人ハ生命ハ失フベクモ、今日ハ此慘狀(飢饉)アラザルベキヲ惜イカナ、深慮ヲシキ馬鹿正直ナル「オイコンナル」氏ハ自由ヲ得ンガ爲メニ、一滴ノ血ダニ流サハルベシト誓ヒテ、空シク千載一遇ノ好機ヲ失ヒタリ

と而して是れ實に愛土青年黨の手段たりしなり、其の「オ」氏と相容れざるは是非なけれど、從て愛人の團結分裂せしは惜みても尙ほ餘りあり。

クロンターフ大會を禁止せし後ち、政府は直ちに武器條例を施行して、悉く人民私有

の武器を没取し、且つ鎮壓令を施行して、少しく不穩の舉動ありと認むる時は、直ちに逮捕繫囚せり、乃ち其の第一着手として先づ、オ氏を捕縛し、問ふに兇徒嘯集罪を以てせしかば、腹心の士は勿論、國民擧げて氏か爲めに赦免の計を運らせるも、偏僻なる陪審官は政府に媚びて、氏を十二ヶ月の禁錮に處し、一萬圓の罰金を附加し、剩さへ七年間其の舉動を謹むの保證金として、二萬五千圓を納むべき旨を宣告せり、氏は於て始めて憂きに法官任免を國王に任したるの失計なりしを悟れり、國民は一般に其の判決の失當なるを憤り、中には暴力に訴へんとする者さへありければ、氏は且つ訓へ且つ諭して、其暴行を制止し、最後に上院に訴へ、自由黨の援助と正義の士との力に依りて、纒かに勝を制し、再び青天白日の身となれり、されど氏は此一年間の禁錮にて、心身大に衰弱したりければ、保養の爲め大陸旅行の途に就きしが、悲哉、天此人に命を借さず、遂に以太利の國ゼノア府の客舎に於て、瞑目せり、實に千八百四十七年五月十五日なり、時に年七十一。

嗚呼愛土の無冠王は失望と落膽とを遺して逝けり、氏逝きてより、愛人は全く氏が素志と背馳せる路に闖入せり、地下のオ・イ・エ・ン・テ・ル・氏之を見れば、將た以て何と爲さん。

第六章 大饑饉の前年

天下最大てふ形容詞を附すべき不幸擧ぐなしとせず、愛土大饑饉(自千八百四十六年)の如き、蓋し其の一ならん。

愛人一たび英政府の爲めに、其の製工業を奪はれてより、今や唯た耕作の業を以て、糊口の道となし、擧げて借地人たるに至れり、切言せば、専横無比なる地主の奴隸となりて、生命の鎖鑰を失へり、地主の貪慾なる、漫に借地料を高め、耕地を取揚げ、私利是れ營みたれば、借地人の困難大に起り、其の悲哀の聲は海を越へて、遙かに英土の山河に響き、端なくも、茲に愛土々地問題を惹起し、英國政治家の腦中、更に一個の大苦痛を加へ、國會は年々委員を設けて、土地問題に關する細大の事件を調査せり、其の報告は數十を以て數ふべきも、茲には左の數件のみを示さん。

愛土ニハ、職業甚々欠乏セリ、職業ノ欠乏ハ、資本ノ乏シキニ由リ、而シテ資本ノ乏シキハ、地主ノ海外旅行(海外ニ散財スルカ故ナリ)ト、借地人ノ家屋修繕ノ費用ニ供スルトニ基クナリ、(千八百十九年ノ報告)。

荒地ヲ改良シ、沼澤ヲ浚深スベキヲ勸告セリ、(千八百二十九年ノ報告)。

愛人貧困ノ狀況得テ名狀スベカラズ(千八百三十年ノ報告)

此等の外に、愛土々地問題に就き、世人の記述せるもの、亦甚た多し、今其の二三を擧げん。

借地人ノ家屋ハ、何レモ英土ニテ稀ニ見ル、下等動物ノ小屋ノ如シ(千八百三十年)

ドハート氏

地主ノ海外漫遊ヲ痛罵シテ、餘蘊ナシ(同上年)

ウエルリントン侯

借地料ノ高價ニ、過ヅルヲ極論セリ(千八百三十一年)

デルビー侯

愛土ノ騷擾ハ、地主ト借地人トノ葛藤ナリ(同上年)

メルポール氏

尙ほ、愛土救済に熱心の士は、更はるく、救済案を國會に呈出せしも、皆な失敗して、地主の専横益募り、土地の取揚げ愈、頻繁となり、千八百四十三年と、同四年との二年間に、法廷に顯はれし、土地取揚件、總計三萬一千三百十九内、被告即ち借地人の取訴となりし者、七千二十八件なり、又千八百三十九年より千八百四十三年までの、五十年間に、拾五萬餘の借地人、土地取揚の爲め、起訴せられたりと云ふ、以て地主の妄狀を推想するに足るべし、是に於て、平借地人の反動も亦甚しく、秘密徒黨を結びて、復讐を謀り、暗殺

は土地取揚の増加と共に増加せり、之を要するに、愛人の貧困は負債となり、負債は即ち土地の取揚となりければ、騷擾の時とは即ち貧困の時なりしなり、然るに、此際政府の對愛政略は救済策にあらざりて、寧ろ鎮壓策なり、千八百百年より千八百三十五年に至るの間は、地主の爲めに保身律を布き、其の保護に怠りなかりしも、借地人に向つては概ね鎮壓令を實施して、銳意之を壓服せんと務めたり、鎮壓令は今更言ふ迄もなく、狂暴嚴峻を極め、鞭笞、追放、死刑等の刑罰は、珍しからず、抑も鎮壓令の間ふ所は、維多なるも、左の件に觸るゝ者は嚴罰を免れざりき。

- (一) 何人モ、日没ヨリ日出マデノ間ニ、戶外ニアリ、而シテ其ノ故ヲ辨疏スルコト能ハザル者、(二) 不纏ノ誓約ヲナシタル者、(三) 武器ヲ携帯スル者、(四) 午後九時ヨリ午前六時マデノ間ニ、無免狀ニテ酒ヲ賣ルモノ、(五) 一揆計畫ノ爲メ集會セリト、認定セラレタル者、(六) 檄文ヲ配ル者、他ハ畧ス。

殊に其の最も苛酷を極めたるは、ビートル氏執政の時にして、前後數十年を通じて、借地人は理非曲直を、言論に訴ふるに由なく、地主の權利は日に月に擴張し、政府は前きに財産取押權を以て、地主に與へしかば、彼等は之を以て、正に發育しつゝある穀草を取

押へ成熟の期に満り收めて賣却し、且つ不時の費用をも、借地人に強求せり、加之、政府は復た後に土地取揚の執行権をも與へて、其專斷に一任せり、而して是れ實に他年愛土の飢饉に與りて力あるものなり。

千八百四十六年、同七年の大飢饉に先ち、千七百四十年より千七百四十一年に亘る凶年に、四十萬人の餓死あり、又千八百二十二年の不作にて、救助を受けし者二十萬人、餘に上れり、千八百二十四年にも、人民は僅かに餓死を免れしのみにて、見る影もなかりしと云ふ、或人當年の狀況を記して曰く、

天下恐クハ、愛土勞力者ノ最下等ハ者ハ如ク貧賤ナル者ナカルベシ、彼等ハ富マル者ト雖、馬鈴薯ト水ノ外、何物ヲモ有セズ、唯ヲ稀ニハ一握ノ鹽を有スルハミ。

愛土借地人の耕作に従事するや、勉めざるにあらずと雖、小麦燕麥をば、一切借地料として地主に納むるか故に、自家の食料とする所は、唯馬鈴薯に過ぎず、されば馬鈴薯は實に愛人の生命にてあるなり、大飢饉の前年、千八百四十五年の初め頃には、馬鈴薯の農作確かにして、渺々たる郊野、見渡す限りは、青草蔓々として、秋獲の穰々を疑ふ者なかりしに、圖らざりき、一、大凶報の千里の外より來るあらんとは、即ち白耳義、日耳曼、加

奈太及亞米利加の西部に於ける、馬鈴薯惡疫發生の警報是れなり、同年の初秋までは、英土内にて、毫も惡疫發生の徵候を見ざりしに、九月初週、倫敦市場に於て、多量の馬鈴薯腐敗して、食用に供すべからざるを發見せり、愛土にては、初秋の天候奇異にて、風雨常なく、唯電光の閃々たるを見て、雷鳴を聞かず、其狀如何にも物凄かりしが、終に惡疫の發生漸く現はれ、馬鈴薯の葉上、恰かも醋を滴らせし如き、黒斑點を見しと思ふ間に、惡疫は非常の迅速を以て蔓延し、畑一面白色と變じ、昨日迄何等の異常なかりし者も、今日は最早や腐敗して食すべからず、惡疫の撲滅には、種々の手段を盡せしも、何等の効果なく、馬鈴薯は遂に前代未聞の大凶作に遭逢せり、是に至りて、愛民は將に來らんとする飢饉を憂慮して、食物の輸出禁制を絶叫し、又非穀法論に唱和し、愛土の諸港を開きて、他國より食物を輸出せしむべしと、疾呼せるも、一も其の甲斐なく、愛土小麦の倫敦市場に上れる者實に一萬六千、シオタ、余の多きに及べり、加之、南亞米利加の、オ、港埠頭、愛土麥類を積荷せる船舶、亦た林立せりと云ふ、然るに、ラッセル卿の如きは、人若し、愛土を旅行せば、實に穀物の穰々たるを見るならん、而して愛人の尙ほ、飢饉を恐るしは、眞に杞憂に過ぎずと言へるも、是れ事情に通せざる放言なり、讀者の知る如

く、斐類は一切細民の口を糊するものにあらざるを如何せん、嗚呼當年穀物輸出の愛人の心を惱亂せるぞれ如何、オーコンヤル氏當時政府の處置姑息緩慢にして、而して愛民の擧げて續々飢饉の危機に臨むを見慨然として嘆じて曰く、

若○シ○人○ア○リ○今○日○ノ○救○濟○策○ヲ○問○ハ○予○ハ○借○地○權○ヲ○改○正○ス○ル○ニ○ア○リ○ト○答○ヘ○ン○更○ニ○一○步○ヲ○進○メ○テ○緊○急○ノ○救○濟○策○ヲ○問○ハ○予○ハ○唯○自○治○ア○ル○ノ○ミ○ト○答○ヘ○ン○嗚○呼○吾○人○ニ○シ○テ○若○シ○自○ラ○國○會○ヲ○有○ス○ル○ナ○ラ○バ○豈○諸○港○ヲ○閉○ヂ○テ○死○ヲ○待○ツ○ガ○如○キ○ア○ラ○ン○ヤ○又○豈○天○ノ○愛○土○ニ○賦○與○セ○ル○穀○物○ヲ○奪○フ○ガ○如○キ○ア○ラ○ン○ヤ、

既にして首相ヒール氏は多年確守せる保護貿易説の非を悟りて、自由貿易説に賛成し、同僚を説破して、非穀物條例論を斷行せんとせしに、惜哉内閣の分裂となり、續て其の總辭職となれり、是に於て、ラッセル卿更つて内閣を組織せんと欲して、成らず、ヒール氏復以職に就きて、千八百四十六年二月二十二日、國會を召集せり、此の混雜にて三ヶ月間は何等の救濟策をも施さずして、徒に經過せり、國會開會に際し、女皇陛下親臨して勅諭を述べ給ふや、愛土鎮壓令に關しては、言辭切々として、其の必要を説き、又た穀法廢止を諷諭せり、是に於て、政府も穀法を廢して、愛土の危急を救はんと一決せし

かば、保護貿易黨の狼狽、一方ならず、成る可く、愛土の慘狀を針小に言ひ觸らせり、今其の一二を示さん、

馬鈴薯ノ收穫ハ、平年ト異ナラザルノミナラズ、五穀ハ近年無比ノ豐作ナレバ、世人ノ噂スル如キ飢饉ナキナリ、彼等愛人嗚々スル所以ノモノハ、蓋シ、借地料ヲ拒マンガ爲ナリ。

愛土人民ノ需要ニ應スル丈クノ馬鈴薯ハ充分ナリ、
愛土ニ於ケル飢饉ノ噂ハ、全ク無根ノ妄説ナリ。

吁、解説も是に至て極まれりと謂ふ可し、然れども、政府は斷乎として、二月二十七日、穀法廢止案を提出せしに、地主の利益を主張する者と、細民の救濟を思ふ者との間に、議論百出、喧嘩沸くか如くなりしが、五月十六日、第三讀會に於て、九十八の多數にて、下院を通過し、尋て上院に於ても、四十七の多數にて、議定せり、穀法廢止案一たび通過して、愛民の被る德澤、少なしとせず、然れども、政府の愛土に對する、一方に於ては、嚴峻を極めたりしが故に、愛人の兇行亦た甚しく、終に鎮壓令ヲ呈出を見るに至れり、兇行は固より非なり、然れども、予は愛民が兇行を働ける所以を、聊か説明せざるべからず。

已に説けるが如く、愛民の困迫甚しかりし際にも、地主の専横無道なる一點惻愍の心なく、敢て土地取揚げ及び追放を行ひたり、嘗て某村の住民總計二百七十人を残らず追放せるに、追放せられたるものは、去りて洞窟に隠れたりしに、洞窟を破壊せられたれば、止むを得ず、空渠に遁れて、火を焼き暖を取り居れるに、又た情けなくも、火は消され且つ追ひ拂はれしと云ふ、而して此種の慘酷侮指して數ふべし、是に至りて、愛民たる者、如何んぞ忍び得んや、狂暴を働く所以を推知するに足るべし、然るに、政府は其の由て来る所を究めずして、慢に鎮壓せんとせるは、本末を誤れるの甚しきものなり、ラッセル卿曰く、鎮壓令は愛土の罪惡を矯正し得ずして、却て益、反動を起して、罪惡を増加するの恐おらんと、穿ち得て妙なりと謂ふべし、六月二十五日、鎮壓令の第二讀會にて、二百九十二に對する、二百十七の少數にて、鎮壓案廢棄となれり、是に於て、翌二十六日、内閣總辭職し、ラッセル卿更つて、内閣を組織せり。

第七章 大饑饉

二年か間世の中飢渴して、淺ましき事侍りき、或は春夏日でり、或は秋冬大風大水など、よからぬ事ども打つゝきて、五穀悉く熟らず、空しく春耕し、夏植るいとなみのみありて、秋刈り冬收るぞめきはなし、是によりて、國々の民、或は地を捨て、埒を出で、或は家をわすれて山に住む、様々の御祈りはじまり、總べてならぬ法ども行はるれども、更にそのしるしなし、京のならひ、なになににつけても、みなもとは田舎をこそ頼めるに、絶へてのぼるものなければ、さのみやはみさをもつくりあへむ、念じ託びつゝ、様々の賣もの、かたはしより捨つるが如くすれども、更に、目みたつる人もなし、たま〜かふるものは、金をかるくし、粟をちもくす、乞食道のべに多く、愁ひかなし、ふ聲耳にみたり、前の年、かくの如く辛くして暮れぬ、明る年は、たちなほるべきかと思ふ程に、あまつさへやみ打つゝきそひて、まざる様に跡かたなし、世の人みな飢死にければ、日を経つゝきはまりゆくさま、少水の魚のたどへにかなへり、はてには、笠うちき足ひきつゝみ、よろしき姿したる者、ひたすら家ごとに乞ひありく、かくわびしれたる者ども、ありくかど見れば、則ちたふれふしぬ、ついでに、つら、路の頭に、

飢死ぬる類ひはかざるしらず。とりすつるわざもなければ、臭き香、世界にみちく
て、變りゆくかたち有さま、目もあておられぬ事おほかり。現んや川原などには、馬車
の行きちがふ道だにもなし。あやしきまづ山かつも、方つきて、薪にさへ乏しくなり
ゆけば、頼むかたなき人は、自から家を毀ちて、市に出で、賣るに、一人が持て出でた
るあたひ、尙ほ一日が命を支ふるにだに及ばずとぞ。あやしき事は、かゝる薪の中に、
丹つき、白金、黄金のはくなど、所々につきてみゆる木のわれ、あいまじれり。是を尋ぬ
れば、すべき方なき者の、古寺に至りて、佛を盗み、堂の物の具を破り取りて、割りくだ
けるなりけり。濁惡の世にしも生れあひて、かゝる心うきわざをなむ見侍りし。又最
と哀れなる事も侍りき。さりがたき女男など持ちたる者は、其思ひまさりて志ふか
きは、必ず先だちて死ぬ。其故は、我身をば次になして、男にもわれ、女にもあれ、いたは
しく思ふかたに、たま／＼乞ひ得たる物を、先づ譲るによりてなり。されは親子ある
者は、定れるならひにて、親ぞ先立ちて死にける。又母が命盡きて伏せるを知らずし
て、幼けなき子の、其乳房に吸ひつきつゝ、ふせるなどもありけり。(方丈記)

是れ我國養和年中の饑饉の慘狀を寫せる文字なり、有情の人、誰か之を見て歎歎せざ

る者あらん、而して愛土の慘狀、更に之より甚しき者あり、千八百四十五年馬鈴薯凶作
の爲め、愛民の被りし不幸は前章に記せしが如く、資財窮乏して、亦業を營むの力なし。
然れども、若し馬鈴薯を耕作せずんば、其の身到底餓死を免れざるを以て、翌年も又例
の如く其植付けを爲さんとて、大に家計を締め、或は衣裳を典じ、或は銀行高利貸に要
請して、資本を得、以て纒かに耕作する事を得、今は唯天神地祇に禱り、天候の順にして
馬鈴薯の農作ならんとを願へり、其の年の初めに當りてや、五風十雨宜しきを得しか
ば、萬人茲に少しく愁眉を開きしも、三月に至り、天候稍變じ、雪雨交々降り、四月の初週
にすら、尙ほ六花の紛々たるを見たり、然れども、春去り夏來りて、氣候順に復し、六月の
候、暑さ恰も熱帯地方の如く、草木の發育亦隨て速かなりしかば、人民相語りて云ふ、今
年の豊作は以て先年の不作を償ふて、猶ほ餘あるべしと、然るに同月十九日、俄然一陣
の急雨篠を衝きて來り、忽ちにして電光閃々、忽ちにして雷鳴轟々、地碎け山崩るゝが
如く、雨已み天霽るゝや、瓦礫を銷かすの炎威去りて跡なく、冷氣肌を襲殺し、綠草爲め
に枯れ、木葉爲めに凋み、恰も霜月の天の如し、既にして七月に入るや、氣候復た一變し、
暑熱更に烈しく、加ふるに暴風暴雨連日に亘り、天候の不服譬へん様もなければ、農民

は天空を眺めてセントスセンの當日を待ちしが悲哉此日は前日來の風雨尙ほ未だ
 歇まず超へて翌日に至り迅雷大雨ダブリン府を掠め天地暗燭として萬物凄然たり
 斯る氣候なれば穀類悉く其災を蒙りしも獨り馬鈴薯の發育平年に優り醜睡の美花
 賞すべく豊作の好望隆々たり然るに天の愛民に映する未だ以て足れりとなさる
 にや八月初旬に到り凶兆現はれ一夜黄色の濃霧地底より湧きて爲めに咫尺を辨せ
 ず而かも濕氣なくして只一種異様の香氣を帯びしと云ふ此の異變は惡疫を伴ひ來
 り忽ち全土を通じて馬鈴薯の已に食用となすべからざるを發見せり斯る急遽の變
 化に遭遇せし人民の狼狽想ふに堪へたり某氏記して曰く

今や人民ハ失望否ナ絶望ノ悲境ニ陥レリ彼等ハ到ル處庭柵ニ踞シ唯終日黙シテ
 天ヲ眺ムルノミ何物モ決シテ彼等ヲ驚カス能ハズ人アリ談話ヲ試ムルモ片言ノ
 答ダモセス慰メントスレバ頭ヲ左右ニ振リテ應セス余ハ未ダ曾テ斯ル急劇ニ而
 カモ恐シキ變化ヲ見聞セス
 と人民は最早や貧窮の境を超へて餓死の慘境に入り父子流離し兄弟四散し屋の中
 外凡てこれ餓學ならざるなし

先是愛土には種々の工作場あり貧陋の者此に頼りて糊口の道を需むる處なからず
 と雖元來工作場は魘魅の巢窟にして總ての罪惡此の内に潜匿し身一たび其の門に
 入る者は概ね妖魔となる是故に稍や自重の貴ぶべきを知る者は工作場の粟に糊せ
 んよりは寧ろ頭を駢べて死するを榮とせり然るに饑渴の厄運切迫するに及んでや
 敬すべく愛すべき此の潔癖心を保存すると能はず争ふて妖魔窟に走り半日の命を
 延べんと企つるもの甚だ多きに至れりウエストポートにては救助を乞ふもの日
 々三千人を超へ漸に工作場成りて一千人を容るべかりしに忽ち定員に超過し失望
 して仮途路頭に餓死するもの夥し此の如くなるを以て今は唯東西に走驅して食を
 乞ふの一途あるのみ去れば子は親を失ひ婦は夫に捨てられ兄弟處を異にして復た
 尋ねるに暇なく専ら糊口を是れ計るも容易に食を得る能はず空しく屍を路傍に曝
 すものあり或は食を争ふて共に倒る者あり或は家人悉く枕を駢べて死し最後ま
 で生き残れる者は犬豕の侵入を防かん爲め戸に鎖鑰して身亦其儘其處に餓死する
 あり或は餓死者を埋葬すると能はずして之れと同じ釜に起臥する者あり這等の事
 實漸く殖へて珍しからざるに至れり嗚呼何等の慘狀ぞ某氏當時の状況に關する記

事一二を左に示さん、

見渡ス限リ何處モ皆餓死者ニテ、疊々山ヲ築キ、白晝ニハ屍體ヲ見ズシテ歩ヲ進メ難ク、暗夜ニハ斃死者ヲ踏マズシテ車ヲ驅リ難シ、曾テグレンフデ近傍ニテ、一檢査官ニシテ百四十餘名ヲ埋葬セルコトアリ。

曉朝早ク戸ヲ開ケバ、必ズ檐下ニ二三ノ餓卒ヲ見ザルコトナシ。

此の時に際し、政府の救恤策は如何なりしや、是れ記せざるべからず、餓死者日々に増加するに及んで、時のヒール氏内閣は、國庫金十萬磅を支出し、工事を起して窮民を救恤せしが、ラッセル氏更つて政府に立つや、直ちに前内閣の政策を變じて、工事を中止せり、工事中止の命下りし時、之れに備役せられて、歴かに餓餓を免れ居りし者、九萬七千九百人餘なり、一令の下に、此の夥多の蒼生は如何になりしや、は智者を煥たざるも推知し得べし。

新内閣は諸般の政略に就て、極端なる放任主義を執りしは、愛土に取リ實に悲しむべきに至りなり、夫れ施政の秘訣は、機に臨み變に應じて、妙案奇策を出すにあり、ラッセル氏の器固と、ヒール氏に及ばざる、遠しと雖、愛土當時の慘狀は、古今東西に稀なるに

貿易上極端なる放任主義を執りしが、如きは、豈柱に膠して、琴を彈ずる者にあらずや、従つて穀物の輸入(愛土には、全く商人私利の具となり、忽ち穀價の騰貴を來たし、或る地方にては、印度穀物一噸、九磅若くは十磅のもの、十七磅五シルリンシに上り、又或る地方にては、穀粉一噸十八磅十シルリンシのもの、十九磅に騰貴せりと云ふ、左なきだに、貧窮無比の愛民、焉んぞ饑渴を免れ得べけんや、政府徒らに工事を起して、窮民を賑恤せるも、放任主義夢中の政府は、一切民間事業と競争を絶つべしとなし、必要なる鐵道溝渠の如き事業にして、亦貧民を救恤するに足る者、數多あるにも拘はらず、漫に不急の土木に放銀し、或は記念碑を建立し、或は徒らに山岳を崩壊し、徒らに溪谷を填めて一哩の道路すらも、竣功するなきのみならず、其の方案の粗滯なりしが爲め、一萬餘人の役員を置き、而して窮民を賑恤するの効果甚だ渺なく、且つ暴吏の酷薄と、氣候漸く嚴冬に近けるとは、衰弱せる人民の死期を早め、路頭の餓卒日々に増加するを見るのみなりき、而して當局者は、傲然として曰く、

勞役ニ服スルコト好マザル者ハ、其斃ル、固ヨリ當然ナリ。

勿論過度の苛責と、勞役とに耐へ得べき者は、賃銀を得べかりしを以て、妻子相携へ終

日の勞役に五ペンス若くは三ペンスを得んとて、近きは三四哩、遠きは七八哩の工事場に趨走せしも、政府の失錯にて、一週日或は二週日間も勞力に従事して僅かに半ペンスの賃銀を得たに懐にする能はず、失望して歸路に餓死せし者甚だ多しと云ふ、偶ま少許の賃銀を得るも、穀物の價格高貴にして、其の價を償ひ得ざるもの通例にして、人の之を好む者なしと雖、工事に勞役するにあらざれば、他に一錢を得るの道なく、焦眉の急如何ともし難きか故に、工事場に蟄集する者續々踵を接し、亦明年の耕作を願みざる者なし、左れば保守黨の諸新聞は、政府の好意は善みすべきも、方畧の粗惡なるは明年に於て意外の不幸を來すべしと豫言せり、而して憐むべし、此豫言は實に能く適中せり、要するに工事は一千八百四十六年の饑民をば多少賑恤せしも、一千八百四十七年の饑饉の準備をなせりとは蓋し、虚言にあらざるなり。

一千八百四十七年の饑饉の慘狀は、前年より更に甚し、同年には前年の慘狀に加ふるに、流行疫病を伴ひ來れり、而して其疫病や、恐るべきの害毒を含み、一たび之に罹る時は、治癒の望少なく、富者貧者を擇ばずして、襲撃せしを以て、幸に饑餓を免れし者も亦た時疫の爲めに踏されたり、其狀豈一層の慘を呈せざらんや、酸鼻の悲話は、予一々枚

擧ぐるの勇氣なし。

恒の産なき者は恒の心を失ふ、彼の工場、工事場、共に人員滿溢するに及んで、路頭に死を俟つより外なきもの日に増加するや、彼等は牢獄を以て、隱家とせんと決心せり、初めは輕罪を犯し、自から進んで牢獄に囚はれ、茲に半日の命を延べし、囚徒の増加と共に牢獄亦た疫病の巢窟となれり、是に於てか惡心増長し、重罪を犯して、追放刑に處せられ、他邦に衣食の道を求めんと、覺悟する者多きに至れり、一千八百四十六年の囚徒統計は、前年度に比して、一倍の増加あり、又一千八百四十七年の統計報告に依る時は、定員五千六百五十五人の牢獄に、一萬二千八百八十三人の在獄者ありしと云ふ、而して其犯罪の源因を尋ねるに、飢渴に堪へずして牢獄に衣食せんとせし者、十中の七八を占む、又囚徒の死者統計は、饑饉前には平均一ヶ年百三十一人なりし、今は平均千三百十五人の多數となり、千八百四十八年には、前年に比して、三萬四千百〇五人の増加あり、翌千八百四十九年には更に三千四百六十六人の増加ありたり。

馬鈴薯疫病は、千八百五十一年まで引き續きしと俱に、諸種の流行病も亦止む時なし、千八百四十六年、赤痢病にて死せし者五千四百九十二人、翌年には二萬五千七百五十

七〇八。其後千八百四十九年には二〇九。九千四百四十六人。虎列刺病にての死者千八百四十八年及び千八百四十九年には三〇五。五千九百八十五人。瘧病にての死者は千八百四十年より千八百五十一年まで、合計三〇八。千二百七十五人。眼病患者は千八百四十九年には一〇三。千八百十二人なりしが千八百五十一年には四〇。五千九百四十七人の多きに上れり。又千八百四十一年より千八百五十一年までの十一年間、流行熱病にての死者は、總數二〇五。萬人に下らず、此の他貧血病にて死せし者、此十年間の總計十三萬三千九百二十三人なり、此の總數中の八九分は病死者と云はんより、寧ろ餓死と云ふの甚だ適切なるに若かざるなり。嗚呼、當年愛土の慘狀、屢々世人の口頭に上る亦宜ならずや。

政府は折角の好意も却て仇となりしを發見するや、更に愛土救助令を定む、救助令成りてより、漸々勃發現はれ、餓死者減少し、熱病衰勢に傾き、田畑亦た耕作せられて、人民茲に初めて蘇生の息をなせしも、如何せん、機既に去りて、充分の好結果を得ざりしを、何となれば、先是本土に於ける生計に絶望し、住み馴れし故郷を捨て、外土に移住せし者少なからざればなり。

初め移住者は英土に連れ、千八百四十七年一月、リバーポールに上陸せし者十八萬人に下らず、又同年六月、グラスゴウに上陸せし者二〇六。千三百三十五人なりしも、當時グラスゴウ選病院の在院者一千五百五十人の中、七百五十人は愛土人なりしを以て、政府は船舶検査法を嚴行して、傳染病患者を載する船舶の乗客には、四十日間の上陸を禁じ、又船主に謀りて、英愛間の船賃を高め、以て移住者を苦めしかば、終には遠く米洲に移住を企つる者、非常に増加し、千八百四十五年、米洲への移住者七萬四千九百六十九人なりしに、翌年には十萬五千九百五十五人、翌々年には一躍して二十一萬五千四百四十四人の多きに至れり、然るに、此際地主は移住を好機視し、往々家道具を廉價に買ふて、奇利を貪り、又無情の船主が酷遇に憫むべきの移住者は、充分の食物を得る能はず、且つ衣服は寒を凌ぐに足らず、爲めに航行中の死亡者夥しく、千八百四十七年加奈太に向け航行せし者八萬九千七百八十三人の内、航海中死亡せし者六千八百人、到着後死亡せし者四千一百人、施濟院に入りし者五千二百人、而して移住者の住する所墳墓累々として山を成し、其の數殆んど二萬餘もありしと云ふ、我養和の饑饉も安んぞ能く之に比するを得んや、然れども、尙ほ嗚呼、長明萬斛の涙を揮へり、嗚呼、此の慘狀の實

記を讀む者誰れか一滴の熱涙を漲がざるを得んや。

第八章 大饑饉の後事

大饑饉後年の状況は、聊か前章に述べたるも、尙ほ未だ盡さざるの憾みあれば、茲に再び之れを記せん。千八百四十八年に、二百四萬三千五百五人は救助法にて救恤せられ、六十一萬四百六十三人は工作場、百四十三萬三千四十二人は戸外に救助せられたりき。又熱病、赤痢病は、工作場、獄屋、學校等を襲ひ、就中西海岸に猛烈を極め、某醫師の日記に依れば、コンマラの沿岸三十哩間、全く人類を絶ちたりと云ふ。此年、餓死するもの總計二十萬八千三百五十二人、其の他外國に移住する者十七萬八千百五十九人なり。翌千八百四十九年にも馬鈴薯の凶作にて、至る所貧民饑に泣くと雖ども、租税の督促依然として舊の如く嚴に、地主の無慈悲なる沒收亦た舊の如く頻にして、人民愈々艱苦を極む。先於是、救濟の到底避くべからざるに及んで、政府は千八百四十八年に身代限條例なる者を制定せり。政府は從來數百年間は、土地所有者の移動を禁制せしむ。此の年始めて同條例にて、土地賣買を公許して、地主を更替せしめ、以て其の專横を制せんとせむるなり。蓋し其の意に思へらく、愛土の困弊は政府の致さしむる所にあらざして、貪慾飽くなきの地主、實に之が原因たるべし。故に從來の地主を去りて、英蘇二土の

温良なる人民を以て之に代らしめば、以て救済の目的を成すに足らんと斯の如くにして土地賣買許されしも、土地を賣らんとする者は、蓋し事已むを得ざるに出づるが故に、估價を問はず、概ね最廉價にて賣却し、新地主も更らに改良を施すなく、加ふるに新地主は概ね商人なるが故に、一に貨殖の道に汲々し、錙銖の利を争ふのみにして、絶へて借地人の休戚に留意するなし、要するに其の専横無道は、舊地主に比して優るあるも劣る所なく、政府も其結果の案外なるに驚きたりと云ふ。

愛民移住論は、數年前より、或る一部の識者の唱道せし所なるが、地主更替策に失敗してより、愛土は愛人に適せず、愛人は愛土に適せずとの一語は、端なく萬人の口頭に上り、倫敦ロンドンの如き愛人をして、印度インド、ガンジス河畔なり、シルヒーなり、ベナルスなり、ラシコンベレーなり、其他何處なり、彼等に最も適せる土地に移住せしむべしと論ぜり、上院は特に委員を設けて、愛民の爲め最良の殖民地を調査し、英領加奈太、西印度諸島及び南部埃太利亞等を以て、適當の殖民地なりと報告せり、斯くして愛民の加奈太に移住せし者殆んど百五十萬人に近し、然れども一萬餘の地主の専横と、六百萬の愛民の困弊は、依然として舊の如し。

愛土弊害の根本なる土地法が、如何なる歴史を有せるものなるかを辯ずるは、蓋し無用の業にあらざるべし、千八百四十七年二月二十五日、シロリーフ・ド・氏は一議案を呈出して、ウルスター地方の借地習慣を法律として、全愛土に施さんことを以てせり、然れども政府の此の案に對する、冷淡にして、討議の日、内閣員一名の出席するものなく、議院も亦た之を顧みず、百十二名に對する、僅々二十五名の少數にて廢案となれり、翌千八百四十八年二月、愛土大守は借地人權利改正案を提出せしが、二讀會通過の後、特別調査委員の手に渡りて、同年の會期中には報告なかりき、シロリーフ・ド・氏同年再び前年の議案を提出せしに、ウルスターの慣習は善良なる慣習なるも、法律としては最悪の法律なりと嘲弄せられて再び敗北せり、翌千八百四十九年七月、キールスマン氏は、愛土の狀情を述べて、愛土は第四回の饑饉に逢ひ、人民十分の六は救助を乞ふの有様に陥落せり、而して其の茲に至れる最大原因は土地法にありと痛論せり、翌千八百五十年四月八日、ヘンリー・パロソン氏は、愛土の狀勢殊に、地主と借地人との關係を圓滑ならしむる最良の方法を調査せん爲め、特別委員撰擧の議を呈出せるに、ラッセル卿は冷然として、大仕掛に委員云々と言はんより、寧ろ一私人にて調査することぞ適

當なるべけれど放言せり、爾後卿は其辭職迄、土地法に關する何等の議案をも提出せず、又た一議員の之れが改正を申出づるものなかりき。

英政府對愛土政略多年の失錯に由りて、大饑饉の際大に愛人の困難せる所以は、前記に記せるが、文明の木鐸なる組織の整備せる、財政に豊かなる英政府にして、之れが豫防をなすを得ざりしとは何人も信ぜるべし、否な信じ得べからず、マヨーン、メッセル氏の大饑饉を評して、人為の饑饉と云へるは味ある言と謂ふべし、當時馬鈴薯の凶作なりしと同時に、他の穀物の豊穰にして、其の愛民を拯ふに充分なりしは、誣ゆべからざるの事實なり、請ふ試に之れを示さん。

千八百四十五年同六年には、農産物の精確なる統計なきが故に、其詳細を知るに由なきも、稍や信すべき統計に據るに、千八百四十五年は前四年に比するときは、馬鈴薯の凶作なりしにも係らず、小麦粉の輸出大に増加せり、略表左の如し。

千八百四十一年	二、八五五、五二五
千八百四十二年	二、五三八、二三四
千八百四十三年	三、二〇六、四八二

千八百四十四年 二、八〇一、二〇四

千八百四十五年 三、二五一、九〇一

千八百四十六年 一、八二六、一三二

千八百四十六年の輸出額は、前年に比せば、非常に減ぜりと雖、國を擧げて人民俄へに臨める時の輸出額として之れを見れば、眞に驚くべき多額なりと云ふべし、且つ同年には、更に家畜九十三萬二千九百三十頭の輸出あり、翌千八百四十七年の産出額一六、二四八、九三〇、シオター中、輸出額は九六、九四九、〇〇〇、シオターなり、千八百四十八年の産出額一、二二九、二四〇、八、シオター中、輸出額は一、九五二、五九二、シオターなり、千八百四十九年の産出額八、七三〇、〇五六、シオター中、英國へ輸出せる高一、四三五、九六三、シオターなり、而して、一、シオターは三百九十二磅の粉に等しく、又た四百七十磅のパンに等しく、又一人一年の食用に不足なることなし、是れに由て之れを見れば、穀物の輸出は、如何に饑民を苦しめしやは、更に言を重ねざるも推知し得べし。

愛土の人口、若し英蘇二土の人口と同一の割合にて増加せしならば、千八百五十一年三月三十日には九百一萬八千七百九十九人なるべきに、其の實は僅かに六百五十五

萬二千三百八十五人に過ぎざるなり、五ヶ年間の死亡者殆んど百萬人にして、饑饉に
 斃れ、疫病に死せる者、其大半を占めたり、又た移住者百十八萬四百九人の一割七分、即
 ち二十萬六百六十八人は、航海内に死せりと云ふ。
 嗚呼愛人は愛土に適せざるか、將た愛土は愛人に適せざるか、抑も亦た人は故らに愛
 人をして愛土に適せざらしむるか、愛人の不幸一に何ぞ茲に至るや。

第九章 愛土二黨の反目

大饑饉の慘狀は記し盡せり、是より第四章の後節を趁ふて愛土政海の風雲を述べん、
 愛土青年黨の士は、人民の苦境に沈む者日に増加するを聞見する毎に、熱淚潸々慷慨
 已む能はず、オーコンチル氏の著實を因循姑息怯懦と嘲けり、慄慄血氣の徒、相率ひて
 青年黨の旗下に集り、オ氏の幕中常に寢寔たり、オ氏常に曰く、鮮血にて賸ひ得たる政
 治改革は價值なし、腕力手段は人智の想像達せん限りの事情の下には、正當なる方便
 にあらずと、然るに惜哉、此の極端なる著實主義は、遂に古來稀有の大政黨、而かも成功
 勝ちなる大政黨を分裂せしめたり、氏放死後尙ほも首領の地位に立てるは、蓋し他に
 幕下を指揮する者なきに由れるものにして、千八百四十六同七年、人民に自治と饑饉
 疾病の救済を約して、政府と論戰の折も、心身共に衰弱して起居意の如くならず、空し
 く千秋の憾みを呑んで逝きしより、氏が幕下と青年黨との不和益加り、少、オーコンチ
 ル氏淺識暗愚、亡父に代はりて黨員を指揮する能はず、却て兩黨の軋轢を助成するに
 到りぬ。
 生前オ氏常に曰く、何人たりとも如何なる政府の下に官吏たるも可なりと、而して青

年○黨○は○愛○民○た○る○者○一○切○官○吏○た○る○べ○か○ら○ず○と○反○應○し○此○の○宣○言○は○千○八○百○四○十○七○年○の○總○撰○舉○に○臨○み○標○旗○と○な○り○て○二○派○の○間○に○激○烈○の○競○争○始○ま○れ○り○蓋○し○オ○氏○の○心○に○思○へ○ら○く○
 従○來○愛○土○太○守○を○始○め○法○官○に○至○る○ま○で○一○切○の○官○吏○は○皆○悉○く○新○政○徒○に○し○て○彼○等○は○常○に○
 英○政○府○の○意○を○迎○へ○て○以○て○壓○制○の○機○關○と○な○れ○り○是○れ○大○に○愛○人○に○不○利○な○り○爾○今○は○成○る○
 可○く○自○黨○即○ち○愛○人○と○同○感○同○情○の○人○を○以○て○官○吏○の○地○位○を○充○た○し○徐○ろ○に○改○革○を○圖○る○べ○
 し○と○此○に○於○て○愛○人○官○吏○た○る○べ○し○と○宣○言○せ○る○な○り○且○つ○當○時○の○撰○舉○法○は○甚○た○不○完○全○に○
 て○撰○舉○人○の○權○利○は○非○常○に○制○限○せ○ら○れ○都○市○の○被○撰○舉○人○は○一○夕○年○三○百○磅○地○方○の○被○撰○舉○
 人○は○六○百○磅○の○歲○入○を○以○て○程○度○と○す○る○が○故○に○オ○氏○の○勢○力○を○以○て○す○る○も○自○在○に○適○意○の○
 人○を○撰○出○せ○し○め○難○く○善○し○鄉○村○の○人○民○は○之○れ○を○指○揮○す○る○こ○と○を○得○べ○し○と○唯○都○市○の○人○
 民○に○至○り○て○は○到○底○氏○が○力○の○及○ば○ざ○る○所○な○り○而○し○て○彼○の○青○年○黨○の○士○は○英○政○府○切○言○せ○
 ば○離○敵○の○指○揮○の○下○に○務○む○る○は○國○民○の○耻○辱○な○り○と○主○張○し○て○相○下○ら○ず○官○吏○た○ら○ん○と○を○
 希○ふ○の○徒○民○黨○の○假○面○を○被○り○て○オ○氏○に○従○ひ○東○奔○西○馳○好○機○に○乘○じ○て○官○職○に○安○す○る○者○日○
 に○多○き○を○加○ふ○る○に○及○び○青○年○黨○は○益○其○の○不○義○を○憤○り○て○オ○氏○黨○の○無○耻○を○罵○り○互○に○反○目○
 し○て○相○争○ひ○又○た○一○人○の○國○民○の○大○計○を○畫○す○る○な○し○千○八○百○四○十○七○年○の○撰○舉○に○は○青○年○黨

敗○れ○て○オ○氏○黨○勝○を○得○た○る○も○其○の○一○た○び○議○院○に○入○る○や○概○ね○賄○賂○に○願○使○せ○ら○れ○且○つ○汲○
 々○乎○と○し○て○官○職○を○熱○望○し○民○黨○を○脱○す○る○こ○と○恰○も○做○履○を○棄○つ○る○が○如○し○少○オ○イ○コ○ン○テ○
 ル○氏○す○ら○も○一○揆○鎮○撫○隊○の○一○長○官○と○な○り○後○ち○國○庫○の○一○書○記○と○な○り○終○へ○り○此○の○種○の○無○
 節○操○者○オ○氏○黨○に○起○る○を○見○る○毎○に○青○年○黨○の○慷○慨○益○高○ま○り○斯○く○し○て○兩○黨○間○の○調○和○全○く○
 斷○絶○せ○り○

兩○黨○共○に○議○院○内○の○期○圖○踴○躍○し○否○な○全○く○議○院○に○絶○望○せ○し○よ○り○青○年○黨○は○今○や○腕○力○を○試○
 み○ん○と○決○心○せ○り○同○派○の○領○袖○「ジョン・メッチル」氏○は○「エネテリアン」宗○の○僧○侶○の○子○に○し○て○
 國○民○新○聞○青○年○黨○の○機○關○社○員○な○り○し○が○此○時○は○已○に○「チャップマン」氏○と○分○れ○自○か○ら○資○本○を○下○
 し○て○新○聞○を○刊○行○し○其○紙○上○に○於○て○公○然○一○揆○論○を○説○き○殊○に○土○地○法○に○反○對○し○て○一○揆○を○鼓○
 舞○煽○動○せ○り○然○る○に○此○の○時○に○當○り「ラッセル」卿○内○閣○は○愛○人○の○言○論○を○箝○制○し○其○他○諸○般○の○
 紛○擾○を○鎮○定○し○諸○罪○惡○を○杜○絶○せ○ん○と○て○鎮○壓○案○を○提○出○せ○り○卿○前○き○に「ビール」氏○の○鎮○壓○案○
 に○反○對○す○る○や○曰○く○愛○土○の○形○勢○は○非○常○法○を○實○施○す○る○に○及○ば○ず○唯○た○通○常○法○に○て○可○な○り○
 と○又○た○曰○く○救○濟○策○と○伴○は○ざ○る○鎮○壓○令○は○却○て○弊○害○を○醸○す○の○危○險○あり○如○何○なる○鎮○壓○案○
 も○單○獨○に○て○は○國○會○を○通○過○す○べ○か○ら○ず○と○且○つ○曰○く○

生命ヲ保全セシムガ爲メ定メタル法律ヲ願ミザルハ、貧困ナル愛民ニ在リテハ、蓋シ止ムヲ得ザルニ出ツ、決シテ富貴ヲ貪ルニアラザルナリ、予ハ斷言ス、法律ヲ以テ人民ヲ制裁スルヲ正當ナリトセバ、同時ニ生命ヲ保全セシムル丈ケノ、他ノ方法ヲ施ス、政府ノ免ルベカラザル義務ナルヲ、政府ハ愛民ガ生命ヲ維シ耕地ノ外、更ニ彼等ガ爲シ得ル職業ヲ與ヘザルベカラズ。

此言をなせる「ラッセル」卿は、救済策と伴はざる自己の鎮壓案上下兩院を通過するや、傲然として曰く、社會の輿論は鎮壓令を必要とせるが故に通過せるなりと、何ぞ夫れ反覆の甚しき政治家の口も茲に至りて轉倒極まれりと謂ふべし。

鎮壓令成りて先づ律に問はれしものは「マッチル」氏なり、「ラッセル」卿は裁判の公平なるべきを誓言し、又た人に書を送りて陪審官の確實なるを告げしも、當時の陪審官は「オーコンナル」氏審問の時と同じく三十九人の陪審官中十九名は舊教徒にして、他の二十名は新教徒なり、爲めに「マッチル」氏は不公平にも十四ヶ年間の追放に處刑せられ、宣告後直ちに追放地に護送せられたり、初め氏は宣告の延引中に保釋を得、其間に一揆の起るべきを期せしに、宣告の瞬速なると諸領袖の逡巡躊躇せるとに由り、大事

成らずして追放せられ、續て諸領袖も亦追放せられたり、「オブレイン」「チロン」(今の「チロン」の父「アナー」)の三氏首魁となりて義を唱へたるも、其の運動兇熾に等しく、纔に巡查の屯所を襲撃して、其二三を屠りしに止まりて捕縛せられ、「オブレイン」氏以下二三氏死刑に處せらるべかりしに、減刑にて追放に處せられ、「チロン」「ニムケ」の二氏のみは亡命して北米合衆國に潛匿せり、斯くして青年黨一敗地に塗れて、勢復た振はず、落日の悲境に沈淪せり。

第十章 惡漢コー氏

愛人は幾度か計りて幾度か敗れたり、嗚呼愛人は遠く去りて盡く跡を故山に絶つにあらざんば、得て辛酸の苦境を脱して安寧幸福の域に入る能はざるか、天の愛人を苦しむる何ぞ酷なる、天道の是非を疑ふ者、豈獨り不幸なる失意者のみならんや。

愛人一片の鐵心已むべからず、今や起つて濟國の運動を試みたり、初め北方ウルスタ地方の人民從來の慣習は借地料の騰貴を防ぐに足らざるか故に、借地人權利を改正せんと欲し、産を擲つて運動せるも、見るべきの結果なく、却て前日に倍するの不幸に遭遇するや、更に憤激を加へ、西南地方の人民を誘導して其の仲間に入らしめしより、忽ちにして非常の一大勢力と化成し、全土の有志者雲の如く集まりて、茲に南北借地人の大同團結成れり、大同團結は、一意國民の幸福を計らんが爲め、宗教上の怨恨を洗ひ去りて、土地問題の落着を付けんと深く思ひを凝らせり、彼の五十年間程、北方不勒斯比得教徒の牛耳を執りたる、保守家中の最保守家なる、コーク氏の如きも、百事を抛つて亦之れに盡力せり、當時の愛人は實に將來に於て未曾有の好望を懐けるなり、大同團結の組織容ほ成り、檄を全土に傳へて借地人權利請願大會を開くや、檄文に

は「エヘスヨボシアン」新教派の「グレイ」氏、「ブンスピートリアン」派の「マックナイト」氏、及舊教派の「フレドリック・ルカス」氏の三名を署記せり、已にして千八百五十年八月六日、ダブリン府のウイリアム街に大會を開き、和氣霽々の間に滿場一致を以て左の三大決議をなせり。

- 第一 適當ノ借地料。
- 第二 借地法ノ一定。
- 第三 土地自由賣買。

以上三個條外に、以前より一大問題たりし借地料殘額處分問題も、亦た大會に呈出せられたり、借地料殘額とは、饑饉年間の未納分借地料なり、若し地主にして斷乎として飽くまでも自家の權利を主張するときは、已むなく愛民の大半を放逐せざるべからざるなり、同問題は會議の末、殘額は饑饉年間諸般の事情を斟酌したる上、是非に拂ふべき分は、一定の期限内に月賦若しくは年賦にて返納すべき事とせり、此の大會は、即ち有名なる借地人同盟黨の發端なり。

大同團結は首尾能く成れり、若し中途にして不幸の事變起るなくんば、所期の目的を

達して殆んど二十五ヶ年間苦痛に悩める愛土を救済する難きにあらざりしならん、然るに圖らざりき、羸弱愚昧なる一英人と、剛膽詭黠なる一愛人との爲めに萬事已まんとは、一英人とは誰ぞ、曰く、ジョン・ラッセル卿、一愛人とは誰ぞ、曰く、ウイリアム、コ
 ー氏。
 借地人同盟黨の成れる同じ年の十一月四日は、是れラッセル卿が有名なる「ダーハム」の書面を公にせし日にして、此の書面は「ダーハム」の教主に宛て、法皇の越權を誹難せしものなり、是れより先き、法皇は英蘇二土の舊教派の教主從來の名稱を廢して、其居住の地名を用ゆることとなせるや、法皇越權論囂々として英蘇二土を風靡せり、是時に當りラッセル卿は卑劣にも世論に膝を屈して、法皇の處置を誹難せし書面を公にせるこそ、千百の波瀾を起せし一原因なれ、ラッセル卿の舉動に對し、愛人意外に激昂し、就中南方の人民は痛く卿の懦弱を難責せり、然るに之に反して他の一派は卿か處置を認めて、完全に於て一點の誹難を容るべからざるものと主張せり、後者の領袖は「ウイリアム、コー」と、ジョン・サドリアーとの二氏にして、愛土史中有名の人物なり、此の紛議起りて、歴然たる大同團結は、忽然瓦解して再び拾收すべからず。

「コー氏」人ど爲り短身廣額、眉量濶大にして、剛膽不撓の氣に富む、法律に暗く、諸般の學術に通せず、且つ嗜好野鄙にして、語るに足らざるも、辨は以て能く、人を欺くに足る實に一世の巨人なり、氏一度政界に入りてより、自家の目的を遂げんか爲め、輪環に各政黨巡りをなし、其手段の如何には、更に頓着せず、變節、賄賂、誑佞、氏に於ては、塵芥の如し、千八百四十七年初めてアッスロン市の選舉競争場裡に立てり、アッスロン市は一時非常の繁盛を極めしも、此の時は饑饉の爲め大に衰弊し、今や一小選舉區となりて、賄賂盛んに行はれ、一投票紙の價概ね三十磅、我百八十圓より、四十磅、我二百四十圓にて、其の尤も高價なるは百磅、我六百圓に上れりと云ふ、人民疲弊困難の時なれば、唯意を高價なる賄賂に屬し、候補者の賢愚、宗教の異同は勿論、黨派の黑白をさへ問ふ者なし、氏は「オダレン」氏と呼べる地主紳士と、激烈なる競争をなし、九十五票に對する百〇一票の多數にて勝利を得たり、其の運動費は、有名なる銀行家「アドアード」氏の支辨する所に於て、銀行家は氏か龍辯を藉りて、平素抱持の金融問題を國會に提出せん爲めの期願なりしなり。
 同年、ジョン・サドリアー氏も亦カーリローより選舉せられたり、氏は「コー」氏とは資性

全く相異にして、一は深沈寡黙、一は浮躁曉舌、一は沈鬱にして獨居を樂み、一は快活にして社交を喜び、一は豪富四隣に聞ゆるも、一は赤貧洗ふか如し、一は法律に詳はしきも、一は法律には盲聾なり、氏は曾て國會委員となり、愛土の財政に通じ、爾後も絶へず財政に心を潜めて巨萬の富を作れり、其の「ラベール」銀行を設立するや、從來銀行に預金をなさいりし愛民も、氏が豪富なると、理財に通ずるの名聲を聞き、先を争ふて同銀行の預主となれり、氏は是に於て、倫敦の金融市場に馳騁を試み、且つ諸般の事業に着手せしに、企畫盡く中りて益々富を積み愛人財産の安否は、全く氏が掌中に在り、同年以後、「コー」サッリアー二氏の縁類にて、國會議員に撰出せられたる者四五名あり、而して此の輩の運動は、直ちに愛土の運命を左右せしものなれば、今仔細に説明の勞を取らん、先於是愛土青年黨と老年派と、就官に關して互に意見を異にし、相確執せしは、已に讀者の知れる如くなるが、此の時は已に借地人同盟黨なる大同團結の旗席の下に相和合して、自黨の三大綱領を容れざる政府には斷乎として反對せり、故に愛土よりの撰出を望むものにして、大同團結の綱領を掲げざるものは其志を達し得べからず、「コー」氏等の炯眼なる早くも此の大勢を洞觀して、借地人同盟黨に加担し、非就官

説を演べ、銳意國民の信任を博せんことを勉めたり、然るに獨り國民新聞派は、氏の信じ難きを人民に忠告し、且つ嘲罵至らざるなし、氏等も又た機關新聞を發行して、自家の政論を演べて反對派の疑惑の甚た誤まれるを反覆説明せり、氏は各處の演説に常に左の數語を絶叫せり、

余カ今日取ル所、進路ハ固トヨリ永遠ノ進路ニアラス、然レモ余ハ自由黨ニ屬スル者ニ非ス、天長ヘニ自由黨ノ旗下ニハ立ヲサルベシ、左レバトテ王黨ニ服スル者ニ非ス、地久シク王黨トハ事ヲ與ニセサルベシ

と、氏は實に自由黨にも王黨にも従はざりき、此時に當り國會内別に一大黨あり、「ピール」黨と云ふ、而して氏は、「ピール」黨に屬せしなり、純潔の愛國者は此の黨へさへも服するを屑とせざりしなり、「ピール」氏と自由黨との聯合成るや、氏曰く、

余ハ今朝新聞紙ニテ、「ピール」氏ハ自由黨ト聯合セリトノ報ヲ見タリ、此ノ際余ハ愛土及選舉區民ニ向ツテ明言セン、余ハ反對派ヲ筆ヲ弄シテ罵ルカ如ク、今日誓約シタル事ヲ明日破ル底ノ無耻漢ニハアラス、若シ、「ピール」黨ニシテ職ニ就クノ曉ハ、則チコレ、余カ同黨ト絶ツ、ハ日ナリ、又國會内ノ全「ピール」黨ヲ擧ケテ、自由黨内閣ト聯

合スルヲアラバ、余ハ斷然彼等ニ反對スベシ、正理公道ヲ踏ミテ國利民福ヲ計ルニ於テハ、余輩ハ誰人ニモ一步ヲ讓ラズ
と、氏又曰く、

余ハ愛土借地人ニ正當ノ權利ヲ與ヘザル政黨ヲバ、一切輔佐スル事ナカルベシ、又地主ト借地人ト關係ヲ圓滑ナラシムルノ方法ヲ講セザル政黨ニハ、決シテ一臂ハカキモ藉カハルベシ

と、明言する所概ね斯の如し、獨り國民新聞の尙も罵詈雑言かざるは事奇なるに似たり、千八百五十二年二月、自由黨の内閣倒れ、保守黨代つて朝に立ちて、コー氏派の有力者「バード」氏ルシアの知事に任命せらるゝや、借地人同盟黨は、コー氏等反旗を翻へせりと叫へり、續て愛土議員の總撰擧あるや、借地人同盟黨の領袖は概ね撰出せられ、就中、ジョーヂ、ヘンリー、ムンリー氏の撰出は、同盟黨をして九鼎大呂より重からしめたり、又「ルカス」氏は元と英人にして、而かも新教徒なるにも關らず、義氣凛々、俠骨稜々、奮て愛民を扶け遂にメイス州より撰出せられしが如きは、當年の美談として長く記憶せられしものなり、コー氏派の諸領袖も、亦概ね撰出に洩れざりき、コー氏某演說會にては、

左の如き教唆的の說を吐けることあり、而して是等詭激浮躁の辨は、常に大に人民の喝采を博せるなり。

日長ク夜短キハ悦ブベキ仲夏ノ節ナリ、晝夜相半バヌルノ時ハ萬目蕭條タル仲秋ノ候ナリ、寒風漸瀝肌ヲ裂クノ嚴冬ハ、晝短クシテ夜尤モ長キ時ナリ、若シ今日彼等(反對者ノ)ヲ撰擧スルモノアラハ、尤モ長キ暗夜ニ悲ムベキ不幸(暗殺ノ)ニ遭遇スルノ恐レアラソ。

當年の撰擧に於て、同盟黨は全く、コー氏派を挫き得ざりしも、自黨の主義を彼等か頭上に壓し付くる事を得たり、同年九月八日愛土四十餘名の議員は一室に會して、左の如き大綱領を議定せり。

愛土借地人同盟黨ノ主義ヲ贊成シテ撰出セラレタル議員ハ、愛土借地人ニ適當ノ權利ヲ賦與セサル政府ニハ、斷シテ服セザルベシ。

此の案は實に、コー氏の提出に係はるものにして、滿場大喝采の中に議定せられしなり、當時愛土議員四十余名の向背は、執政者を左右し得るの力ありしものなれば、鞏固なる一團となりて政界に馳驅せば、自黨の主義を貫徹する敢て難きにあらざるなり、

同年の十一月二日に國會開かれ、十二月七日に保守黨内閣は豫算案に敗れて總辭職をなし、アパーヂン侯内閣を組織するや、ジョン・サドリア氏は大藏大臣に、ゴード氏は愛土副大法官に、此の外、ゴード氏旗下の官に就きしもの少なからず、夫れ新内閣は借地人同盟黨の主義と相容れざることを、毫も舊内閣と異なるなし、然るに、ゴード氏の一派は今や去りて新内閣組成の要素となれり、是に至りて國民新聞の先見は不幸にも適中せり、然れども、ゴード氏の變節を茲に罵るは遅し、抑も氏が畢生の志願は官祿に在りしなり、今日唯た假面を脱して本性を露はせるに過ぎず、今日に至る迄、愛人を欺騙せしは、其得意の伎倆能く、愛人を籠絡せしなり、唯た多數の愛人が其の賤丈夫なるを先見し得ざりしは惜むべし。

然りと雖ども、同盟黨尙ほ未だ全く失望落膽するに及ばざるなり、蓋し英國の政治習慣として、國會議員たる者官に就くときは一度議員を辭して再び選舉を競争するなり、ゴード氏も再選せられん爲め、選舉區アッスロンに歸り、人民の感情を觀るに、人々意外に穩かに變節を難詰する者寥寥、晨星の如く、何れも貧窮の餘り、氏に頼りて官祿に衣食の道を得んとして、阿諛至らざるなし、氏も亦人民の驕心を失はんとことを畏れて、成

る可く萬人の望を満足せしめんと務めたり、當時アッスロンに一謬言あり、曰く、

荷モ生レテ男子ヲシハ、一丁字ヲ記シ得ザルモ税關廳ノ吏員タルヲ得ベシ

と、ゴード氏か努力想ふべし、選舉の競争には僧侶等の加勢もありて、勝算疑ひなき折しも、氏の財産資格に故障起り、國會は審査委員に命じて審査に取掛れり、氏は赤貧洗ふが如く、三百磅(千八百圓)は申すに及ばず、其の百分一三百、ペンズすらも實際有せざれば、其の狼狽思ひ遣らるゝ次第なるに、氏の大膽なる少しも驚くの色なく、審査委員に有資格を誓言せり、當時の審査なるものは、一般に粗滯なれば、審査員も粗略に氏か所有の銀行券を調べて、財産資格を有するものと断定せしこそ、氏に取つて無上の大僥倖とも申すべけれ、斯くして反對者、ノルトン氏との得點四十に對する七十九の大多數にて、再選の榮を得たり、同時に、サドリア氏も萬金を擲つて再選舉を競争せしも、保守黨の候補者、アンキサンダー氏に六票の多數を占められて敗北せり。

ゴード氏再選せられし後、故障の申出四方に起る、今其一二を記さんに、氏は競争最中に、スミス氏に官職を約し、且つ五百磅(三千圓)を借用せしに、選出後尙ほも約定を履行せざる爲め、違約の訴訟起りしに、氏は例の詭辨を弄して、スミス氏ノ所謂五百磅は、畢

竟保守黨を賛して義捐せしなれば余か與かり知る所にあらずと跳ね付け終に「スミス」氏の敗訴となり、彼れは破産して北米に逃亡せりと云ふ、又暗殺教唆演説に就て故障起り、千詰萬難雨霰の如く降り注ぐ中に、氏は平然として澄まし込み「アバルデン」侯も更に耳を傾けず、上院の關すべき限にあらずと放言して取り合はず、爲めに反對黨の憤激漸く高まるや、「コー」氏は大膽にも左る演説は更に覺なしと斷言し、且つ友人に厚く贈りて證人たらしめ、終に妖魔化し去れり、其の奸詐眞に憎むべし。

「コー」氏已に幾多の不埒を働き、幾多の危難を打ち破りて國會に立ちしかども、股肱「サドリア」氏を缺けるを憾みとし、是非にも之れを撰出せしめんと苦心して、「スノーゴ」の撰出議員「マウソ」氏なる英人に厚く賄賂して辭職せしめ、茲處に「サドリア」氏を候補者とし、百方策畧を廻らし、一票二十五磅、百十圓にて投票を買ひ入れ、僧侶の扶助を藉り、壯士を利用して、結局四票の多數を得て勝利を得たり、之より二氏相提携して如何に運動せしやは、説明の勞を取らざるも已に推知し得べし、千八百五十五年、「アバ」氏の内閣倒れて、「バ」氏内閣を組織するや、「コー」氏の無耻なる大法官に任せられて、唯々諾々喜んで職に就けり、其再撰を争ふや、有らゆる卑劣手段を

用ひて又望を達せり、此の際の撰舉に僧侶の縦横無盡に撰舉場裡に奔走するを見、義士「ルカス」氏、慷慨痛憤禁じ難く、躬から羅馬に到りて親しく法皇に訴へし、其の志を遂げず、歸途憂憤病に罹りて、渣馬客舎に逝けり、實に千八百五十五年十月二十二日なり、國民新聞社の主幹「デ」氏も今は全く絶望し、喟然として歎して曰く、
嗚呼愛土ハ最早解剖臺上ノ屍体ノ如シ

と、十一月六日、輕裝して、埃太利亞に遊べり、其の心事を想へば、憐むに堪へたり。

「コー」氏の一派全盛を極めたりしが、今や漸く覆没の末路に迫れり、流石の富豪「サドリア」氏も、撰舉競争に萬金を糜やしたる爲め、家産傾頽の折りしも、某氏に告訴せられて敗訴し、千八百五十四年一月に、大藏大臣を辭するの已むを得ざるに至りて、大勢一變し、同僚の「オ」氏も自家の醜體を掩ふに由なく、綱繩策成らずして逃亡するや、「サ」氏か財政困難の報稍や人心を動かせり、是に於て、氏は百方計を回らして一時を綱繼せん爲め、二三千金を調達せんとせしかども、事成らず、遂に自ら鴆毒を服して路傍に斃死せり、而して之と共に「テ」銀行は閉店せり、凶報一たび全土に傳はるや、老弱男女、東より馳せ、西より奔りて、銀行門前、入山を築きしも、今は早や時遅れ、機去り

て臍を噛むも及ぶべからず、愛土細民の臍線錢も散じて跡なく、同銀行と取引せし會社にして大損耗を蒙り破産せし者甚だ多かりしと云ふ、嗚呼、天網恢々粗にして洩さず、一は逃亡し、一は自殺の末路となれり、因果應報とも云ふべき乎、獨り首魁、コー氏のみ、天網を脱して尙ほ榮華に誇れるこそ、而憎けれ、顔子天折して、盜跖壽なり、天道果して是耶非耶。

第十一章 愛國家の處刑

恐るべきは反動なり、大反動の來るや、急湍激流の如く、奔騰迸發、萬類を排除し、碾碎して殘すなし、革命を唱ふるものは、大反動なり、小反動と雖ども、社會の安寧を傷け、治安を妨害する少なからず、所謂一揆騒動は、小反動なり、小反動往々一轉して大反動となる、侮るべからず、英政府の暴政と地主の專横極まりて、愛人小反動の機漸く熟せり、而して在米愛人間に成りし、フェニアン黨は實に小反動の卵なり、此の黨の目的とする所は、誓て愛土を英政府の羈絆より救ひ、之れを一獨立國となさんとするに在り、此黨竊かに本土の愛國者と結托して、革命戰爭準備の爲めに武器糧仗を供給し居りしが、一たびは政府に探知せられ、事に與かる者概ね繋囚せられて、一大頓挫をなせるも、在米の愛人は屈撓するなく、再三活潑なる運動を企て、計畫に汲々たりし折偶々米國南北戰爭の起るに會ひ、彼等は軍に硝煙彈雨の間に奔走して、多少戰爭に經驗を積み、千八百六十五年四月に、南軍敗れて平和成るや、愛人の軍より歸る者、腓肉を撫して亂を思ふもの多く、故郷衰弊の狀を想ふて慷慨の一念禁ずべからざるに至れり、先是千八百四十五年、愛國家、マクメニス氏、濠洲に亡命し、後ち桑港に在りしか、千八百六

十一年同港に死し、其の遺言により遺骸を故土に埋葬せんか爲め、莊嚴と盛装とを以て大西洋を横断し、十月三十日棺柩クエンストン港に到着するや、人民の愛國心を鼓舞刺戟すると甚しく、越へて十一月十日ダブリン府に葬式を行ふや、五萬餘の人民涙を揮ふて柩を送り、行々愛國者の墳墓を吊ひ、日暮グラスニージン、セメタリーに埋葬し終へり、是より本土内革命の氣運、日一日に迫り、愛國者は三々伍々隊を成し、東西に奔走して人民を鼓舞し、在米愛人の士官たる者も、南北戦争後職を辭して故郷愛土に歸る者數百人の多きを加へ、革命の風雲慘憺として破裂の危機目前に横はれり、然るに政府は早くも、不穩の舉動を諜知し、千八百六十五年九月十五日、首魁「リニベール」、オ「レアリ」、オ「ドノヴァン」等の數人を捕縛して獄に繋ぎ、十一月又「ステベン」氏を繋囚せしも、氏は審問に先つて、二名の獄吏の庇護に由り、脱獄の大幸を得たり、政府は事態の容易ならざるに驚き、保安條例を制定して全愛土に實施し、多少の嫌疑あるものを盡く捕へて禁獄せり、當時の審判官中其要部を働かし、者は讀者の熟知する、「コ」氏なり、氏の獄を斷ずるや、飽く迄英政府の意を迎へて、嚴峻を極め、其の判決は英人すら文明なる英國人の恥辱なりと評せり、嗚呼氏は人情忍ぶべからざるを忍んで、嚴酷に不公

平に同胞を刑せり、氏か如きは豪膽と云ふべきか、將た惡魔と言ふべきか、余適當の評語なきに苦しむ。

愛人の積怨は、一二の頓挫に消糜し去るものにあらず、在米の愛人は、尙ほも干戈を執るの必要を感じ、又回天の業成るべしと信じて、絶へず故郷に密使を送り、金錢を贈りて人民を鼓舞せり、「ステベン」氏の如きは、千八百六十六年を期して更に義旗を上くべしと公言せしが、同年は何事もなく過ぎ去り、其の後も在米愛人よりの援助絶へざりき、茲に革命派の領袖に關する二大事件あれば、左に記さん。

革命派の領袖數人、在英の愛人間に在りし故に、二土間に絶へず密使往復し居りしが、事現はれて其捕縛せられし者少なからず、「バルク」氏も亦捕はれて「クラーチンオウル」に繋囚せられしに、人民は氏を脱獄せしめんことを計り、氏が起臥し居るべしと思へる獄屋の牆根に沿ふて、細き墜道を穿ち、火鑿を据へ置きて火を點し、垣壁を徹壁に碎けるも、氏か居所茲にあらずして、同所に在る者十二名は即死し、百二十八人は輕重の傷を負へり、是れ千八百六十七年十二月十三日の事にして、英人を戰慄寒心せしめし大事件の一なり。

「スラベン」氏縛はられてより、「ケリー」氏代つて革命黨の事務を處理せり、氏は千八百六十七年の秋、一日マンチエスター市の會議に望み、友人「デセイ」氏等と、歸途竊盜犯の嫌疑にて捕縛せられ、偽名を告げしも革命派の領袖たることを發覺せられて獄に繋かれしか、當時マンチエスター市には革命派の人々甚だ多く、同志者相語りて、氏等を奪はんと決し、千八百六十七年九月十七日、氏等馬車にて「ザルファード」の獄に讒送せらるゝに際して事を上げんと、一隊三十人、各々短銃を携へて之を途に要撃し、先づ其馬に放銃せり、此時偶々巡査一兵器を携へざりければ、散々に敗亡す、此に於て、愛國者間に乘じ、各々柁鐵槌を以て馬車の戸を開かんとせし折りしも、會々數十名の警官が取つて返し、此に一大鬭争起れり、此の時愛國者の一人、巡査に銃を強求せしも與へざりしを以て、之れを銃殺して、銃を奪ひ、首尾能く「ケリー」「デセイ」等を脱走せしめたり、斯かる間に警官の數漸加はり、殺傷激しく、幾多の愛國者縛に就き、審判の末、首魁三名は十一月廿三日の朝、絞殺刑に處せられたり、「ケリー」「デセイ」氏等は、脱走後終に再び獲べからず、之れ大事件の二なり。

愛國者處刑の報四隣に傳はるや、都市至る所人民盡く黒衣を着して、深く吊意を表せ

り、後、「ザリー」ツァン氏、神は愛土を救ふてふ題にて、愛國者の事業を讚美し、一詩を賦せしに、忽ち四方に傳唱し、今日は愛民の在る處何處として吟誦せられざるなし、愛人間の集會は必ず此の詩を謳ふて閉會せり、當時有名なる「バーナル」氏は、一青年なりしが、愛國者獻身的の事業に感激し、此の時より神明に誓て、愛土の爲めに、一身を犠牲に供せんと覺悟せりと云ふ。

此の時より、英人及國會は、愛土問題に傾意する事前日に増し、千八百六十八年二月に、「グラッドストーン」氏は、愛土教會廢止の議を提出せしに、同年の會期には中止して總選舉となり、翌年三月に、具氏再び同案を呈出せしに、紛々たる議論の末遂に可決せり、是に於て、人民は更に一步を進め、所々に集會して土地法に付き評議を凝し、再び借地法の一定、自由賣買及適當の借地料との三大問題を囂々せり、此の際具氏の土地法案を通過せしは、多少の満足を人民に與へしも、人民今は自治政府を熱望する者多く、愛國の士は、評議の上左の一大綱領を宣告せり、

愛土諸般ノ困厄ヲ救治スルノ道ハ、愛土ヲ支配センカ爲メ、別ニ愛土國會ヲ設クルニアリ。

此の綱領を贊助して團結せしものをば愛土自治黨と唱ふるものにして、後年波寧流氏か引率せる大政黨の根基なり、恰かも此の際、具氏呈出の無記名投票案の可決は愛土政治部而に一新紀元を開けるものにして、無記名投票法實施せられて、借地人は地主を憚かるなく、自由に己れか適意の人物を撰擧するを得たり、爲めに公論の前路を蔽遮する有らゆる抵抗物を排除し、茲に初めて愛土は完全なる輿論を天下に告白するを得たり。

予は本章を終るに臨んで、悪魔コー氏の末路を記さざるべからず、氏前きに轉地療養の爲め歐洲大陸に在りしか、千八百七十八年に一快報のダブリン府に達せるあり、曰く、氏發狂の氣ありて從者を殺害し、加之自害を謀れりと、此の報は后報により確實を證し、氏此の時より全く失心し、遂に同年九月三十日、獨逸の一僻村ベンデンに死せり、之を葬むるの日、愛民は其遺骸を掠奪して、愛土のレノテア河に投じ、以て聊か憤怨を晴らせり、斯くして愛土不義の徒前後跡を接して、憐むべきの最後を遂けたるは快なりと云ふべし、余は革命派の挫折を慨するも、茲にコー氏の末路を記するを喜ぶ、知らず讀者の感如何。

第十二章 バット氏及び波寧流氏

無冠王、オ、コンナル氏逝きてより、殆んど二十三年間、愛土には首領なく、恰かも渺茫たる海洋に舵なく、帆なく、磁石なくして漂へる扁舟に似たり、地主は出來得る限り暴虐を働き、不義の徒は飽くまで唯た私利之れ計り、短氣なる愛國者をして、屢爰りに席旗を擧ぐるに至らしむ、實に此間は愛土の暗黒時代と言ふて可なり、既にして愛土自治黨興りて、アイザック、バット氏之れが指導者となれり、氏は愛土北方の新教派僧侶の子なり、人と爲り、思慮深く、義侠心に富み、好んで人の急に赴く、又人に接する和氣、飄然胸中少しも城府を設けず、氏は其美質に由りて、黨員の心を得たれども、縦横の奇才に乏しきが故に、遂に偉大なる首領たる能はざりき。

千八百七十四年、具氏が國會を解散するや、愛人の多數は、自治派の候補者を撰擧せんとを勉む、バット氏は實に此好機に乗じて、巨大なる自治黨を組織するを得たり、總撰擧の結果は、錯雜混沍たるものにして、氏が旗下に集まりし者の中に、真正の愛國者もあれど、又官吏志願者もあり、有爲の壯年もあれど、又老耄事に堪へざる者もあり、然れども、愛土總議員百〇三名中、誠心實意、英愛の調和を計らんとするもの六拾名ありき。

「バット」氏の器圖とより、オーコンナル氏に及ばざる遠しと雖も、當時愛土には氏以上の人物なく、且つ氏は國會場裡シラウホウケン具氏を除きて他には容易に下らざるなり、其一度議院に入るや、熱心愛土の不幸を訴へて、救済の目的を遂げんとせり、然れども、政府の愛土に對する例の如く冷然として、年々愛民の哀訴する所を退けて顧みず、千八百七十一年より千八百八十年迄十一年間に國會に提出せられたる愛土々地法は二十九の多きに及び、其十六は破れ、七は拒絶せられ、内一は上院にて五は撤回せり、獨り國會のみならず、英土の諸新聞紙亦た筆を揃へて之れを輕侮し、嘲笑せり、然るに内部にては黨員漸く相反目乖離して、團結の力弛み、外よりは英政府頻りに愛土議員を或は威嚇し、或は誘惑して、其の驕心を買ふ是等の不幸相結んで「バット」氏の規畫者々失敗し、十百の諸法案概ね否決せられ、所期の目的萬分の一だも成らず、今は自治黨員の大半は官吏志願者と化し、殘卒も亦言論の争に絶望し、一部の急激徒は事を干戈に訴へて、百年の志望を貫徹せんときまで激せしも、大勢可ならざるが爲めに、擧兵の議成らずして已みぬ。

千八百七十五年四月二十日の夜、下院にて愛土鎮壓案討議中に「バット」氏は一時の都

合上より、決議を延ばさんと欲し、年若き自黨員に耳語して、成るべく時間を延ばすやう、長演説を試みられたしと請へるに、黨員は何時間位にて可なるやと問ひたり、氏は愈々長きを以て愈々妙なりとすと答へければ、彼は諸種の参考書を掲げて、悠然演壇に上り、演説を始めたが、議論殆んど盡くる毎に、政府の報告書又は議院の決議録中より、長々しき朗讀を爲して、一々之れを論評し、然る後ち再び本論に立戻り、更に枝葉に入り、議員皆聞くに倦みて、議席を去るを願みずして、五時より九時五分まで、四時間演説を續けたり、是れぞ英人が妨礙政略と罵り、愛人が進取政略とて權守せる奇策の起元なる演者は「ビッグ」ビッグと呼べる剛毅不屈の朴訥漢なり。

波寧流氏バウチルが初めて議院に入りしは、妨害演説のありし日を去る遠からず、千八百七十四年二月の國會解散と共に、波氏バウチル卒然政界に闖入して、擧擧を争はんと欲せるも、當時郡吏在職中なるの故を以て允されず、暫にして「ヂスレリー」氏内閣成り、「テイロー」氏内閣員となりしが爲め、「ダブリン」府の補欠擧擧を行ふこととなれり、此に於て、波氏意を自治黨に通じて、候補者たらんことを求む、固より無名の一少年が、内閣員に打ち勝つべき算なきも、自治黨は正に運動費空乏せるの時なれば、波氏の自費運動を幸とし、

然諾して多少の援助を與へたり氏が當時の演説は熱心餘りあるも口吃して言ふ能はざるものい如く言語錯雜し首尾連續せずして殆んど議論を成さず聽者評して僥倖に當選の榮を得るも沈黙議員にして終らんのみと言へり既にして其の非常の少數にて敗北するや世人は皆之れを當然視して怪む者なく氏が最初の手際實に斯の如く拙劣なりしなり嗚呼誰か圖らん斯人にして他年愛土の無冠王と稱せられ英國政界の狂風となり世界の耳目を驚かすに至らんとは氏が知人中に奇詭あり波氏が心中波氏なしと蓋し波氏は自からを知らざるを云ふなり適評なりと云ふべし後ち千八百七十五年四月遂にミースの代議士となりて國會に入る波氏時に三十歳に満たざると一月の齡なり是より十五年間ハートフォード英國々會の義は波寧流會にして波氏の傳記は即ち愛蘭土の歴史なれば仔細に氏が運動を讀者に紹介せん

波氏の愛土に忠直誠實なるは恰も遺傳なるに似たり今を距る百五十年前祖先ジョーン・パーテル氏愛土國會議員として志操堅實を以て稱せられ其の子サム・ジョーン・パーテルは愛土國會に出納尙書の榮官に奉職中英愛二國會合同の議起るや憤然職を棄てし非合同論を疾呼せしが如きは傳へて美談となす所なりサム・ジョーン・パーテルの

子ヘンリー・パーテル氏又父の志を繼て愛土國會獨立論を固守しヘンリーの姪ジョーン・ヘンリー・パーテル氏壯時米國に遊び華盛頓府に於てステューアト嬢に邂逅し之を娶り伴ふて愛土ウッシュロー州のアヴァンデーに歸り偉丈夫查列斯士都士波寧流氏を擧ぐ時は正に大饑饉愛土を掩襲し一擧して餓卒の高丘を築かんと脅かせし千八百四十六年六月なり母方の祖父は有名なる米國水師提督チャールズ・ステューアト氏なり提督壯にして不俱戴天の仇讐英軍と戦て屢奇捷を得老ひて名望益高く一たびは大統領候補者に推されしも固辭せりと云ふ又偉丈夫の母は有名なる賢婦人にしてフェニアン騷動起りて英國官吏の追捕急なりし時愛土義士の其家に潜匿せし者少なからず先年米國に客死せる烈女ブァニー・パーテルは偉丈夫の同胞にして同く賢母の膝下に薫育せられしなり波氏世々の血脈既に此の如し其の國民に忠にして愛土の自治を熱望せるは胎中に在るの時より懷抱せし大志願なりと言ふも可なり且つ波寧流氏生育地の四隣は愛土中最も風光絶佳山水明媚なるのみならず又歴史上最も有名の地にして生地アヴァンデーは正に其中心なり故に幼にして忠臣苦思の談義士義に死せるの譚を耳にして愛國の情を鼓舞せること少なからざるなり六

歳にして英土の某小學校に學び、長じて「ケンペレッヂ」大學に入りしも、性讀書を嫌ひ、
 錐股盤雪の苦學は思ひもよらず、中途にして退校せり、後ち米國に歴遊して、深く人民
 淳厚の風に感む、千八百七十年、アヅァンデーの故郷に歸るや、通常の地主とは全く異
 にして、借地人に對し寛洪懇切なり、是れ米國に養ふ所に由ると雖、抑も亦天性慈悲相
 憐の情に富むにあらざるは、焉くんぞ能く此の如くなるを得んや、嘗て舎兄と米國漫
 遊中、舎兄鐵道にて奇禍に罹り、病院に入る、氏乃ち終日終夜其傍を去らずして看護せ
 り、舎兄後ち人に語りて曰く、予は看護人中にて、未だ嘗て舎弟「チャーレス」の如く親切
 なるものを見ずと、又波氏壯時驢馬を虐使せる者を相手取りて、訴へ出でたることあり、
 唯此事、以て氏が多血多情の人なるを見るに足れり、退て其嗜好を見るに、靜夜冷燈
 の下、潜神覃思、常に數學と器械學とを研究し、其書室の架上に堆積する所は、此二學に
 關する書籍のみなりと云ふ、人は氏を冷腸男子と云ふ、一面より觀察する時は、蓋し適
 評なり、予常に思へらく冷かなると水の如き者は恐るべし、多情多血燃るが如きの人
 亦恐るべし、然れども極端の冷腸と極端の熱血とを兼有するの人は、最も恐るべきの
 偉人なりと、波寧流氏豈其の人にあらざるや。

「波寧流氏議院に入るや、ビッカ」氏と相提携扶持し、所謂妨碍政容を取りて、縦横無盡
 に切り廻はれり、蓋し首領「バット」氏の専心一意、愛土の不幸を訴へ、以て英政府の反省
 を求むるも、其の頑然として應ずるなきを見、波氏の炯眼早くも華美の言辭と論理あ
 る辨説は、得て英政府を動かすに足らざるを知り、誓つて政府の施政を妨碍して、之れ
 を窘盛せしめんことを力めたるなり、二氏の嚮を列ねて進むや、實に六百年の威光を
 以て立てる英國々會議員六百五十六人、總議員六百五十八人に、反抗して戦を挑める
 なり、敵は勿論味方の議員さへも、二氏の奇計の妙策たる所以を解せず、皆之れを嘲弄
 せり、二氏は既に一身を國民に捧げ、鞘を捨て、進めり、千辛萬苦は固より辭する所に
 あらず、同志者を求むれば、則ち詭激と謗られ、大人氣なしと罵られ、共に力を協せんと
 言ふ者もなし、二氏が日夜の論戦に、休息の暇なく、一日、波氏形容枯槁、顔色憔悴して議
 場に入るや、傍人相囁て曰く、
 波寧流氏ハ實ニ大事ヲナセリ、其爲スヤ水火ヲ犯シテナセリ、
 と、以て其の苦戦の狀を想ひ見るべし、始め「ビッカ」氏の四時間演説は、唯た一時の都
 合上より、單に時間を延さん爲めなりしなり、然るに波氏の陣頭に出るや、議決を妨碍

せん爲め、夜の十二時半迄種々の動議を提出して、漫に長演説をなせり、英國々會の制
 規として、夜十二時三十分後には、異議のある議案の決を採るべからず、二氏は此制規
 を奇貨とし、十二時過ぎに及び將に採決せんとするや、二氏の中一人は、必づ起つて修
 正動議を提出し、以て其の採決を妨碍せり、之れが爲めに、英政府の窘めらるゝこと甚
 しきに及び、二氏の名漸く高く、政府も亦全力を盡くして、二氏と戦はざるべからざる
 ことゝはなりぬ、然れども其始めに當りてや、誰れか此政略の英國政治機關の運轉を
 止めて、政務を滯滞せしむるに至るを豫知せんや、抑も妨碍演説は、千八百六十八年よ
 り千八百七十四年までの、具氏執政の時に於て、ロバート・ヘンリーの幕下に用ゐられ、就中國教
 廢止案、土地案、無記名投票案等討議の際、數多の動議に由り、徒らに採決を延引せるこ
 とあり、故に二氏之れが脩を作れりと云ふこと能はずと雖ども、二氏に至りて大成せ
 りと言ふて可なり。

二氏の行爲は、首領に憎まれ、黨員に嫌はれ、反對黨に罵られ、其の憎厭の情激する所、終
 に南部亞弗利加殖民法案討議の日に破裂せり、千八百七十七年七月二十五日、下院の
 委員會にて、同案討議の際、デックンズ氏同案に反對して、自黨員保守黨の怨を買ふや、

「モンク」なる者、デックンズ氏の行爲を以て、下院の例式を輕侮したる者なりとして、痛
 く攻撃を加へたれば、デックンズ氏赫として怒り、モンク氏に前言の取消を求め、波寧
流氏又、デックンズ氏を贊成し、且つ這般の言語は、最早や忍ぶべからずと絶叫せり、此
 に於て、當時出納院長にして下院の首領たりし、ノース氏は、波寧の言を取消す
 べしとの動議を起せり、然るに委員長、ノース氏は、偏頗にも、デックンズ氏の要求を
 斥けて、波寧の言をば是非に取消すべしと演ぶ、波寧前言を説明せんとして起立する
 や、滿場鬨然、波寧を作して、百方氏が言論を妨碍せんとせり、波寧毫も怒れる色なく、泰
 然として靜かに、同案の殖民地及び本國人何れにも有害なるを説き、更に進んで從來
 の經驗上よりして、英人暴虐壓制の結果を見んよりは、寧ろ徹頭徹尾、同案に反對して、
 政府の政策を妨碍するは、予が最も満足する所なりと斷言せり、此一言、以て下院は
波寧を責罰すべき好材料を得たりと喜び、愛土議員も積日待ち受けし好時機至れり
 と欣び、波寧の演説終るや否や、ノース氏は、波寧の計りの喝采の中に、波寧只今
 の言を取消すべしとの動議を提出せしに、全院一致にて之れを可決せり、次て、ノース
コット氏は、又た、

次ノ金曜日迄波寧流氏ヲ議院ハ出席ヲ停止スベシ

この動議を提出せしに、院内躁然、古來稀有の新光景を現出し、傍聴者は皆波氏が身上を氣遣ひ、片唾を呑んで決議如何と案じたり、波氏は平然として驚かず、更に喧噪の聲を聞かざるもの、如く、最も冷かに起立して、ハースコット氏の動議外に前動議あれば、下院首領、ハースコット氏の動議は順序を誤りたるものなりと、一番冷罵を加ふ、議長其の説を正常なりと認む、波氏再び起ちて、痛快に雄健に自家行爲の辨護説を陳じて席に就けり、議院今は某議員の行爲を審議する時の習慣に従ひ、暫く波氏を退場せしむべしと決せしにより、氏は悠然議場を去りて、審議の結了を待ち受けたり、茲に「ハースコット」氏更めて左の動議案を提出せり、
波寧流氏ハ故意ニ議院ノ公事ヲ妨害セリ是レ議院ヲ輕侮シタルモノナリ故ニ次ノ金曜日迄、氏が議場ノ出席ヲ停止スベシ

此動議案最要の理由とする所は、波氏が下院の公事を妨害せりと云ふにあるも、是れ甚だ論理なき説なり、波氏は實に自家の説を疾呼せり、未だ曾て議院の公事を妨害せし片語ども吐かず、政府の企畫をば痛く妨害せり、然れども、政府の企畫を妨害するは、

政府の反對者が常に執る所ろの方策にして、獨り波氏を責むべからず、「ハースコット」氏の所謂公事妨害云々の謂れなきこと此の如し、此弱點は烈しく非難せられて、動議案は次の金曜日迄猶豫することとなり、波氏復び議院に入る、氏は着席否や、「ハースコット」氏の謂れなき動議の爲め、前二時間出席を停止せられたるをば、痛切に演述して、満場を聳然たらしめたり。

金曜日に「ハースコット」氏左の二ヶ條を提出せり。

第一 議長及委員長ハ、二回以上注意ヲ促カシタル議員ヲ、バ、之、レ、ニ、退場ヲ命ズルコトヲ得。

第二 一議員ニシテ、同動議ニ關シ、同執務時間内ニ、一回以上演説スルコトヲ得ズ、右の二條は、自由黨員よりは、多少の論難を受けしも、自治黨員よりは、徹底の反駁なくして可決せり、越へて七月三十一日、南部亞弗利加殖民法案の討議に際し、政府方にては、同日中に之れを議決せんと計りしに、波氏の慧眼、早くも己等の言論を妨ぐるものなるを看破し、身心の堪へ得る限り、大論戦せんと決意せり、然れども、惜むべし、其の同志者僅に七名に過ぎざるなり、討議の始め、コールテニー氏は、同案に反對して、波氏等

を扶けしも、夜に入りてより、全く手を引き、今は七名相駢んで、更るく種々の修正案を呈出せり。翌朝の八時十五分、波氏は十五時間の論戦に疲れたれば、暫時退場して、一睡に少しく其勞を慰し、十三時十五分に再び議場に由で、前論を續け、午後二時に、同案最後の修正説可決して下院を經過せり。議事に取リ懸りてより、茲に二十六時間を費せり。此の長激論戰中、婦人傍聽席に、終始耳を傾け居れる一佳人あり、之れを誰とかなす、曰く、波寧流氏の妹、フアン、ニ、バ、リ、チ、ル、嬢なり。

前代未聞の長論戰は、英國に於て非常の憤怒を挑發し、人民波氏の徒を憎惡するの念、其の絶頂に高まり、首領「バット」氏は、斷然意を決して、黨員に向ひ、波氏を排斥せよ、然らざれば吾れ首領の任を辭せんと告白せしも、此事二つながら成らず、却て首領「バット」氏の聲望漸く傾覆し、誠意を以て之れを補佐するもの少なく、之れに依て一時を利せんと欲する者多し、然るに波氏滿身の熱血を揮ひて、妨礙策を執りしは、大に人民の意に副ひ、千八百七十七年八月十三日、議院閉場するや、同月二十一日、愛都ダブリン府民は、波氏を歡迎して、大慰勞會を開き、且つ氏が新政界を喜ぶ旨を宣言せり。愛人は、ヨ、ハ、氏に賣られてより、後には國會内の言論に絶望せる爲め、種々の弊害を醸

せり、之れを要するに、人民團結の力を失ひ、個人の利害にのみ着目し、亦國民全體の興廢を顧みず、從つて議員は孤立して、人民の後援なし、更に自治黨の内情を見るに、バット氏黨員を制御し得ず、各人は互に乖離排擠して、結合する所なし、千八百七十八年一月十四、十五兩日、ダブリン府に開ける自治黨の大會に、首領の意見概ね行はれず、波氏には却て好都合なりき、波氏は又更に有力なる賛成者を得たり、元來愛民の國事を憂慮するに切なる者は、英蘇二土に在る者より切なるはなし、彼等は渾身愛國の精神を以て満たされ、其の懷抱する主義は、在米愛人より急激なり、彼等は最初より波氏が新政治に賛成を表し居れるは、氏に於て九鼎大呂の重みあり、千八百七十七年、在英蘇愛人自治會は、其年會の折、從來會長に戴ける「バット」氏を退けて、名譽ある位地を波寧流氏に與へたり。

「バット」氏自治黨の首領となり、其の代言職を抛擲せる爲め、負債頓みに加はり、生計に差支へ、國民の義捐金を乞ふに至れり、愛人は元來他邦人に比しては、首領の爲めに多額の義捐金を醗集するが通例なるに、此時氏が聲望稍や波氏に移れる後ちなれば、義捐金も意外に少なかりしと云ふ、此一事は以て波氏が、漸く愛民間に勢力を得たるを

親ふに足れり。
 千八百七十九年、バット氏は自治黨首領の地位を去りて、ジャウ氏のれに代れり。バット氏は年來國事に焦心苦慮せる爲め、身心衰弱し、加之波氏を排斥し得ざりしを以て、快々樂まず、同年の五月五日を以て、溘焉逝去せり。バット氏にして、意の如く波氏を排斥して、尙ほ永く首領の地位を保たば、自治黨瓦解して、再び之れを收拾すること容易ならざるは、灼然火を靚るが如し、其退くこと早かりしは、蓋し愛土の大幸なりしなり。然りと雖ども、バット氏は自治黨なる大政黨の基礎を据へたり、且つ何人よりも、自治黨の爲め最も多く努力せり。此功績は永く没すべからず。

第十三章 土地同盟黨成る

自治黨の新首領、ジャウ氏は蓋し有名無實のみ、其實權を握れる者は即ち波寧流氏なり。政府は波氏の妨碍政略を蹴破し得ず、歩一步退讓せざるべからずして、バット氏の提出議をば、輕侮と嘲笑とを以て、三ヶ年間放棄し得たれども、波氏新政略を執りしより、一ヶ年間も抗議すること能はざるに至れり。千八百七十八年、教育法の通過せしは、波氏の興かりて大に力ある所にして、これ其新政略の効績を示せる第一着歩なり。翌千八百七十九年、軍律中の鞭打法を改正せるも、亦波寧流「ヒッガー」二氏の方なり。最初鞭打法に反對せるは、僅に波「ヒ」二氏なりしが、漸くにして議院内の有力者、チャンパン「ノ」ロード、ハーチントン、其他自由黨諸氏の賛助を得て、遂に保守、自由兩黨間、議員選舉勝敗の勢を左右するの大問題と化成し、保守黨員の之れが爲め敗者の地に立てる者少からず。茲に至りて、波氏の得意想ふべきなり。
 眼を轉して、借地人の状態を顧みるに、依然として前日の如し。千八百四十六、同七年の大饑饉には、世界上古今未曾有の慘狀を呈し、其の瘡痕未だ全く癒へざるに、復た餓暍道に横ふの悲境に陥らんとせり。左の表を見よ。千八百七十六年より、馬鈴薯の收穫は

漸々に減少の傾向あり。

千八百七十六年
 千八百七十七年
 千八百七十八年

一二四六四、三八二磅
 五、二七一、八二二磅
 七、五七九、五一二磅

人民は、千八百七十九年に於て、前二々年間の損害を回収せんと努めしに、何ぞ圖らん
 同年は密に回収の期望全く絶へたるのみならず、前年に比して收穫の一層減少せん
 とは、且つ地主の貪慾毫も舊日に異ならず、愛土中、メ、ヨ、ゴル、オー、ドン、ガー地方の
 人民は、年々耕作の餘暇を偷みて、英、蘇二土に出稼ぎ、其得る所毎歳大凡十萬磅我が六
 十萬圓位に下らざるも、仰事俯蓄の費とならずして、却て盡く地主の懐に入り、纒かに
 土地取揚げの不幸を免れ得るのみ、愛土の不完全なる土地法は、愛人其國を去るも、到
 る處相伴ふの觀あり、何となれば、愛人他邦に到り、傭夫となり、奴婢となり、牧夫となり、
 礦夫となりて、其の贏する所は、本土に送りて、年々に騰貴する借地料を拂ふに止まり、
 厘毫も餘す所なければなり、千八百四十六年より千八百六十四年まで、十八年間に在
 米愛人の本土に送れる金高は無量千三百萬磅、我が七千八百萬圓の多きに上れり、然

れども、人民の尙ほ依然として赤貧洗ふが如きは、必竟之れが爲めなり。

千八百七十九年の馬鈴薯收穫高は、僅に二十五萬磅に過ぎずして、前年の三分の二を
 減せり、加ふるに地主の無道例の如く、土地取揚げの非運に逢ふ者前二三年に比すれ
 ば殆んど倍せり、比較表左の如し。

千八百七十六年
 千八百七十七年
 千八百七十八年
 千八百七十九年

一二六九
 一三二三
 一七四九
 二六六七

事實既に斯の如し、之れに伴へる慘狀は、予が絮説を待たずして、讀者は推知すること
 を得べし、然れども、政府の愛土人民に對する、亦甚だ冷淡なり、民心如何んぞ憤激せざ
 らんや。

當時「ダット」なる者あり、其最も民心を鼓舞せる者なり、嘗て愛土問題に關する演説
 を聽きて、胸底に潜伏せる感情勃然として起り、身を供けて愛土を救濟せんと決意し、
 此時より、國民黨の最も熱心なる一人となり、活潑なる「フェニアン」黨の一員とはなり

ぬ、氏、チェスター攻撃の時、軍に従ひ戦破れ、逮捕を逃れて、ハズンズンに歸りて後、尙ほも絶へず國事に奔走し、銃器を購入して愛土に送り居りしが、之れが爲め、千八百七十年五月十四日、英人なる小銃匠「ジョン・ウェルソン」氏と共に倫敦にて捕縛せられ、十五年間禁獄の處刑に宣告せられたりしが、在獄七年七月にて放免せらるゝや、人民歡呼して迎へたり、同時頃、フェニアン黨員にて放免せられしは、「マッカーシー」「トーマス」「チャンパー」「ジョン」「ブレイン」等の諸氏なり、諸氏出獄するや、直ちに波寧流氏の招待に應じ、會席に赴き、席定まるに先ち、「マッカーシー」氏昏暈して長椅子に倒れし儘、絶息して復た蘇らず、是れ獄中の虐待に由りしものなり、以て諸氏が在獄中の苦辛を窺ふべし、其後「ダット」氏は、英蘇二土を巡遊して、愛民悲惨の狀を訴へ、又北米に航して、冷ぬく同感の知己を求め、在米愛人の諸領袖と親しく救済の策を講せり、既にして愛土に歸航するや、恰も千八百七十九年の饑饉に遭ひ、血涙を揮ふて東西に奔走し、南北に馳驅して、之れを救ふの方法を計れり、此時「ダナン」府に中央借地人保護會ありて、全土に支部を設け、適當の借地料、土地の自由賣買、借地法の確定の三大問題の終局を結ばんとて運動せり、「ダット」氏亦之れに盡力せしむ、全般の運動區々にして、政府

を動かし、地主を驚かすの効果なかりき、此時に當り、波氏は三大問題の範圍を超へ、更に大期望を告白せり、即ち土地問題の終局は、

土地ノ所有權ヲ小農小作人ニ移スニアリ

と宣言せり、然れども、借地人の幸福を完ふせんとすれば、多少の地主を犠牲にせざるべからず、地主に與へんとすれば、借地人は流離四散の慘狀を免るべからず、若し借地料を拒まば、千八百四十六同七年の時、の如く、放逐せらるゝを期せざるべからず、策略に富む波氏も、茲に至りて窮せり、千八百七十九年六月八日、波氏土地問題に關して、現在及未來の政策を論じて曰く、

露西亞、佛蘭西、普魯亞、白耳義等諸國ニテハ、土地ノ所有權ハ、耕作者即チ小農ニ屬セリ、其ノ之レヲ屬セシムルヤ、或ハ革命ノ鐵腕ニ依リテ、大地主ヨリ小農ニ移シ、或ハ大地主ヨリ土地ヲ買ヒ上ケテ小農ニ移セリ、後者ノ場合ニハ、大地主ヲ損耗セシムルヲナクシテ、土地所有權ヲ小農借地人ニ移セリ、是レ實ニ國家ノ安寧ト利益トヲ兩全ナラシムル最良ノ方法ナリ

と、是れ未來の政策なり、其の現在の政策に就きては、乃ち曰く、今日ニ在リテ、諸君借地人の居住ノ家宅及土地ヲ緊握シテ、動かザル山ノ如クナルベシ、而シテ諸君ハ、此決心ヲ地主ニ公示セザルベカラズ。

此一語、口より口に傳へて、忽ち全土に傳はり、端なくも借地人の決心を固ふし、地主の肝膽を寒からしめたり、是より波氏は、土地問題運動の陣頭に立ち、全土に到る處に集會を催して、大に人民を鼓舞し、同年十月二十一日、大會を開きて、土地同盟黨を組織し、其主義を發表せり。

第一 土地同盟黨ノ目的ハ、(一)借地料ヲ下ケ、(二)小農ヲシテ土地所有者トシムルニ在リ。

第二 同盟黨ノ目的ヲ達セシメ、(一)借地人間ニ黨員ヲ増ス、(二)不相當ノ借地料ヲ拒ミ、(三)冬期間千八百七十九年ノ(一)土地法ノ要條ノ作用ヲ順便ナラシムルル、(四)土地法ヲ改正シテ、一定ノ年限ヲ以テ適當ノ借地料ヲ拂ヒタル借地人ヲ土地ノ所有主トナスコト。

同會議にて、波氏を擧げて土地同盟黨首領となし、また氏をして、義捐金募集の爲め米國に航せしめ、ジョン・デロン氏をして、之れが随伴者たらしむるとを決議せり、蓋し首領にして、義捐金募集の爲め、派遣せられたるは、之れを以て嚆矢とす、(少なくとも愛蘭土にて、波氏の米國に到るや、人民の待遇頗る懇切を極め、其の演説するに當りて、場内常に立錫の地だもなかりしと云ふ、合衆國政府、亦た華盛頓府の下院に於て、演説するの特典を與へ、凡そ外人にして、此殊遇を受けたる者、氏を合せて前後僅に三人のみ、此一事によりて、非常の好結果を收め、募集金總額七萬二千磅、我が四十三萬二千圓に上り、其一半をば、當年の饑饉救恤費に、他は同盟黨の運動費に充てり。

義捐金募集直接の結果は以上の如し、其の間接の結果に至りては、更に是より著しきものあり、愛土困弊の状況、普く世界の口頭に上りし事、是れなり、從來英政府は、愛土の困弊を以て些細の事とし、取て之れが救濟策を講せざりしが、今は早や之れを度外視すること能はざるに至れり、愛土太守の夫人の如きも、愛民悲慘の事實を擧げて、救濟會を組織し、此外英人間に救濟會を設けたるもの、二三にして止まらず、國會も亦非常の英斷を以て、救恤策を議し、遂に百九萬二千九百八十五磅、我が六百四十三萬七千九

百十圓を、二、三年間は無利息にして、其後は一分の利息にて地主に貸し、以て借地人に職業を興へしめて、一時の急を救へり、是に於て、人民稍其堵に安んずるを得、相慶して喜べり、事茲に至りて、波氏の得意益想ふべし、然れども、波氏は靜かに器械學、數學を研究して、更に餘念なきもの如し。

千八百八十年三月八日、波氏北米モントルール府に在るの時、首相、微侯は、國會解散を決心せりとの報に接せり、此に於て、氏は是非に及ばず、速かに歸國せざるべからざることとなり、倉皇紐育府に向けて發し、同月十日出帆の朝、在米愛人間の、土地同盟黨を組織し、直ちに乗船して二十一日を以て國に皈る、廿四日に至りて、國會遂に解散し、而して翌四月一日は、愛土の選挙日なり、されば時日切迫して、殆んど策を回らずに餘日なし、波氏東西に奔走し、同志者を助けて選挙地に戦ひ、己れも亦三選挙區の候補者となり、同志者と共に金を費すこと、實に一千二百五十磅、我が七千五百圓、丙千磅六千圓位は、自家の負債にして、二百五十磅、千五百圓位は、各方より寄贈せられたるものなり、選挙の結果は、自治黨員六十八名を撰出せしが、其の一部は首領、シャツ氏を補佐し、一部は波氏と進退を共にせり、其間に立ちて中立を守る者亦多し。

更に英國全體の選挙結果を見るに、政府黨保守黨少數にして、民間黨自由黨多數なり、此に於てか、内閣總辭職をなし、四月廿八日、自由黨内閣成り、其氏首相となる。

第十四章 同盟脅迫手段

兩雄、駢び立たざるは勢の然らしむ所にして、蓋し已むを得ずと雖、是れ決して邦家の慶事にあらざるなり。今や愛土自治黨内シヤウ氏派と波寧流氏派との間に紛争生ぜり。初めシヤウ氏派は波氏等に一應の協議をもなく、一味同志の會議を開きしかば、波氏派も強て其の會に連ならんとせず、別に集會を開きしに、會せしものは世上知名の士にあらざと雖、奇骨稜々たる有爲の壯丈夫なり。未だ政界に馳驅して撼天旋地の大伎倆を現はさしれども、報國愛民の志篤く、夙に身を以て國に許し、幾多の辛酸を嘗めたるものしみにして、亦一人の平々凡々なる者なし。其の重なる者は有名なる近世史の著者、現今の自治黨首領、ヂヤッステン、マツカーセー、英雄辯家、トーマス、セッキストン、氏、博學深識なる、アーサー、オコーナル、氏、詩人、ダーテル、サリ、エヴンス、氏、剛復冒險なる、ヨームス、オケリー、氏、其他、リチャード、パオル、リチャード、フロア、マホン、バイン、マイベック、ト等の諸氏なり。然れども、兩派は未だ劃然分離するに至らざりき。千八百八十年五月十七日、愛都ダブリン府のセントホールに開ける自治黨の大會は、首領改選の約あり、大會の二三日前途は、波氏首領の噂だもなかりしに、大會の前夜、某所に會せる一團の

自治黨員は、飽くまでも波氏の新政略を賛し、波氏を首領に選定すべしと一決し、翌朝波氏ダブリン府に來るや、同志者氏を旅館に訪ひ、或は途に逢ふて、前夜相談の模様を語りしに、氏は敢て之を辭せざるも亦更に悦べる色もなく、心私かに思へらく、首領はシヤウ氏たらざんば、マツカーセー氏たるべしと、然るに開票の結果は意外にも、波氏二十三票にして、シヤウ氏十八票なりき。此に於て一二年前までは、妨碍政略の外、奇を出したることなき、頑見波寧流氏は、年齒僅かに三十有四歳にして、幾多の老輩を凌ぎ、愛土自治黨の首領となり、而してマツカーセー氏は、副首領たり。翌日黨員更に會して、土地問題に關しては、波氏が土地所有主移動説を賛成すべしと決するに及んで、シヤウ氏益々不満の色あり、既にして黨員の倫敦議院のある處に來るや、兩派全く衝突せり。シヤウ氏派は現在の政府は愛土に對して甚だ親切なれば、議席は政府黨員と同じかゝるべしと主張し、波氏派は政府と自治黨とは數多の問題に於て到底相容れざる必定なれば、黨員は獨立の席に就くべしと論ぜり。此に於て調和遂に成らず、兩派全く分離せり。

黨内の紛擾斯の如きに際し、土地問題の危機亦迫れり。千八百七十七年以來、借地料を

拂ひ得ずして土地を取揚げらるゝもの年々に増加し、救済委員は救助を受くべき者
 五十萬人なりと報告せり、然るに一方に於ては土地同盟黨の勢益盛大に趨き、毎週多
 額の義捐金米國より遞送し來れり、されば今や愛土人民は、退て地主の専横に従ふべ
 きか、將た進んで地主の専横を制すべきか、二者必ず其の一を取らざるべからず、此時
 千八百八十年の國會開かれたり、女皇陛下の勅語は例の如く周到綿密、内外の事件細
 大漏す所なし、然れども獨り愛土土地問題に關しては、片言の之に及ぶものなし、爲め
 に波氏派の激昂甚しく、勅語修正動議を提出せんとせるに、シヤウ氏派は政府の困厄
 に乘じて重大なる土地問題を叫破するは不可なりと反駁せり、然れども波氏派は愛
 民覆滅を甘んぜざる以上は最早や猶豫すべきにあらず、我黨は愛民の休戚を慮るも
 のなり、未だ政府の利害を顧みるに遑あらずと主張し、終に左の修正動議を提出せり、
 陛下ノ政府ハ、愛土ノ人民ニ關シテハ、最モ深ク注意セザルベカラズ、又愛土人民ノ
 爲メニ、相當ノ保安ヲ證シ得ル法律ヲ制定セザルベカラズ
 と、是れ波氏首領となりてより初めての修正動議なれば、世人は氏が之れに關する演
 説を聞かんものと、争ふて傍聴に出でたり、氏は明晰にして銳利なる語を以て、簡短に

修正動議の理由を述べて席に就けり、此に於てシヤウ氏直ちに起立し、而かも反對黨
 の議席より起立せるは當日の一奇觀と云ふべし、得意の雄辯を揮ふて之れを駁せり、
 英土議員等は波氏を以て、首領たるの大器なき一個の猪武者となし、シヤウ氏をば智
 畧ある、勇膽なる大政治家を以て、許し、世人も亦新首領の時期長からざるべしと想像
 せり、波氏は又地主の専横を抑制せん爲め、土地取揚案を提出し、其の第一讀會を通過
 し、第二讀會に入るや、政府は到底之れに抗し難きを計り、自ら進んで波氏の案に就き
 細密に考查すべしと告白せり、願みれば二三週日前までは内閣會議に輕侮せられ、女
 皇陛下の勅語だにも上らざりし土地問題は、今や國會の重大問題となれり、是れ時勢
 の然らしむる所なりと雖、抑も亦波氏善く力を盡すにあらずんば、焉くんぞ茲に至る
 を得んや、此に於て平政府及國會ハ、シヤウ氏の與みし、易く波氏の侮り難きを悟れり、
 土地取揚案の變名して現はれたるものは、フラスター氏愛蘭土尙書の提出せる愛土借
 地人損害要償案なり、其の主意とする所は、愛土借地人の土地取揚に遭ふて、損害を被
 りたる者に賠償せんとするに在り、同案の討議中、首相具氏は土地取揚の宣告は死
 刑の宣告に均しと公言し、滿場をして悚然たらしめたり、同案は保守黨の大反駁あり

たるにも拘らず、大多数を以て下院を通過せしかども、上院に至り、特有の頑陋説に壓せられ、五十一名に對する二百八十二名の大多数にて否決せられたり。

同案の破れし爲め、政府は危殆の地位に迫れり、内閣は新勝の後未だ幾何ならざるに、百事を抛つて土地問題と運命を賭するの決心なし、此に於て同盟黨は稍、失望の色なきにあらざらん、然れども亦拱手して徒に他年を俟つべきにあらざれば、今は人民を鼓舞し、以て地主の専横を制せんと勉めたり、千八百八十年九月十九日、エニスに於ける波氏の演説は、實に愛民の金科玉條視して守れるものなり、氏は先づ政府の、むべからざるを痛言し、次に人民の覺悟を示して曰く、

土地條例ノ成否ハ一ニ諸君借地人ノ決心如何ニアリ諸君ハ斷乎トシテ不相當ハ借地料ヲ拂ハズト決心シ又土地家宅ヲ緊握シテ動かズト覺悟シ又他人ガ一旦取揚クランタル土地ヲバ何人モ借ラズト誓約シ且ツ之レニ背ク不義者ハ輿論ハカヲ以テ責メナベ土地條例ハ諸君ノ欲スル儘ニ確定セラルベシ諸君ハ國會委員若クハ政府ニ依リテ満足ノ結果ヲ得ベシト思ハハ是非非常ノ認見ナリ次キニ不義者ニ對スル處置ハ聊カ熟慮セザルベカラズ(統殺スベシト呼ブモノアリ)統殺スベ

シト叫ブモノアレモ予ハ更ニ穩當ナル德義的ナル慈悲的ナル手段ニ出デ其ノ人ヲシテ後悔セシムルノ機アラソコト望ムナリ由テ予思ヘラク諸君ハ不義者ト絶交シ且ツ斯人ニ路上ニ寺院ニ店頭ニ若クハ市場ニ逢フハ時ハ之レヲ擯斥シ全シ孤獨ナラシムベ可ナラン

と、是れ後日痛く誹議せられし同盟黨迫手段にして、普ねく借地人間に行はれたる新手段なり、其の手段の龍激なるとは勿論なれども、從來増加の一方に傾ける借地料を以て、之れが爲め、其の勢を殺ぐに至らしめたるは、掩ふべからざる事實なり、デロン氏嘗て誹難説に答へて曰く、

若シ此手段ナカラシムバ、數千ノ人民ハ空シク恨ヲ吞ソテ滯塞ニ墮セシナラン、幸ニ飢餓ヲ免ル、ハ唯タ此手段ノ庇蔭ニ依ルノミ

と、是れ誇張の言にあらざらん、愛民は實に此手段によりて、無名の完全に近き土地條例を得たるなり、其の後氏は處々に同一の旨意を演説せしに、普な大に喝采を博せり、氏又

三大問題ノ結局ハ愛土内ニ於クル人民ノ階級ヲ廢ソ自作農夫ヲシムルニアリ

と主張し
借地人ニシテ三十五ヶ年間正當ノ借地料ヲ拂フルハ以後ハ其ノ土地ノ所有權ヲ
之ニ與フベシ

と論ぜり又同年十月二十四日ヅルオイに於て

愛蘭土ハ自治ヲザルベカラズ自治トハ國會再興ノ謂ヒナリ

と斷言せり波氏が運動の結果空しからず愛民は政府に頼るの念薄らぎ唯た自家の
方にて事を成さんと決し正氣磅礴として愛土の天地に満てり是より先きフスター
氏(愛蘭土尙書)は前日の説を變じ愛民鎮壓策を執り先づメヨゴルオイの二州に聚斂
を嚴にして人民を苦め其の機關新聞は宗教上の怨恨を利して新舊二教徒の同盟を
離間せんことを勉め地主の機關新聞も鎮壓論を唱へ倫敦の諸新聞は例の如く愛土
の事情に迂遠なる筆を以て英愛二土間の感情を傷け十月の始め頃には鎮壓の聲大
に高まれり然れども僅かに「ブライト」「チャンペン」二氏が非鎮壓論を主張し鎮壓は救
済にあらざと論じたれば稍其の氣焰を收むることを得たりしが「フスター」氏の斷乎
として鎮壓説を持せしを以て内閣は殆んど分裂の勢あり氏は更に十一月の二月間

に起れる愛民の舉動を擧げ飽く迄も持説を唱へ次期の國會に於て之れを提出せん
と決し又波寧流「ブルヅリン」「セッキストン」「ヒッガー」「バトレッシ」「ユガン」「ブレンナン」の
諸氏其他同盟黨の重立たる人々及び全く關係なき人をも法庭に訴へられたり公訴
の個條は十九ヶ條にして主要の點は借地料を拂はざる様借地人を煽動せること一
且取揚げられたる土地を借りたる者を恐嚇せること地主を苦めんことを計りしこ
と右等の不正なる目的を遂げん爲め徒黨を結べること等なり然れども諸氏が献身
的の事業は固より非難すべきものにあらざれば是等の訴狀は波氏等の醜態と云ふ
に足らず審判開廷後二十日を経て陪審官は唯た僅かに二ヶ條に付き承認せしのみ
今や形勢日に切迫して政府は鎮壓案を提出せんと覺悟し同盟黨は「ダブリン」府のシ
「ライ」「ホール」の年會に於て全力を盡し之れに抵抗せんと決せり

第十五章 鎮壓案討議及び土地法改正

明くれば千八百八十一年一月六日國會開會せり此期の最大問題は政府提出の鎮壓案なり其の通過するや否やは何人も之を豫言し得ざりしも兎に角愛土の一大事なれば世人は頭を擧げて國會の措置を凝視せり國會開院式の當日女皇陛下は例により勅語を演べ給ふや鎮壓案に關しては公共の治安上其の已むべからざるを繰述し猶ほ首相具氏は土地問題に就き從來の土地法を以て完全なりとなし其の地主を論ずるや誹議すべきの行爲なしと言ひ借地料の増加もなしと認定する旨を言ひ要するに愛人は土地法に關して容喙すべき點なしと断せり具氏前きには土地取揚げの宣告は死刑の宣告に等しと言へり然るに今此言あるは前後撞着の誹を免るべからず首相の演説は自由黨よりは甚く許りの喝采を得たるも自治黨よりは非難雨の如し波率流氏は初めより議院法の範圍内に於て全力を盡くして鎮壓案を防進せんと決し其の方容は間斷なく數多の修正説を提出するにあり此に於て氏先づ勅語修正勅語を提出して曰く

愛土人民ノ正ニ有スベキ憲法上ノ權利ヲ制限セハ其ノ平和ト安寧トヲ保維スベ

カラズ

と、次に「マッカーサー」氏提議して曰く、

地主ノ專横ヲ制スル處分法ニシテ確定セザル以上ハ借地料ノ未拂者ヨリ土地取揚ヲ強迫セン爲メ、一國ノ海陸軍若クハ警官ヲ用ユベカラズ(詳言スレハ鎮壓令ヲ施行スベカラズ)

と、「ドーソン」氏亦第三の修正説を提出して曰く、

昨年女皇陛下ノ約セシ如ク愛土ニモ亦英土ト同シク地方自治ヲ同一ニスル目的ニテ諸般ノ處置ヲ考慮スベシ

と、然るに三個の修正説悉く否決せられ大勢漸く明かに鎮壓案の可決は到底避くべからざるに似たり是正に一月廿日頃の事なりき此時に當り外は英國の二大政黨堅く聯合して旗色動かず内は「シャウ」氏の一派袂を列ねて背き去り十三日今は自治黨四面楚歌を聽くの状あり二十四日內閣員愛蘭尙書「フスター」氏鎮壓案を提出せり氏が當時の演説は其の一生間の最も巧妙なるものにして十百の材料を排べて鎮壓案の已むべからざるを説くや滿場寂として聲なし翌朝の諸新聞紙は又さも期せるが

如く筆を揃へて氏が議論を賛成し、鎮壓案の可決を願へり、さて愛蘭尙書の金城鎮壁とも特む所の材料は、果して事實を失はざるものなるや否やは、願ふる精密の吟味を要するものなれば、今逐一之を述べん。

愛蘭尙書フスター氏曰く、昨千八百八十年の愛土犯罪者の数は、土地に關したる未だ曾て見ざる所にして、實に二千五百九十人の多きに上れりと、然れども是れ誤てり、氏は最初に千二百五十三人なりと明言せしが如く、他の千三百三十七人は單に脅迫状を送りしに止まるのみ、尙書又曰く、善し、昨年には脅迫犯を除くも千二百五十三人の犯罪数は、之を千八百四十五年の犯罪數九百五十人に比せば、三割二分の増加あり、且つ同年には人口八百萬なりしも、昨年は五百萬に過ぎざる故、之れを人口に比例せば、實に二倍の増加にして、即ち昨年は記憶中尤も悲むべきの年なりと、然れども其の統計は大に誤れるものにして、予を以て之を見れば、昨千八百八十年は千八百四十五年以來、尤も安寧なる年なりと言ふの、優れるに若かず、蓋し社會の安寧は罪惡の性質より論ずるものにして、而して昨年は殺人犯土地に關したるもの、尤も少なき年なり、左の表を見よ、

一八四四年	一八四五年	一八四六年	一八四七年
一八	一八	一六	一六
一八四九年	一八五〇年	一八五一年	一八六九年
一五	一八	一一	一〇
一八七九年	一八八〇年		
一〇	八		
一八四四年	一八四五年	一八四六年	一八四七年
六、三二七	八、〇八八	一一、三七四	二〇、九八六
一八四八年	一八四九年	一八五〇年	一八五一年
一四、〇八〇	一四、九〇八	一〇、六三九	九、一四四
一八八〇年			
五、六〇九			

又總犯罪の比較表は左の如し、

此表に就きて見るときは、千八百八十年の總犯罪最も少數なり、又總殺人犯數の比較

表は左の如し、

一八四四年	一八四五年	一八四六年	一八四七年
一四六	一三九	一七〇	二二二
一八四八年	一八四九年	一八五〇年	一八五一年
一七一	二〇三	一三九	一五七
一八五二年	一八五三年	一八七〇年	一八七一年
一四〇	一一九	七七	七一
一八八〇年			

六九

以上の諸表は皆な精確争ふべからざるものなり。然るに尙書は言ふ、昨千八百八十年は最も危険の年なりと、題妄も亦甚しひかな。

尙書は又愛人の殘戾無道なるを證せん爲め、家畜罪數を擧げて、昨年には家畜を殘害せる數百〇一なりと言へり、然れども、チャールズ、デルク氏は鎮壓案の必要を述べたる時、家畜罪數をば十ヶ月間に四十七なりと言へり、兩氏の言ふ所斯の如く相違へる

は怪むべし、更に英土の家畜罪數を見るに

一八四七年	一八七七年	一八七八年
二四六八	二七二六	三五三三

なり、而して家畜保護會の成りし千八百八十年の某月一ヶ月間には三百二十三の家畜犯罪數あり、之れを愛土全一ヶ年間の數に比するも實に三倍餘なり、然るに猶ほ尙書は獨り愛人を以て暴戾なりとなす、天下豈斯の如き理あらんや。

愛蘭尙書は鎮壓案提出の朝、同案維持の爲め蒐集せる材料の報告書を各員に配布せるに、廿七日晚、ヘンリー、ラボーチア、氏は極めて精細なる調査を以て、報告書中一々疑妄の點を枚擧して痛く難詰せり、其條々を記するは煩に堪へざれば之れを略すべしと雖、其要は針小の事實を極大にせしと言ふにあり。

一月三十一日(月曜日)午後四時、再び鎮壓案の討議を始む、此時首相具氏は、本案は此執務時間に議定せざるべからずと宣告せり、翌火曜日午前一時頃迄は議場猶ほ何事もなかりしが、既にして自治黨は例の妨礙政界の運動を始めた、是に於て具氏は簡短に吾黨は飽く迄も妨礙運動と戦ふべしと述べしかば、首相の一語は直ちに是れ、自治

黨に對する挑戦狀にして、今は兩黨の根氣較べとなれり、而してこれ波寧流氏が最も願ふ所の戰なり、自治黨にて「ビッグ」ライオン等の諸氏は得意の冗長演説を試み、政府方にて代るく、新手を入れ更へて戦ひ、互に相譲らず、夜の十一時頃議長に向つて、妨碍者に對し果斷の處置を執るべしと、忠告せる議員ありしも、時未だ迫らずとて、其の言を用ゐず、暫くにして保守黨の下院首領「ノースコット」氏は、自治黨に内議せんと申出でしも拒絶せられしかば、保守黨員は一同憤然として議場を去れり、時既に夜半を過ぎ、傍聽席は寂として人なく、自由黨員の議場に在るもの僅に七八人、自治黨員も交はるく、旅館に歸りて眠を取り、交はるく出で、妨碍運動を續けり、水曜日三日目午前八時四十五分、「ビッグ」氏起立せり、時に議員は續々入場し、其の具氏及「ノースコット」氏現るく、議場崩るく許りの喝采を以て迎ふ、「ビッグ」氏は前論を續けんとして起立すれども、議長更に應せず、即時に鎮壓案を棄却すべしと云へる、「ライオン」氏の勸議に就き、採決せんと宣告せり、此時波寧流氏は旅館に睡眠中にて、自治黨は首領なくして途方に迷へるの姿あり、蓋し議長は議院の成規を破りたるものにして、後ち自治黨より詰難せらるゝに及び、秩序を保たん爲め已むを得ざるに出でたるなりと辨じて、纒

かに事なきを得たり、「ライオン」氏の勸議は百六十四に對する十九の少數にて否決せられたり、右終りて直ちに本問題に入りたるに、自治黨副首領「マッカーサー」氏は言葉鋭く議長を呼べども、恰も聞かざるまねして應せず、是に於て自治黨員の憤激愈烈しく、手を擧げ足を擧げて跳躍し、連りに權利を叫ぶも、議長尙ほ頑然として應せず、是に於て自治黨員は副首領の先導にて議長に敬禮し、一同袂を連ねて退場せり、今は議場水を打ちたる如く靜穩にして、第一讀會は容易に通過せり、開議以來茲に四十一時間會を撤せず、これを國會開設以來第一の長連會とす。

翌水曜日の會議前に突然愛土民間の有力者「ダット」氏捕縛の飛報あり、會議否や、波氏冷然として靜かに内務大臣に向ひ、「ダット」氏捕縛の報知の信僞を問ひしに、簡短に確實なりとの答を得たり、數分時を経て具氏起立す、同時に「デロン」氏亦起立せり、議長は「デロン」氏に着座を命じ、又四方より秩序秩序と叱咤せるに、氏は秩序の事を言はん爲めなりと言ひて、手を拱き議長と對立して前言を反覆し、毫も其の制止を可かず、議長今は已むなく、「デロン」氏の退場を嚴命すれども、「デ」氏猶ほ可かず、目を瞋からし肩を擧げて滿場を睥睨せり、議場警官氏が肩に手を懸くるに、及び腕力を用ゐるに於ては、予

は最早や敵すべからずと放言して退場せり、首相具氏再び起つや、同時に波氏亦起立して、

首相ノ演説ハ聞カザルベシ

との動議を提出せり、議長之れに應ぜざりけるも、波氏疾呼して止まず、議長は波氏の行爲を犯則なりとして退場を命ぜしに、腕力の制裁を受くるに及んで乃ち退場せり、續てフエガン氏(自治黨員)波氏と同一の動議を提出して退場を命ぜられたり、暫くにして自治黨員二十八名、一團となりて採決の數に加はるを拒み亦直ちに退場を命ぜられて去る、自治黨員の強硬も此に至りて極まれりと云ふべし、終に二月廿五日に至り、鎮壓案第三讀會を通過せり、愛蘭尙書乃ち曰く、

吾等ハ愛土ノ禍難ヲ救ハントシテ非常ニ勤苦セリ、而シテ終ニ愛土ヲ救フコトヲ得タリ

と、然れども是れ誇大の言なり、英土の新聞紙すら尙書が愛土の自由を剝絶するの恐れある鎮壓案の通過に誇るを尤めたり。

第二の鎮壓案即ち保安案提出せらるゝや、又自治黨の非常なる反駁を受けたりしが、

三月十一日同案の第三讀會又通過せり、第一鎮壓案提出せられてより茲に九週間に及ぶ嗚呼自治黨此の間の苦戦如何許りぞや、而して其の苦戦の實に國を憂ひ同胞を慰ふの衷心に出でしを想は、亦誰れか同情を表せざるものあらんや、舉動穩當を欠き、龍激に走りしは多少の非難を免るべからずと雖も、孤獨を以て英國二大政黨の聯合軍に抗し、國を救はざるべからざるを以て、勢此に至れるを思へば、吾人亦其の罪を恕せざるべからず、此大激戦によりて、波氏は其の部下をして皆な一騎當千の勇者とならしめ、國民の團結を鞏固ならしめ、之れによりて具氏の肝膽を寒からしめ、英人の頑陋心を破れること少からず、波氏の智畧勇斷、豈驚嘆に堪ゆべけんや。

此年四月十七日政府は愛土々地法案を提出せり、同案は數多の修正を経て通過せり、其の要左の如し、

土地法廷ヲ創設スルコト

地主ト借地人間土地ニ關シタル一切ノ訴訟ハ土地法廷ニ於テ審判スルコト

借地人ハ借地料ヲ定メシメ、土地法廷ニ訴フルコトヲ得、土地法廷ニテ裁定シタル

借地料ハ十五ヶ年間ヲ限ルコト年限中借地人其ノ義務ヲ怠ラザル以上ハ地主ハ借

地料ヲ上ク若シクハ土地ヲ取揚グベカラザルコト借地人ニシテ借地權ヲ賣却スルハ隨意タルベシ但シ地主ニシテ土地法廷ニ於テ裁定セル借地權價格ヲ拂フルハ之ヲ他ノ借地人ニ借渡スコトヲ得

土地法廷ハ適當ノ借地料ヲ評定セン爲メ特別委員ヲ命スルコトヲ得

本法發布ノ當時土地取揚事件訴訟中ノモノハ其ノ訴訟狀ヲ棄却スルコト

右ノ土地法は甚だ自治黨の主義に近しと雖も波氏毫も喜ばず何となれば是れ土地同盟黨の綱領と相去る遠ふく到底土地問題の終局たる能はざるべければなり故に波氏は人民を誡めて曰く

土地法ハ試験スベシ然レモ用ニベカラズ

是に於て借地人皆な之れを服膺し亦土地法を是認するものなく政府が苦心せし折角の土地法も其の効甚だ少なし具氏之れを見て大に憂へ十月八日リッヅ府に於て痛く波氏の言を攻撃し公然たる強姦説を教ゆるものなりと非難せり其の言の畧に曰く

波氏ハ人民ニ向ヒ一試験ノ成績ヲ見テ満足ヲ得ズンバ土地法廷ニ出訴スベカラ

ズト告グタリ切言セバ波氏ノ許可アル迄ハ出訴スベカラズト命ゼルナリ然レモ土地法廷ハ正道ヲ履ムモノニシテ素ヨリ波氏ノ意ニ副フヤ否ヤヲ問フベキ限ニアラズ思フニ波氏ハ試験ノ成績ニテ満足ヲ得ザルルハ口ヲ極メテ土地法廷ノ信スベカラザルヲ叫ビ愛人ハ土地法廷ニ欺カレタリト言フノ覺悟ナルベシ若シ愛人ニシテ波氏ノ言ヲ用ユレバ則チ土地法ハ全ク無用トナルベシ波氏ハ借地料ノ現在額千七百萬磅(我が一億二百萬圓)ヲ三百萬磅(千八百萬圓)ニ減セント欲セリ然レモ是ノ到底言フベクシテ行フベカラザルノ要求額ナリ而シテ波氏ハ此要求額ニ付キ満足ヲ得ザルルハ又土地法廷ハ信スベカラズト言フナルベシ波氏ハ又未ダ試験ノ成績ヲ見ザルニ借地料ヲ拂フモノハ愚物ナリト言ヘリ是等ヲ以テ見ルルハ波氏ハ疑モナク土地法ノ執行ヲ中止センコトヲ願フモノナリ波氏ノ言ニシテ用非ラレナバ予ハ法律執行ノ妨害ニ對シテ斷乎タル處置ヲ執ルベシ最後ノ決戰即チ法律ト無法律トノ決戰ヲ試ムベシ予思ヘラク今日ノ文明ハ斯カル敵ニ抗シ難キ程薄弱ナルモノニアラズ是非ナク最後ノ決戰ヲ試ムルニ至ラバ予ハ全國民ノ同意ヲ得ルコト灼然火ヲ觀ルガ如シ予ハ勝利ヲ疑ハズ波氏ノ言水泡ニ歸スル蓋

シ遠キニアラザルベシ。

翌九日波氏ハウヰキアード府に於て之れに答ふるの演説をなせり其の要に曰く、
政府ハ愛土ニ於テ秋毫モ無形ノ勢力ヲ有セズ愛土人民ハ亦悉ク政府ニ反對セリ、
政府ハ既ニ愛土人民ノ心服ヲ得ズ如何ゾ能ク壓伏シ去ルヲ得ンヤ首相が大膽ナ
ル放言モ久シカラズシテ其ノ誤レルヲ知ルニ至ラン

と又其翌日某宴席に於て人に語つて曰く、

愛人其期望ヲ遂クシニハ爾ホ雪山ヲ越ヘ火海ヲ踰ルノ辛苦アルヲ覺悟セザルベ
カラズ

と先是チロン氏の鎮壓令によりて捕縛せらるゝや人民泣哭して措かず暫くにして
病の爲め出獄を許されたるも人民の憤慨猶未だ已まず茲に十月十三日波氏亦ダ
リン府の旅館に捕縛せらる續てチロンオクリーオーブリン等の諸氏も囚はれて皆
なキルメインハムの牢獄に繋がる世上此大獄を稱してキルメインハム事件と云ふ
波氏の捕縛せらるゝや人民は葬禮の時の如く窓蓋を下げて深く吊意を表せり波氏
が如何に人民に崇敬せられしや推知するに餘りあり波氏繋囚後四時間を経て某新

聞記者に語つて曰く、

予若シ速カニ放免サル、如キトアラバ予ハ之ヲ以テ我人民ガ其ノ職ヲ盡サ
ルノ致ス所ナリトセシ

と嗚呼志士國を憂へ民を思ふの志艱難に逢ふて愈堅し此言を聞くもの誰れか憤慨
せざらんや此に於て人民所々に集會して怨を報ずるの策を講じ警官の嚴酷なる制
裁を受くるに及んで解散せる例數十を以て數ふべし政府今は土地法施行の妨害者
即ち土地同盟黨員にして少しく民間に力あるものを假借する所なく捕縛し同黨は
終に表面上全く壓伏せられたり。

第十六章 鎮壓令實施の結果とキルメイナム媾和條約

初め政府の鎮壓案を提出するや首相具氏は鎮壓案は有罪者にのみ適用せんと明言し愛土尙書も亦之れを誓言せり然るに自治黨は仍ほ國民の爲め憂慮措かず全力を揮ふて抵抗せしむ事成らず遂に可決せり已にして其の實施を見るに及んで政府が責任ある誓言も一片の烟と消へ失せて跡なし。

政府の波氏を撃囚するや其の理由書に波流は愛土の人民に借地料を拂ふべからずと教へたり云々と記せり此の一句已に誓言を破りしなり人民は波氏の教に従つて借地料を拂ふことを拒みしは事實なり然れども是れ鎮壓令の間ふべき限りにあらずりしなり政府が鎮壓令を愛土に實施するや一に地主の利益を計り借地人を脅迫し之れをして借地料を拂はしめんことを強ゆ又警官の力を借り地主を援けて土地を取揚げたり且つ其の有罪者に對する實に峻酷を極む否な寧ろ無理非道と言ふの適切なるに若かざるなり苟くも犯罪の嫌疑ありと認むるときは年の老幼を問はず性の男女を論せず盡く捕縛撃囚し抵抗せざるものをも之を鞭打せり其實例甚なしとせず鞭打とは抑も何等の狂行ぞ而して是れ實に英政府警官の行爲なりしなり

當時愛土時事週報保守黨の機關は左の如く記せり。

警官ノ暴狀ハ現場ヲ目撃セシモノニアラザレバ之レヲ推想シ得ヘカランズ

と試みに二三の例を上げんに嘗て婦人土地同盟黨員等相謀り土地を取揚げられて路頭に迷へる者を救護せんと欲し一小屋を建てしに警察長官ロイド氏は一揆の行爲と認定し悉く關係者を逮捕して獄に投ぜり又「ノー」と呼べる貴女口笛せしめて縛せられて長官の前に引き出されたり又一婦人店頭にて合衆愛蘭士新聞紙の名を讀めるを警官に認められて蹴踏せられ且つ不禮至極の搜索を受けたり又「ブル」と呼べる十二歳の少女「パッヅ」(歌の名)を謳ふて警官に又傷せられき又警官の家宅搜索をなすや婚禮の宴席にさへ闖入して暴行を働けり而して這種の例は枚擧に遑あらず暴吏の暴狀想ふに堪へたり。

愛土の安寧を維持せん爲めの鎮壓令實施せられて却て其の安寧を害せしは蔽ふべからざるの事實なり試みに之れを同令實施前の有様と對照するに千八百八十年土地を取揚げられたる者第一期には二千七百四十八人二期を三月間とす第二期には三千五百八十八人第三期には三千四百四十七人第四期には土地同盟黨と地主と對壘の

時なれば非常に減少して僅かに九百五十四人なりしが翌年鎮壓案の可決疑ふべからざるに至るや第一期には千七百三十二人、尋て愈實施せらるゝや第二期には五千五百六十二人、第三期には六千四百九十六人、第四期には三千八百五十一人、總計一萬七千三百四十一人なり、是等の取揚げ處分は概ね警官の手を藉りたるが故に、其の間に殺伐の悲劇を演ぜしこと甚だ多く、從つて犯罪者の數も亦著しく増加せり、今鎮壓令實施前即ち千八百八十年と、其の翌年とを對照するに、殺人犯は八に對し十七、射撃犯は二十五に對し六十六、自殺は皆無に對し五なり、更に千八百八十二年の上半期間には、殺人犯十五、射撃犯四十五なり、是れ單に土地に關する犯罪數のみ、而して其の増加實に斯の如し、犯罪者の増加斯の如くにして、國家安寧なるべき謂れなし、斯かる變象續々國會に報告さるゝや、愛土尙書如何に龍辨を弄するも、最早や天下の耳目を欺くべからず、保守黨は尙書の行爲に制限を附せんと、の意向を示し、政府の政略も漸く破綻を現はし、鎮壓令は犯罪を鎮撫すること能はず、改正土地法は土地問題の終局たる能はざること一般に公認せられたり。

是に於て政府は到底所期の目的を遂げ得べからざるを悟り、流石の具氏も波氏に、

歩を譲らざるべからざるに至れり、先づ鎮壓令の主唱者、フ、ス、ター、及、ロ、ド、コ、ン、バ、の二氏は、潔く其の責を負ふて辭職し、次て政府は波氏等の繫囚を解き、且つ土地法に左の修正一項を加へたり、

土地法延ハ千八百七十年以降調製シタル借地券ヲ無効ナラシムルノ權アリ

此の一項加はりて愛民の懷を暖めたること莫大なり、世人此の時の讓與を呼んで「ルメイソハム」媾和條約と云ふ、波氏等放免せられて出獄するや愛民は狂喜して歡迎し、宛かも天神降臨の思をなせり、波氏此時より勢力順みに熾盛を加へて、愛土の無冠王を以て喝采せらるゝに至れり、前きにオーコンナル氏あり、無冠王の尊稱を博し、今波氏亦之れを受く、大丈夫生れて此に至る榮なりと謂ふべし。

波氏出獄後初めて國會に現はるゝや、滿場崩るゝ許りの大喝采を以て之れを迎ふ、此時前きの愛土尙書、フ、オ、ス、ター、氏は左の演説をなせり、

降服固ヨリ不可ナリ、然レモ讓與媾和ニ優ルテ遠ク、諸君ハ皆往時、或ルチエドル王ガ愛土ノ豪傑ニ對シテ述ベタル言ヲ記憶スルナルベシ、其ノ言ニ曰ク、愛土全土ノ力ヲ以テ仍ホキルデアア伯ヲ支配スル能ハズンバ、寧ロ伯ヲシテ愛土ヲ支配セ

シムルニ若カズト是レ王ハ降服ヲ以テ媾和讓與ニ優レリトナセルモノナリ之レト同シク大英全國ノカヲ以テスルモ仍ホ波氏ヲ支配スル能ハズンバ寧ロ男ヲシク氏ガ實ニ愛土ニ於テ最大權カヲ有スル者ナルトテ承認スルヲ可トス何ゾ讓與媾和ヲ以テ一時ヲ彌縫スルトテ爲サン

と、是れ波氏とは氷炭相容れざる政敵の口より出でたる語なるを思はし、誰れか氏が勢力の強大に驚かざるものあらんや、一二年前途は全英國人より嫌忌憎惡せられし頭兒、今や大英國政府を隻手に弄するに至れり、誰れか其の智略膽勇に驚かざるものあらんや。

キルメイソハム媾和條約成りし時は、愛土は恰かも鷄鳴曉を告げて、東天漸く白く、四海將に快明ならんとするの趣あり、然るに俄然一朶の黒雲流れて、晴空を蔽ひ、再び晦曠の日ど化し去れり、所謂黒雲とはフニキス公園暗殺事件是れなり、實に千八百八十二年五月六日、愛土尙書フレデリック・カヴンツシニ伯及秘書官ホルン氏は、同公園に刺客の兇手に非命の最後を遂げたり、英國最近五十年間の歴史上、斯かる卑劣なる暗殺事件なし、又斯の如く愛土の名譽を傷け、英國の醜辱となりし兇行事件なし、國會にて

上下兩院共各黨の名士交々起つて二氏の人物を贊し深く吊意を表し、波氏も亦追悼の詞を陳べ、且つ曰く、

今度ノ罪惡ハ自治黨一派ニ怨恨ヲ抱キ、其ハ聲望ト政府ガ讓與媾和ノ新政治トテ一撃ノ下ニ打破セシ爲メ故ヲニ此兇行ヲ働ケル者ヲ云々

と波氏の心中實に斯の如く思へるなり、然れども波氏黨自治黨は猜疑の濃霧に閉ざれ、英國の人心非常に激し、再び鎮壓の死灰燃へなん計りの勢なりき、暗殺事件は余を以て案ずるに、前日政府が爲せる暴虐は深く愛人の復仇心を養成し、終に愛土無智の人民は暗殺によりて、聊か積憤を洩らせらるものならん、嗚呼天下此類甚だ多し、爲政家たるもの深く此に留意せずんば、恐くは意外の大不幸を招くことあらん、鑑みざるべけんや。

暗殺のありし後、直ちに犯罪處分案提出せられたり、而して愛土議員は又も非常の妨碍を試み、遂に其の二十五名は一時出場を停止せられたり。

同年會期の終りに、政府は借地料未納處分案を提出せり、同案は元と一議員の發議に成れるものにして、前年には否決せられたれども、茲に再び現はるに及び、借地人の狀

態如何に感むべきかは一般に承認せられ、内閣も其の運命を賭し、上院との衝突を犯して主張し、愛土議員の熱心なる賛成を得て幸に通過せり、此の討議中、最も高名を博せるは、オブロン氏にして、氏はこれより自治黨中の一驍將となれり。

自治黨議員の國事に憂慮して、鞠躬盡力至らざるなきは言ふ迄もなし、就中波氏の如きは、政界に入りてより、席暖かなるに暇なくして、家計を顧みず、爲めに富有なる氏も終に窮乏を告げぬ、是に於て愛人之れか爲め、義捐金を募集せしに、在米の愛人奮ふて之に應じ、未だ幾日ならざるに、義捐金三萬五千磅、我二十一萬圓の巨額に上れり、氏は之に依りて負債を辨償し、且つ内顧の憂なく、専心國事に奔走することを得たり、國民の商義は言を待たざるも、氏が名望の隆々たるにあらずんば、焉くんぞ能く此に至るを得んや。

翌千八百八十三年の國會は、幽暗凄愴の氣を帯びて開かれたり、一月廿一日には暗殺事件關係の嫌疑にて、夥多の愛人逮捕せられ、數回の審問後、暗殺の首魁として、デームス、グリー、氏證據席に現はるゝに及んで、天下の耳目を聳動せり、今や英人の激憤再び勢を加へ、波氏も亦同事件に關係せりとの風聞さへ起り、世論漸く激しく、鎮壓主唱論

者は英人激昂の高潮を利して、持説を主張し、二月廿二日前、愛土尙書は意氣慷慨、痛切に自治黨を攻撃せり、此時波氏は嘲罵の裡に立ち、悠然として一語の回説だもなさず、タイムス新聞は前尙書の論を評して、波氏而上の刑鞭の如しと言へり、然れども波氏仍ほ冷然たり、此豪傑の深謀遠慮抑も如何ん。

愛土の形勢稍や靜穩に歸せしも、國會にては愛土に關する事件、日々の議事日程に上れり、具氏は土地法に關する諸般の議を提出して、波氏の提出議を妨げたれども、波氏は愛土警察案を否決するに於て成功し、且つ上院より廻付せる愛土工場日曜日休業案を破り、其の他漁業公債法案、及馬車鐵道條例案も亦自治黨の反駁に遭ひ、修正説を加へて僅かに通過することを得たり、斯の如く今は自治黨の向背は諸法案可否の運命を定むるに至れり、其勢力の此に至る時勢の變遷とは言ひながら、豈波氏の謀略善く、其の圖に中れるに由らざらんや。

前年壓服せられたる土地同盟黨は形骸に於ては已に亡びたれども、主義綱領未だ全く失せず、事に觸れ機に應じて、屢實行せられ、終に國民同盟てふ名稱の下に蘇生し、發達し、復び前日に優るの勢を以て、地主の專横を制せんとせり、されば地主も全力を盡

くして再び之れを壓服せんと欲し、萬一の場合には武力を以て國民同盟黨の集會を解散せんと恐嚇し、密に恐嚇せしのみならず、公然武器を携へて集會を妨碍せり、而して政府も又地主に加擔して、所謂干涉妨碍を試みたるを以て、争鬪各所に起り、殺伐の悲劇踵を接して新聞紙上に顯はる、然れども終に新團體を壓服し得ずして、其の支部各地方に成り、千八百八十四年の初めには、組織整備其根基鞏固にして、最早や抜くべからず、同年國會々期の初めに當りて、愛土自治國會案を提出せしに、非難反駁の如く、三百三十二に對する百三十七の少數にて否決せられぬ、然れどもこれより愛土の氣運漸く見るに足り、英國政治家騰汗の大半も愛土の爲めに注がるゝに至りぬ、唯心頭懸かるものは、昨殺事件の怪雲天の一方に浮動するあるのみ。

第十七章 波寧流黨と保守黨との聯合

波氏の進取に銳意なる、自黨の主義と相反する黨派を擊破するに於て尤も努めたり、其の縱横の妙計奇策巧みに英國二大政黨を掀翻簸弄し、内閣の運命を雙手に翫びし經歷甚た見るべきものあり。

波氏黨は元來自由黨と和親結托するの傾向あるべきも、保守黨とは不倶戴天の仇讎なるべきなり、然るに波氏は千八百八十年より千八百八十五年迄常に保守黨と相提携し、唯鎮壓案の一事に反對せるのみ、蓋し鎮壓案を提出せるは自由黨なれども、元と鎮壓論は保守黨の持説にして、自由黨は之れを窃取せるに過ぎず、故に當時保守黨の鎮壓案を賛成せしは當然の理なり、然れども鎮壓案は愛土の自由を傷け、人民の幸福を害ふものなれば、提出者の何人たるに論なく、波氏の之れに反對せるも、亦固より當然の理のみ、此一事を除きては、波氏黨即ち自治黨は、常に保守黨と轡を駢ねて進み、政府を窘しめ、具氏を驚かせること其幾回なるを知らず、聯合の初年に遡りて、國會内の黨勢を見るに、千八百八十年には、自由黨員三百五十一名、保守黨員二百三十八名、自治黨員六十四名なり、故に保守自治兩黨の全員相聯合するも、猶ほ自由黨には四十九名

を輸せしなり、且つ自治黨にて、眞成の硬骨男子は僅かに三十七名に過ぎず、他の二十七名は軟骨特むに足らず、中二十三名は常に自由黨に加擔し居るを以て、實際に於て聯合軍は百名以上の多數を制せられしなり、是れを以て政府の根底牢固にして動かし難かりしが、翌年某議案採決の際、政府黨は僅かに三十九名の多數にて勝を制し、千八百八十四年五月十三日、對埃及政略に關する政府信任欠乏の動議採決の時、亦僅かに二十八名の多數を得て餘命を保ちたれども、大勢漸く變遷し、政府黨の勢力日々に減殺せるは、蓋し波氏が謀略其の圖に中れるが故なり、千八百八十五年の補欠選挙には、自治黨は七名の硬骨議員を加へて四十四名となり、自由黨は三名を失へり、斯くて同年二月二十七日、ゴルドン將軍に關する内閣信任欠乏の動議採決には、政府黨今は僅かに十四名の多數を得たるも、衰勢漸く明かに、其の運命旦夕に迫れるの觀あり、同年五月十三日、首相具氏は再び千八百八十二年の犯罪處分法の要條を施行せんと豫告し、又六月五日、政府は新鐵壓案を提出せんと公言せり、此二案は内閣の中にも、二三有力者の反對ありて、爲めに内閣分裂の兆ありき、越へて六月八日、豫算案の第二讀會に至りて、流石の具氏内閣も運命最早覺東なく、數日ならざるに自由黨内閣顛覆し、

具氏退きて、六月廿八日、サー・スパー・卿更つて内閣を組織せり。

新内閣は其同盟者たる自治黨に酬ゆるに、鐵壓案の抛擲を以てせり、是より先き、マッム・トラスナ殺戮事件の連累者と認められて、愛人苦役中にある者多し、然るに愛人は之を以て冤罪なりとし、嘗て前政府に向つて其の放免を請求して拒絶せられしが、新内閣成るや再び之を要求せり、新内閣は同事件の審判者として名望隆々たる、スペンサー・伯を憚り、且つ英政府の威嚴を失墜せんことを愛ひ、又輿論の非難を恐れ、逡巡躊躇して決せず、再審査を約し遂に充分の證據を擧げて、纔かに愛人を慰撫せり。

次ぎに波氏黨の貫徹せんと欲せる希望は、土地同盟黨の旨義、即ち土地は宜しく耕人に屬せしむべしとの持論を實行するにあり、抑も此旨義は其發表以來、英人の政變甚しく、タイムズ新聞の如きは、没取強奪旨義なりとまで酷評せり、千八百八十二年、ミス氏同一の旨義に基きて提出せる動議は、暗殺事件の餘焰と、犯罪處分案の氣焰に咽びて否決せられ、翌年には、デヨード、ハミルトン氏を除て、一人の繼承者もなかりき、千八百八十四年、トレンソーン氏亦同一の議案を提出せしに、到底實施し難きものなりと冷罵せられて、嘲笑の裡に葬られぬ、其の翌年具氏内閣は同問題に就きて全く顧みる

所なし之れに反し新内閣は對愛土政界に關しては力めて波氏黨の鼻息を窺ひ細心
顧慮至らざるなし恰も好し此時ヤブソン氏は土地同盟黨の旨義に基きて稍や實施
し易き一議案を提出せしに固より多少の反駁は免かれ難かりしも遂に可決せり
回顧すれば多年嘲笑侮罵の裡に沒せし土地同盟黨の旨義も五年の歳月を経て
法律となれり波氏が擒縱殺活の妙計も此に至りて極まれりと云ふべし

波氏が國會にて得たる所ろ斯の如し更らに愛土の状態を見るに「カーナーツン伯
大守となりて愛土に到るや専ら仁愛を旨とし愛土駐在の兵を去り暴吏を退け自か
らも人民に接する懇懇懇切を極む從つて人民の之を仰ぐ父母の如く其の到る處箠
食壺漿して歡迎せり斯くて犯罪者頼みに減じ古來稀れなる少數となれり以是觀之
愛土を平安に支配する唯た之れを放任するにあり切言すれば自治を許すにあり彼
の鎮壓旨義の如きは妄の甚しきものなり嗚呼是れ豈嘗に愛土に止まるのみならん
や萬國悉く皆な然かり

今や波氏黨は正に滿心得意の境にあり恰も此時千八百八十五年の總選舉とはなり
ぬ總選舉に先だち波氏愛都ダナリン府に開ける慰勞宴會の席上にて演説せる其の

略に曰く

時機熟セリ愛黨が其ノ屋上ニ唯一ノ看板ヲ掲クベキノ時正ニ至レリ所謂看板ト
ハ愛土自治是レナリ

と此一語は總選舉に臨み非愛黨に對する宣戰の布告となり保守黨の奸謀なる此宣
言に對して公然贊否を言はず唯た各黨員の自由に放任し選舉後無記名投票により
て其の向背を確定せんと定めたり當時愛黨即ち波氏黨の勢力強大にして之れと結
托する者は勝ち之れと争ふ者は敗るゝの姿なりしを以て保守黨候補者の狡智に長
けたる自からを欺きて愛土回議説を述て奔走せり此の時波氏と愛土大守との會合
は保守黨自治黨の聯合を助成せり二黨の袂を連ねて縱横に馳驅するや向ふ所殆ん
ど敵なし爲めに自由黨候補者は意外の選舉區にて失敗せる少なからず具氏言へり
保守黨の誇り顔するは波氏の後援あればなりと亦以て波氏が勢力の強大なりしを
推知し得べし總選舉の結果は左の如し

- 自由黨 三百三十三名
- 保守黨 二百四十九名
- 波氏黨 八十六名
- 獨立議員 二名

流石は具氏なり、聯合軍と戦ふて、保守黨に勝つこと八十二名、聯合黨に對して、僅かに二名の多數を制せられしのみ、聯合黨は大抵の問題に就きては、相聯合し得ると雖も、保守黨は自黨の旨義を、非常に反對せる愛土自治案に關しては、確固なる結合得て望むべからず、假りに確固なる聯合成ることを得るとするも、保守黨内閣は其の運命を賭して、敗勢明かなる自治案を提出するの勇氣なし、さりどて波氏は如何に慷慨するも、獨力を以て如何ともすること能はず、是に於て波氏は保守黨との聯合も敢て利する所、少なきを觀るや、斷然從來五年間相聯合せる保守黨と分袂し、去りて局外に立ち、機に臨み變に應じて巧みに英國の二大政黨を翻弄せり。

第十八章 愛蘭土自治案

總撰擧の結果、波寧流氏は八十五名の首領となれり、氏の之れを指揮する宛かも手足を使ふが如く、進退意に従はずといふことなし、具氏は傑物なり、英國政海誰れか能く比肩するものぞ、然れども仍ほ斯かる多數の親兵なしと聞く、これを以て思ふに、波氏の勢力や驚くべし、宜なる哉、英國二大政黨が波氏の鼻息を窺ふに汲々たるや、總撰擧終りて波氏は保守黨の與になすに足らざるを覺り、決然袂を拂つて聯合を解き、部下を率ひて獨立し、局外にありて暫らく思慮せり、思慮して而して後ち何れに行かんと欲する乎、波氏の運動これより刮目して見るべし。

千八百八十六年の國會は總撰擧後の新國會なれば、世人は皆な頭を擧げて凝視せり、一月二十一日、女皇陛下の勅語あり、然れども愛土に關する政治の方針は、曖昧模稜にして捕捉すべからず、蓋し政府の意見確定せざりしが爲めなり、下院は勅語審査討議を始むるや、勅語中、農業の衰頽未だ挽回の實蹟を見ざるは、朕が痛嘆する所なりと云へるに對して、シエス、コーリンズ氏左の修正説を提出せり。

農民目下ノ困窮ヲ救濟セシメ、爲メ、正當ノ價ヲ以テ大地主ノ土地ヲ買收シ、之レヲ小

修正説は保守黨は勿論自由黨の温和派よりも反駁せられたるに拘はらず具氏は却て賛成し是れ實に英國の小農をして流離四散の不幸を脱かるゝことを得せしむるものなりと論ぜり波氏は固より修正説を賛せり採決の結果可とするもの三百二十九票否とするもの二百五十票即ち政府は七十九票の少数にて敗れぬ而して其の七十三票は實に現場の波氏黨の投じたる數なり是に於て内閣は責任を負ひて直ちに總辭職をなし二月六日具氏は其の第三次の内閣を組織せり。

具氏は波氏の援助を得て保守黨内閣を倒せり新内閣の波氏に負ふ所尠なしとせず然らば今何を以て之れに報ゆべきや波氏は總撰舉に際して愛土自治を疾呼し其後も之れを絶叫せり波氏の新内閣に向つて要求する所は愛土自治なり具氏にして若し讓る所自治にあらずんば以て波氏の心を満たすに足らず當時風説あり具氏就職に前ちて波氏に自治を内約せりと風説固とより信を措くに足らざれども兎に角新内閣は愛土に自治を與へざるべからざる事情ありしは疑ふべからず然れども人民皆な思へらく自治は大事なり輕々に斷すべからず英政府一たび自治を愛土に許さ

は波瀾の及ぶ所大に印度其他の殖民地及屬邦を刺衝し是等亦争ふて自治を要求するに至るべし若し各殖民地屬邦にして自治を得ば一轉して獨立國となるや明かなり是れ即ち英國の統一を破り其の滅亡を招ぐものなりと相率ひて反對せり豪邁なる具氏も此に至りて多少鈍なるを覺ゆ然れども具氏の多智なる方寸の内自ら決する所あるも公然之れを發表せず同僚を瞞して内閣を組織せり。

具氏内閣を組織するに當て非自治論者ヘンリー・ジョムス氏就職を肯んぜずして自治論者モリリー氏愛土尙書の重職に就けり然るにスベンサー卿は樞密院に長となり「チャンパーレン」氏は地方政務局長となり「キムバリー」伯は印度事務大臣となり「トレンヴェリアン」氏は蘇格蘭事務大臣となれり而して諸氏は共に非自治論者たるなり是を以て見るに新内閣の意見は自治なるが如く非自治なるが如く其間甚だ明かならず爲めに保守黨よりは痛く誹譏せられぬ然り新内閣對愛土政略の方針確定せざりしなり然れども首相具氏の意見は自治なりしなり三月十三日具氏は果然愛土自治案を内閣會議に提出せしに閣議一致すること能はず「チャンパーレン」「トレンヴェリアン」の二氏辭職せり已にして具氏は四月八日を以て自治案を國會に提出せんと公

言するに及んで輿論果して激昂し、人民各所に集會して反對の運動を始めたり、今や具氏は正に攻撃の燒點となれり。
 千八百八十六年四月八日暮は開かれ、愛土自治案議院に現はれ、今古未曾有の壯觀を呈せり、愛黨は午前六時頃より議場に詰め懸け、九時頃には最早や満員となり、傍聽席も亦内外の貴紳公衆にて立錫の地だもなし、此場の大立物は、大宰相具氏なり、首相の入り来るや、議場崩るゝ計りの大喝采を以て迎ふ、其の莊重なる姿勢態度は、見る者をして敬畏の情を起さしめ、其青白き顔色は苦心慘憺の狀を知るに足れり、徐に起つて自治案を説明するや、議場は水を打たる如く静まり返り、鑿針の響尚ほ聞き得べし、滔々三時三十分間の大演説は、畢生の才智と雄辨とを揮へるものにして、流石の反對派も肅然として耳を傾け、敢て片語の嘲罵を加ふるものなし、自治案の要目を上ぐれば左の如し、

女皇陛下ヲ元首トシテ、愛土ダブリン府ニ愛土國會ヲ開設スルコト、
 國會ハ二院ヨリ成立シ、第一院議員ハ百三名、第二院議員ハ二百六人タルベキコト、但シ英國國會ニ愛土議員ヲ出ササルコト、

第一院議員二十八名ハ、愛土貴族ヨリ成リ、在職期限ハ三十一年ナルコト、其ノ殘數ハ二百磅我千二百圓ノ歲入所得ヲ有スル者ヨリ撰擧スルコト、而シテ撰擧者ハ二十五磅我百五十圓ノ歲入所得ヲ有スル者タルベキコト、議員ノ在職期限ハ十一年ニシテ、每五少年ニ半數改撰ヲ行フコト、勿論再撰ハ不都合ナシ、
 第二院ハ現在ノ撰擧區ヨリ、倍數ノ議員ヲ撰出スルコト、
 愛土太守ノ職ハ存シテ軍務ヲ掌ルコト、但シ政治上ニ干與セザルコト、
 愛土行政府ハ國會内多數派ノ首領、女皇ノ代理者太守ノ命ニ應ジテ組織スルコト、其存立ハ國會ノ投票ニ由テ左右セラル、ハ、英ノ内閣ニ同シ、
 女皇ハ太守ノ職權ヲ通シテ、法令ヲ裁可シ、國會ノ解散召集、停會等一切ノ大權ヲ行フコト、
 愛土國會ノ權利ニ關シ憲法上ノ紛議起ルルハ、英國樞密院ノ裁決ヲ仰グベキコト、
 愛土國會ハ宗教ニ關スル法律ヲ制定スルノ權ナキコト、
 國產稅及關稅ハ當分、英國大藏省ニテ管理スルコト、
 愛土行政府ハ愛土ノ終身裁判官及其他ノ官吏ヲ任免スルコトヲ得、

愛土國會ハ内國稅(國產稅及關稅ヲ除キ)ヲ賦課スルヲ得、又所期ノ用途ニ支出スルヲ得、又公債ヲ興シテ諸般ノ事業ヲ經營スルヲ得、又地方制度ヲ制定シ、教育ヲ管理スルヲ得、

從來ノ諸法律ハ愛土國會ニテ改正セラレ、若クハ廢棄セラレザル以上ハ、其ノ儘適用スルヲ、

愛土行政府ノ行政費ハ、愛土大藏省ノ負擔タルベキヲ、

愛土ハ合衆王國ノ公債償却資金ノ五分ノ一、又陸海軍費及文事費ノ五分ノ一ヲ負擔スルヲ、又警察費ニ年々百萬磅ヲ支出スルヲ、以上ノ金額表左ノ如シ、

公債償却資金 一、八二六、〇〇〇磅

陸海軍費 一、六六六、〇〇〇

文事費 一、一〇〇、〇〇〇

警察費 一、〇〇〇、〇〇〇

總計 四、六〇二、〇〇〇

右ノ金額ハ向フ三十年間ハ、削減スルヲアルモ増加セザルヲ、

愛土政府全收入額六百十八萬磅ノ内、百分ノ四ハ、徵收費トシテ英政府ニ納メ、殘額五百九十三萬三千磅ノ内、前表ノ總計額ヲ英政府ニ納メ、殘額百三十三萬一千磅ハ愛土政府ノ純收入タルベシ、

自治案討議始まるや、トレンジョリアン氏先づ第一に不可説を唱へ、次に波寧流氏起立せり、氏は自治案に關しては具氏に亞々の大立物なれば、萬目盡く氏が一身に注ぎ、自治黨員は狂呼して喝采せり、波氏は大體に於ては贊成なれども、英政府が愛土の國產稅及關稅を管理すると、並に愛土に警察權を與へずして、百萬磅を負擔せしむるの不當なるを駁し、又英政府の歲出中、愛土の負擔すべき金額を過重なりと論ぜり、波氏の期望や大なりと謂つべし、尋て反對論者は何れも自治案を以て、英愛二土分裂の政策なりと痛論せり、翌九日には先きに新内閣より退ける、チャンパーレン卿は、辭職せし理由を詳述して、具氏は己れを欺けりと罵り、且つ自治案は英國々會の議政權と矛盾せりと論じ、次ぎに自由黨着實派の「ハーチントン」卿は、全體に於て自治案を非難し、前首相は具氏の自治案は波氏に降服せるものにして、大英國の耻辱なりと公言せり、已にして第一讀會は辛ぶじて通過せり。

四月十六日具氏は愛土地買上案を提出せり、同案は自治案に附帯せるものにして同時に施行せんと欲せるなり、買上案の要旨は左の如し、

愛土地主ヨリ土地ヲ買上ケテ之レヲ小農ニ賣渡ス、而シテ一時ニ價ヲ拂ハズ、年賦ヲ以テ拂ヒ、二十少年ノ後全額皆納ノ時其ノ所有者トナス、

土地買上資金ハ英國ニ於テ年三米利付ノ公債一億三千磅ヲ興ス、此公債ハ愛土政府ガ本國政府ニ對スル負債ト定メ愛土政府ハ年々地主ヨリ徵收スル地代ヲ以テ本國政府ニ返納シ、本國政府ハ之レヲ以テ公債償却ニ充ツル、

土地買上案は自治案に次ぐの大問題なり、自治案の反對者は亦買上案の反對者にして議論器々都鄙に普ねく、隣邦佛蘭西日耳曼の諸新聞も亦其の可否を論ぜり、具氏の此問題を提起せるは一舉して英愛二土間八百年來の紛擾を除かんとするにありしは氏が屢々公言せるに由て明かなり、氏は之れが爲め股肱チヤンパレンゴハートントソの諸氏を政敵とし、老友、ブライト氏と政治界に手を分ちて相諍ふの已むを得ざるに至れり、自家信んずる所を敢行するに於ては紛々たる世上の譏譽褒貶固とより男子の意とせざる所、奸臣と罵られ賊子と嘲けられるも、吾に於て何かあらん氏は

尙ほ毅然動かさること山の如く、縦横の智略を揮ひて三日間の討議の末、其の第一議會を通過することを得たり、

自治案第二讀會に移るに前て、自由黨の非自治案派の人々は、一日某所に會して、自治案廢棄の政策を確定せり、此派に屬する者凡そ九十餘名、以て同案可否の樞機を握るに足れるなり、故に分離派の政策一決して、形勢既に分明、最早や調和望むべからず、六月七日具氏は自治案第二讀會を開くべき動議を提出して、最も巧妙なる演説をなせり、然れども得て大勢を挽回すべからず、採決の結果は左の如し、

可とする者

三百十三票

否とする者

三百四十三票

内閣は三十票の少数にて敗れたり、此時分離派の九十三名は實に反對に立ちしなり、自治案終に地底に葬らるべきか、未だ知るべからず、何となれば國會解散てふ疑問の前路に横はるればなり、

六月二十六日國會は遂に解散せられぬ、臨時總選舉の大標旗は愛土自治問題なるを以て自由黨の分離派は百年の政敵保守黨と聯合して、具氏及波氏と戦へり、然れども具氏心に分離派は自治案の細目に就き意見を異にするに過ぎざれば、遠からず再び

同一の埒場の内に露解せらるべしと期せり故を以て分離派の候補者に對しては深く介意せず専ら保守黨と戦へり惜むべき哉其の自家の臆想誤れるを悟りし時は機已に去れるの時なりしなり總選挙は終れり投票函は開けり結果は左の如くにして顯はれたり

具氏派	百九十一名	分離派	七十八名
保守黨	三百十六名	波氏黨	八十五名

これを自治案派と非自治案派とに區別すれば左の如し

自治案派	二百七十六名	非自治案派	三百九十四名
------	--------	-------	--------

自治案派即ち政府黨は百十八名の少數なり是に於て具氏は國會を開くに及ばずして辭職せり嗟乎蓋世の大政治家が一生の全腦を絞り出したる愛土自治案終に蹉躓せり勝敗は政治家の常なれば失敗固とより歎くに足らずと雖も愛土尙ほ永く英政府の羈絆を脱すること能はざるを想はば豈亦慷慨の情に堪へんや

然りと雖も此一戦を経て愛黨の旗幟更に鮮明陣脚更に堅牢英人をして敬畏の情を起さしめたること幾段願みれば愛土は曾つて全英土を敵として戦ひ今は則ち絶世

の大政治家を擒にして其の陣頭に迎へたり愛黨前途の光明是に至りて大に輝けりと謂ふべし

第十九章 波氏審問事件及び其の晩年

具氏の内閣倒れて、サリスベリー侯千八百八十六年八月三日、其の第二次の内閣を組織せり、新内閣の對愛土政略を叙説するに先つて、聊か愛土の状況を述べし。地主の専横は依然として舊の如く、自家の利益に逆ふ借地人を遇する甚だ悽嚴なり、嘗て十一名の地主借地料を引上げしことあり、其の金額は左の如し、

舊借地料

三百三十三 七シリング

改正借地料

四百五十九 六シリング 六ペンス

差引引上金額

百十九 九シリング 六ペンス

是れ實に數十の借地人が蒙れる損害なり、彼等は漫に地主に抗せしにあらざ、唯た其の好む所の人物を國會議員に選舉せるに過ぎず、愛民の自由を束縛せらるゝ率ね斯の如し、是に於て愛民憤慨の情激し、處々に地主を脅迫し、巡査と闘争する者多し、人民の團結愈々鞏固なると共に、地主の専横其の勢を加へ、國內漸く紛擾し、鎮壓主義の保守黨内閣をして、亦た鎮壓案を擔き出さしむるに至れり。若し鎮壓令て、非常法を行ふの場合ありとせば、何人の政府に立つに論なく、治安上

必ず之れを適用せざるべからず、然るに現今の愛土尙書アーサー・パルフォオル氏就職以前即ち、メッテール・ヘックスレーチ氏同職に在るの日には、鎮壓論毫もなかりしなり、翌年三月五日、パルフォオル氏之れに更はるに及んで、忽ち鎮壓論内閣に起り、終に同案の提出となれり、而して其の理由とする所は、例の如く犯罪者の増加にあり、左の表を見よ、土地に關したる犯罪數なり、

一八八〇年	二、五八五	一八八四年	七九二
一八八一年	四、四三九	一八八五年	九一六
一八八二年	三、四三二	一八八六年	一、〇二五

上段は具氏執政の時、鎮壓令の實施を促かせる犯罪數にして、下段の千八百八十六年の犯罪數は、實に新内閣の鎮壓論を主張せし最大理由なり、余は此の兩表を對照して、保守黨内閣の餘りに鎮壓好きなるに驚かざるを得ず、且つ千八百八十六年の犯罪には、重罪のもの少なく、概ね五シリング若くは四十八日間位の禁錮に處せらるべきものなり、然るに政府は之れを目するに重罪を以てせり、重罪若し果して斯の如きものならば、殺人犯を稱するに如何なる措辭を以てすべきや、政府が重罪の文字を妄用

する亦極まれりと云ふべし。嗚呼政府愛民を説諭する一に何ぞ茲に至る。統計上より立論すれば、バルフォア氏の鎮壓論の謂はれなきこと前述の如し然れども氏が之れを唱ふる所以は他に在りて存ず。尙書國會に告げて曰く、鎮壓案は愛土の罪惡を鎮定せんが爲めなりと理由は固より斯の如くならざるべからず然れども愛土には罪惡なし何ぞ鎮壓令を要せん然るに氏が故らに之を唱ふるは蓋し國民同盟を壓服して地主を安するに在り即ち愛民の團結を打破するに在り鎮壓令實施せられて愛土名士の繋囚せられたるもの甚た多し。鎮壓令實施の後ち政府は土地法を改正し借地料を引下げたり借地料輕減は波氏が已に久しく稱道せる所にして亦た保守黨の六年間反對せる所なり然るに今や此果斷の處置あり以て聊か愛人を慰撫するに足れり。愛黨の同盟なる自由黨分裂して具氏内閣之れが爲めに覆へり加ふるに新内閣の政略愛土に不利なる者多く自治案派は正に重傷の中にあり恰かも此時千八百八十七年四月十八日俄然一發の砲聲英國の天を崩し地を裂く者あり否な實に世界萬人の耳を聳せり是れ何ぞや曰く千八百八十七年四月十八日倫敦タイムズ新聞紙上に撰

寫掲載せる波寧流氏の手書なり書狀は其の友人に宛てたるものにして其の要に曰く

予ヲ以テ思フニフエニツクス公園ノ暗殺ハ愛民ノ正ニ執ルベキ進路ナリシナリ
當時愛土尙書ノ死セシハ多少悲ムベキノ情アルモ秘書官ボルシ氏ノ斃シハ自
業自得ナリ此書意ハ君ノ親友ニ語ルモ妨ケナシ云々(千八百八十二年五月十五日

ノ日附)

所謂手書なるもの之意義を察するに波氏は公園暗殺を正理と認むるのみならず實に暗殺てう卑劣なる兇行手段を勸奨せるものなり是れ叛逆なり一揆なり決して雲烟過眼視すべからず宜しく鼓を敲て之れを責むべし右手書を掲載するに先ちタイムズ新聞は波寧流主義及び其の罪惡と題せる長篇を連載し波氏を以て殘虐無道の人となし手書を公にするに及んで攻撃其の極點に達せり其の材料豊富其の議論精微天下亦た波寧流氏の暴虐を信ぜざるもの殆んど稀なりタイムズの攻撃説は當に波氏而上の荆鞭なるのみならず亦た實に具氏黨頭上の鐵錘なり然るにタイムズ新聞社の頻りに戦を挑むに會しながら波氏は唯國會にて手書なるものは偽書なりと

明言せしのみにて躊躇應ぜざるの色あり是に於て政府黨は波寧流氏已矣と喜び具氏黨及び愛黨は窮に危惧を懐けり波氏は更に暗殺事件調査委員設置の儀を請求すれども政府は却て之れに應ぜず蓋し其意に思へらく反對黨敗殘の衰勢に乗じて斯かる調査委員を設くるは鶏を割くに牛刀を用ゐるに類す若かず其の勢力稍や回復せるの時此利器を以て具氏の片腕波氏を退け反對黨を徹座に碎かんと越へて千八百八十八年七月該問題再燃するや波氏亦た調査委員設置の議を提出せるに政府は時機熟せりと思ひけん速に之れに同意せり然るに波氏は却て其の細目に異議を挟み口を極めて之れに反對せり是に於て政府黨の人々は相耳語して曰く是れ波氏其心に安んぜざる所あるが故なりと

調査委員定まりて遂に臨時裁判を開くに至りぬ審問は進むに従ひ波氏には次第々々に不利にて五十餘回の調査審問にて證據物件となり現はれし者を瞥見するとき其の味方と雖も萬事已矣の嘆なきを得ず審問の最中波氏は突然タイムス新聞社を告訴し名譽毀損賠償金五萬磅(我三十萬圓)を要求せり頭を回せば前きにタイムス新聞が所謂手書を公にするや若し之れを無實なりとせば宜しく法廷に訴へて其冤

を雪ぐべしと誇言して戦を挑めり然るに波氏は冷然として應ぜず却て調査委員設置を申出でたり而して政府も其の求に應じ右議案通過せる今日なれば何人も唯た其の調査の結果を注目せるに何ぞ圖らん響きには法廷を偏頗なりとして之れに訴へざりし所の波氏は俄に告訴の手續をなし當局吏をして蘇格蘭に在るタイムス新聞社の財産を差押へしめ且つ又た黨人二名をして英國の法廷にもタイムス記者及持主を告訴し前陳の賠償金を請求せしめんとは斯くして火の手は三方に舉がり一時英國政界の此大問題を焦爛せんとするの勢あり此時に當り英國自由黨員は奮て義捐金を募りて波氏に寄贈し以て訴訟の費用を補へり蓋し費用足らざる爲め恨を吞んで敗訴に甘んぜざるを得ざるの例往々にして之れあればなり予は其の特に記すべき美舉なるを信ず

「タイムス」新聞の政論は實に銳利を極む屢々揚言して曰く、
 維令バノヤル氏ニ天地ヲ動カスノカアルモ我が紙上ニ掲出セシ手書ノ贖物ナル
 一チ證明スル能ハザルベシ
 所謂手書は「ゴット」なる者が「タイムス」社に賣付けたるものにして氏は實に「バイ

ムス新聞社最要の証人なり、証人の供述若し誣ゆべからず、手書果して眞なりとせば、波氏は已に死せるなり、其同盟なる具氏黨の勢力を損ふと蓋し、少小にあらざるべし、証人の供述若し虚偽なること明ならば、タイムス新聞は人を誣証せるの罪免るべからずして、其の名誉或は是より地に落ちん、嗚呼、手書の眞贋如何、証人の供述果して如何。

第五十四回審問の日、タイムスの証人、ビゴットの供述あり、此日氏は波氏の代言人、チャールズ、ラッセル氏の精銳敏捷なる詰問に堪ゆること能はずして、脆くも破綻百出の苦境に陥り、第五十五回審問當日には、タイムスの頼み切たる証人も、言窮し辭屈して、手書の偽造なる旨を白狀し、第五十六回の審問當日には、遠く遁逃して影なく、後ち西班牙マドリット府に於て自殺を遂げたり、是に於て乎、昨日までは意氣揚々たる、タイムス、代言人も、呆然として計の出づる所を知らず、第五十七回の審問日、千八百八十九年二月二十七日、偽書とは知らず、之を證據として、波氏暗殺事件に關係せる旨を論難したる過を謝し、且つ最要の證左として、二年間世に頒布宣傳せる波氏其他の手書を悉く取消し、其翌日、タイムス新聞の社説にも、同様の謝意を記述し、且つ波寧流主義

及び其の罪惡と題せる、一小冊子の發賣を停止せり、斯くして、タイムス新聞社は全然大失敗し、終に賠償金五萬磅を仕拂ひて、其の局を結べり。

波氏は始めより充分の證據を握り居り、何時にても、タイムス社の攻撃を碎破し得べきに、何が故に二年間の久しき急雨の如く、其身に降り注ぐ誹譏、讒謗、不名譽を忍び到底之を雪ぐこと能はざるが如き情形を示せるや、思ふに時機未だ熟せざるの一事實に之れが原因なりしに似たり、蓋し具氏黨未だ元氣を回復せずして、保守黨内閣正に強盛を極むるの日にありては、タイムス社の攻撃を打破して、己れが名譽を回復するも、唯た少しく愛黨の氣勢を増加するのみにて、未だ大に政府を弱むる材料とはなり難し、是に於て右に避け左に逃れ、出來得るだけ弱味を示して、政府とタイムス社の關係をして離るべからざるに至らしめんことを力め、同時に手書偽造者及び其他の證跡を蒐集し居たるに、具氏黨漸く元氣を回復し、大舉して保守黨内閣を覆へし得べき年月も近づきければ、時機正に至れりとなし、乃ち此大問題を提起せるなり、神機妙算、天下絶倫と稱すべし。

タイムス社失敗の電報諸外國に達するや、各國の諸新聞は筆を揃へて、保守黨政府は

波寧流氏を埋葬せんと掘れる穴へ自ら埋葬せられんとするに至れりと評せり、蓋し政府と、ガイムス社との密接なる關係あるを知ればなり、當時政府危急の巷説喧しかりしも、亦之れが爲めなりと云ふ。

破聲歌み荷煙散じて、波寧流氏は身に一倍の光榮を擔ひて出でたり、蘇格蘭土エツンパヲ市は特に、氏に同市の市民権を贈り、自由黨の百四十六團隊より連署の頌徳表を呈し、又千八百九十年六月二十八日氏四十四歳の誕辰に際し、其の同僚の一大祝宴に預りぬ、是れ正に波寧流氏最盛の時なり。

波氏が生涯の變轉定まりなきは、其の智畧の縱横限りなきが如し、波氏は全盛を極むると同時に、怪雲の其頭上に蹶蹴くものあり、範罪事件是れなり、クヤロト、オシー氏は其妻に對して離婚の訴を起し、姦通の聯累被告人として、波寧流氏を指名せり、世人皆な思へらく、波氏の情は其容貌の冷かなるが如く冷かなるべし、且つ、チャレンス、デルの前轍あり、波氏豈其の轍を蹈むものならんやと、敢て之れを信ずるものなし、然るに全愛土人民の運命を一身に負ふ波氏が、僅に一婦人の故を以て、回天の偉業を中途にして止めんとは、信じ得べからず、然るに氏は終に一回だも法廷に出でさりき、而して

法廷は、オシー氏の請求を正當なりと宣告し、波氏をして訴訟入費を負擔せしむ、已にして同婦人は離婚後六ヶ月を経て、法律上の禁解くるや、千八百九十一年六月二十四日波氏と結婚せり、是に至りて天下の人々は、事の意外なるに驚けり。

離婚裁判の宣告一たび決するや、波氏はこれより政界を去りて、隱遁の生活を爲すべしとは、世人の一般に豫期せる所なり、然るに同僚は氏に舊の如く、首領の位置を占めんことを勸説せり、波氏も亦之れを容れ、千八百九十年十一月依然國會に出席して、自治黨員を引率し、黨員も異議なく首領に再選せり。

波氏再選せらるゝや、其の同盟軍の首領具氏は、余は敗徳者、波寧流氏と偕に自治論を唱道するを欲せず、波氏にして自治黨首領を辭せずんば、自ら自由黨の首領を辭すべしと公言し、斷乎として愛黨を恐嚇せり、是に於て、愛黨周章狼狽前きに異議を言はざる者も、今は當然として不平を鳴らせり、波氏亦愛人に告げて言ふ、愛黨今日の勢力を作りしは、必竟するに其獨立せるにあり、然るに若し今日具氏に干渉せらるゝが如き事あらば、是れ愛黨死するなり、愛黨の死するは善し、自治の目的を遂ぐるの期なきを如何せんと言辭切ならざるに、おらず、然れども身は已に人倫の大道を破り、且つ具氏

の反對するに逢ふ焉くんぞ善く人心を一にして已れに従はしむるを得んや、愛黨は終に二分し、一は「マッカーシー」氏を首領に撰定して、公然波氏を黜け、一は波氏の旗下に留まりて、之れを助く、「デロン」オブリの二氏は、自黨の危急を見、米洲より歸航し、巴里に留まりて、前きに保釋中米國に脱走せるなり、百方調和を試みれども成らず、亦波氏を去る、斯くて兩派間の鬭争甚しく、同一撰舉區に兩派の候補者現はれ、或は殺傷の悲劇を演せることさへ少なからず、夫れ波寧流氏の愛土に功ある、古來比すべきものなし、然るに今や戈を執りて之に抗するものあり、是れ實に波氏自ら招けるの罪なり、敢て恨むる所あるべからず、愛人は深く波氏の功を謝せざるべからず、然れども亦其罪を恕すべからず、然らずんば天下の公義、社會の道徳を如何せん、彼の私の汚徳を以て公の生活を傷くべからずと言ふ者は、蓋し醜を掩ふの遁辭のみ。

我が明治二十四年十月十三日の東京諸新聞は、一千八百九十一年十月十日英京倫敦の電報とし、左の一事を記せり、

下院議員「チャイルス」スチウット、パーチル氏死セリ、

嗚呼波寧流氏逝けり、余は天涯萬里を距て、竊かに一滴の涙を滌ぎぬ。

波寧流氏没するの時、齡四十五、新紙其罪を擧げず、友朋其失を言はず、葬らるゝ時、數萬の愛人は、潸然として其の柩を送れり、墓は愛土「グラナツ」井ノ寺院にあり、無冠王、オー「コンチル」氏の墳を距る數百歩。

第二十章 結論

英政府の對愛蘭土政策の盲目的なりし爲め、愛人は如何に苦惱呻吟せしか而して其失策の結果、彼をして自治論を唱道せしめ絶叫せしむるに至りし歴史は叙述し盡せり、其の失錯に由りて愛人の蒙りし損害を驗するには、人口の増減表を以て最も簡明なりと信んず、故に左の表を掲ぐ、

年次	英蘭土及威耳斯 England & Wales	蘇格蘭土 Scotland	愛蘭土 Ireland
千八百〇一年	八、八九二、五三六	一、六〇八、四二〇	五、三九五、四五六
千八百十一年	一〇、一六四、二五六	一、八〇五、八六四	五、九三七、八五六
千八百二十一年	一二、〇〇〇、三三六	二、〇九一、五二一	六、八〇一、八二七
千八百三十一年	一三、八九六、七九七	二、三六四、三八六	七、七六七、四〇一
千八百四十一年	一五、九一四、一四八	二、六二〇、一八四	八、一七五、二二四
千八百五十一年	一七、九二七、六〇九	二、八八八、七四二	六、五五二、三八五
千八百六十一年	二〇、〇六六、二三四	三、〇六二、二九四	五、七九八、五六四
千八百七十一年	二三、七二二、二六六	三、三六〇、〇一八	五、四二二、三七七

千八百八十一年 二五、九七四、四三九 三、七三五、五七三 五、一七四、八三六
 千八百九十年 二九、四〇七、六四九 四、二二〇、五四七 四、六九九、二二五

英蘭土威耳斯及蘇格蘭の人口は年々増加せしに、獨り愛蘭土の人口のみ大饑饉前即ち千八百四十一年までは歳々増加し、同年には八百萬人以上の數を保つしに拘はらず、其の以後は年を追ふて減少するの傾向あるは一に英政府施政の失錯に基因せざんばあらず。

英政府の失錯は如何に愛民に移住を促かせしかば、左の移住民比較表に就て見るも灼然たるべし。

年次	英蘭土威耳斯人 England & Wales	蘇格蘭土人 Scotland	愛蘭土人 Ireland
自千八百五十三年 至千八百八十九年	一、九三三、三〇一	三六四、〇九八	二、二八九、七三五

(前後二表は千八百九十一年の政治年鑑)

前掲の人口表と相對照して見るときは、誰れか愛土移住民の夥多なるに驚かざるものあらんや、彼等の移住するは支那人の如く猶太人の如く、單に利を追ふて四海に流浪するに非らず、又自由を得んか爲めにも非らず、唯生命の安全を保障せん爲めなり、

余は筆を秃して繰り返せし如く、愛人は土地法の不完全と、無謀の法律とに堪る能はず、換言せば彼等は英政府從來の施政の下に天壽を保護し難きを以てなり、愛人の戀しき故山を去り、天涯地角に在りて、野に転り、田に耕し、兼て十年一劔を磨く者、深夜鷄鳴を聞き床を蹴つて起つあるは、豈偶爾ならんや。

愛蘭土は百歳の後も、尙ほ今日の慘狀を脱すること能はざる乎、これ茲に稽查すべき一大疑問なり。

天下常強の國なく、亦常弱の國なきは古今の通勢なり、今日英國は世界の一等國を以て誇り居るも、豈長へに最強國ならんや、英の文人、マコーレー卿、一日倫敦、テイムス橋上に佇立し、愁然として曰く、他年此の河畔に黍秀漸々分禾黍油々分を歌ふ者あらんと、嗚呼英國、地久しく強暴を逞ふするの餘力を保持し得んや、今日英國の國勢已に亭午を過ぐるの觀あるに於てをや。

英國の寶藏として頼む所ろは東印度なり、此の寶藏の鎖鑰は將に猛鷲に攫去せられんとせり、幸に強奪を免るゝも、東印度獨立の氣運鬱積して、爆發の機近けりと、傳ふる者の言疑ふべからざるが如し、又植民地濠洲獨立論、日を追ふて彼の土に勢力を占む

るも眞なり、又聞く、屬邦加奈陀も年々歳々一倍の力を増して獨立の傾向を示せりと、傳者の言豈棒大なりとせんや。

以上の諸邦其の一獨立するの日は、これ大英合衆王國瓦解破滅の日なり、而して其の獨立論は歐洲戰亂破裂の時機、迫れるか爲め、近時は一層氣焰を加へたるの色ありと云ふ、英國衰弱の日は、愛土の自治成るの日なり、然らば則ち、本國々勢頽廢するに非らずんば、愛土自治到底成らざる乎、其れ然り、豈其れ然らんや。

具氏最多數を引率して内閣を組織する日は、愛土の自治望んで得べかららんや、今年七月は英國總撰擧の時なり、近時具氏屢々公言して、言ふ總撰擧の日、吾か黨は殆んど百名の多數を制し得べしと、具氏の言多少誇張に失すると、するも多數を制するに於ては疑ふ可からず、然れば具氏の内閣は今年中に成ると共に、愛土の自治其の目的を遂げんと亦必ずべきなり、余は思ふて此に至る毎に神氣快然たるを覺ゆ。

愛土自治成れるか爲め、英の諸屬邦、暈を接して獨立するあらば、英の不幸や、悲むべし、然れども、英人は歎くべからず、杜牧之曰く、滅六國者六國也、非秦也、族秦者秦也、非天下也。

愛蘭 經世偉略終
慘狀

愛蘭 經世偉略跋
慘狀

天下ノ富、宇内ノ強、未ダ英蘭土ノ如キアラズ、而シテ宇内ノ貧、天下ノ弱、未ダ英蘭土ノ如キアラザルナリ
均シクコレ同一國民ニシテ、而カモコノ霄壤ノ差アルモノ何ゾヤ、自治ノ制未ダ完カラズ、藩閥ノ弊、尙ホ除カザルモノアレハナリ
然レトモコレ猶ホ可ナリ、帝國將來ノ事、今ニシテ之ヲ戒メズンハ、又其弊ニ堪ヘザルモノアラシ
嗚呼股鑑遠カラズ、近ク愛蘭土ニアリ、讀者深ク之ヲ察セヨ

明治壬辰晚春於于國士館

乾外 櫻庭經緯 識

明治二十五年五月三十一日印刷
明治二十五年六月戊日出版

版權錄

版權
所有

著者兼
發行者

對馬健之助

印刷者

東京芝區三田四國町三十番地
黑田八郎

發行所

東京小石川區同心町廿七番地
國士館

印刷所

東京橋區西紺屋町二十六七番地
秀英舍

大賣捌

東京日本橋區通一丁目
大倉書店

定價金四拾錢

後進

毎月一日十五日二回
一部前金 六 錢
十部前金 五拾五錢
廿部前金 壹 圓
郵券代用一割増

○「日本」…先進の士後進を待て願るべく後進の士先進の士によりて成すべし若し有爲なる後進の徒多からずんば先進の事業も亦好果を收むる能はざるのみ「後進」の抱負や大、識見や邁、行文辭勃、進修怠らざんば其造詣する所を知るべし「後進」其れ努力せよ

○「國會」…斯の先輩を輕侮し先進の恩誼を棄却せる社會上の亂世に際し自ら「後進」と題して出づ其題、其心事、既に優なるを覺ゆ吾輩は此種雜誌の愈々益々發達せんとを望む然れ共先進諸君亦罪なしとせず其職任たるや只管後進を誘掖し後進を薦勵するにありなから之を誘掖もせず之を薦勵もせず子々帯々として獨り自己の能事を了り以て自ら得々とする現や先輩諸君の輕侮せらるゝは是れ其徳に欠くる所あるに出づるものも亦少からざるをや既に「後進」なる者出づ先進諸君亦深く自ら警省して可なり

○東京新報…其任する所「よく血涙の筆となり至誠以て其志を養ひ其氣を鼓するもの」ならん去れば其文往々豪傑風に傾けども雜報の如き面白き所あり(下略)

○報知新聞…號して「後進」と云ふ特勝なる名字なる哉思ふに先進の業を承成するものは後進なり今

や先進の士漸く老んとす後進の國士奮起するの秋なり此志望を抱負して生るゝ者を此雜誌とす壯なる哉自愛せよ

○東京經濟雜誌…開卷第一に記して曰今や青年雜誌其數に乏しからざるも多くは是れ巧に浮華の文を弄し妙に華麗の繪畫を挿み以て一時の快樂を專にするに過ぎず能く血涙の文となり血涙の筆となり至誠以て其志を養ひ其氣を鼓するものあるなし「後進」是に於て乎起り此弊を除くと「後進」の抱負大なりと謂ふべし

○國民之友…「後進」は豪骨青年を養成せんとを期する者の如く其論說に於て雜錄に於て雜報に於て成るべく優柔なるものを避けて粗豪なる者を選びたり

○高知月報…青年後進の間に在て其弊を矯め後來爲す有るの實才を養成せんとを期するにあり

○東北月報…少年浮華文弱を痛斥し剛邁撲質の氣風を養成せんとす眞に是れ逆流的希望を抱くもの一讀奮起すべし

○秋田魁新報…方今青年雜誌其數實に牛棟も管ならず而して多くは徒に艶文佳語を列ね以て血氣青年輩一時の娛樂の具となすに過ぎず至誠以て青年を鼓舞し英氣を養成せんとする者に至りては曉星と一般實に寥々たるものなり「後進」の發行豈偶然ならんや(下略)

○鹿島新聞…青年諸士の發見する所にして文章華麗俊爽一讀三嘆の快味あり且又寄書には名士の有益なる論文あり有爲の少年一讀すべし

○青森日報…(前略)其目的は社會人士の日々に浮華に流れ道義節操の夜々に廢頽せるを慨き先進人士の己に之か救濟者たるに足らざるを知り自ら後進の身を以てこの責に當り以て國家の富強と榮譽

とを期せんと欲するにあるか如し其抱負の大にして心志の美妙なる實に人をして瞻着たらしむるものあり余輩も國家扶植の手は彼の徳操の腐敗せる外面志士にあらざして道心の最も堅固なる充實的憂士にあるとは夙に了知せり故に常に此種の雜誌ありて共に其氣を鼓舞作興せんとを望み居れり然れ共世の進歩發達は學堂氏の寄書に云はるゝ如く恰も老少年の國家に於ける實に車の兩輪鳥の双翼なるが如くなれば壯者も必ずしも誇るに足らず老者も未だ全く惰るゝに足らず共に柱となり礎となり上となり下となりて各其分において運動せられんとを望まざるを得ざるなり(下略)

◎陸奥新聞：東京大火の爲めに其の原稿を焼かれ去月十五日發刊の豫定日に遅れて本月一日を以て第二號を發刊するに至れり本號後進欄内「先輩と後進」は方今我國先輩の先輩たる實を盡くすものなく萬人の師表となり後進を導く先輩なく後進の士は將に之れ飄々として絲を離れし紙鳶なり誰を頼で世途の長途を歩まんやと嘆じ嗚呼我之を得たり春宵秋夜燈を燒て舊史を尋ね古人と茲に會し英雄と茲に談じ之を師とし之を友とし方に大に砥礪するあらん而已矣と論結せり後進者流此師友を以て能く其志を高ふし世途の艱難を排するの勇氣を養ふを得るや論說には櫻庭經緯氏の活學論内藤耻

斐尾崎學堂兩氏の寄書其他文苑雜錄等燦然見るべき者あり又近時出色の好雜誌と云ふべし

◎女學雜誌：青年の手に由て成る活氣鬱勃たり吾人は後進が義侠の心を發揮すると共に寛弘偉大の精神を修養せんとを望む者なり

◎早稻田文學：此雜誌の主旨とする所「慨然孤劍を握けて死生の間談笑し單身國に殉する昔日の士風」を復興するにあり論說雜報の外に詞苑寄書評林の諸欄あり意氣頗る壯なり

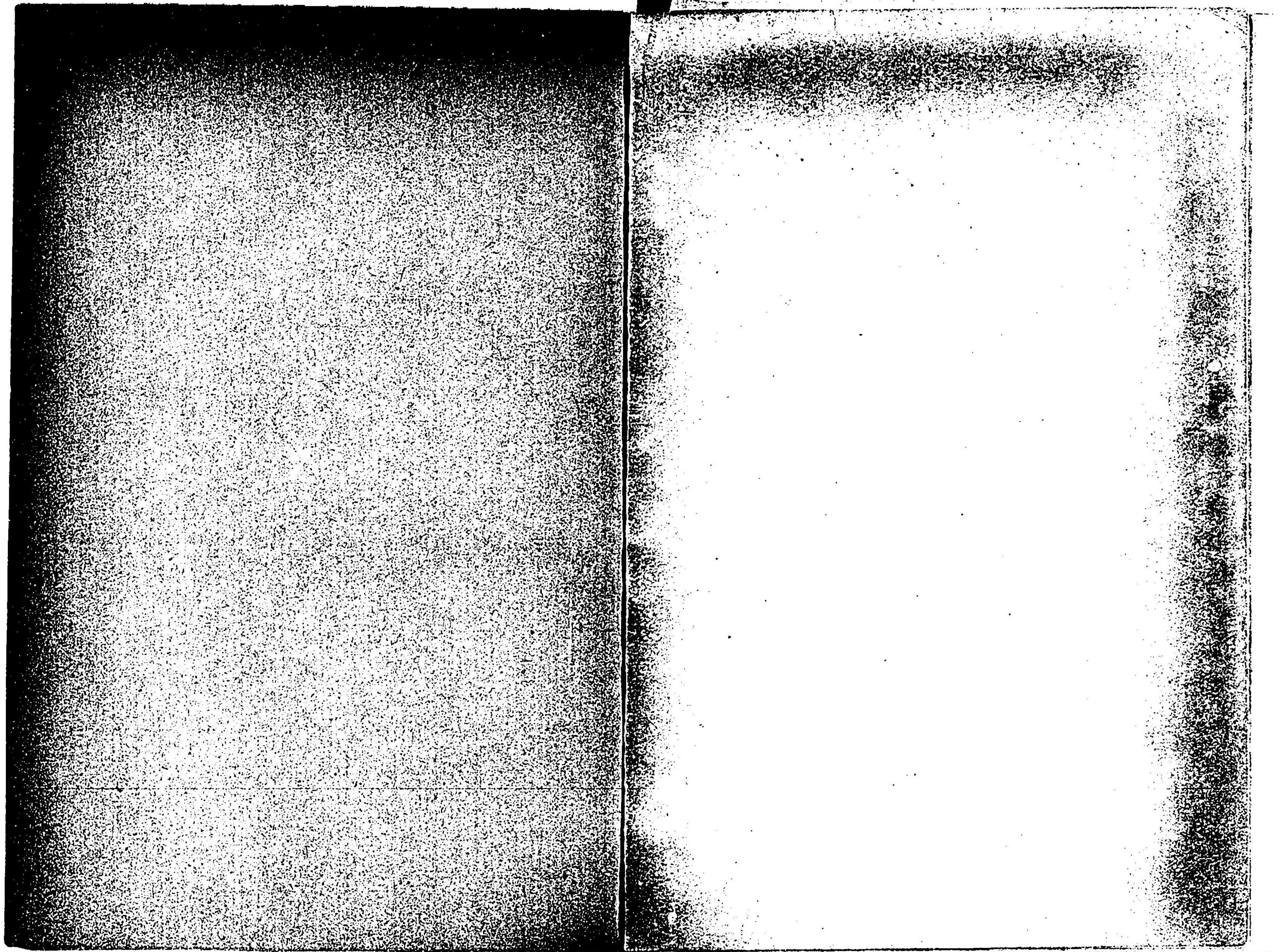
發行所

東京小石川區同心町二十七番地

國

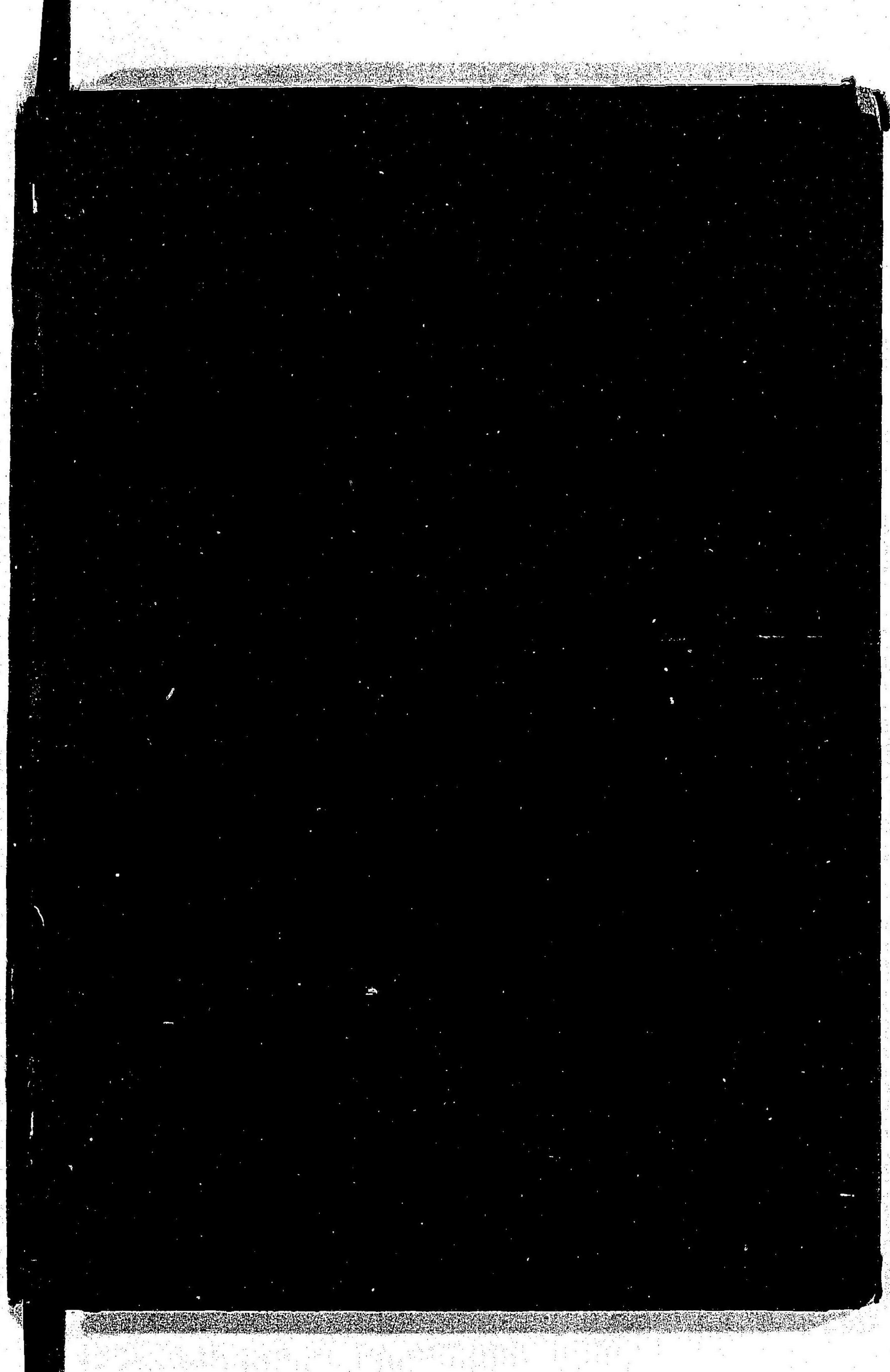
士

館



42

120



42
120

003492-000-9

42-120

愛蘭慘狀經世偉略

対馬 健之助 / 著

M25

ACD-0001

